

2026 東京の福祉保健

福祉・保健・医療施策を、
一体的・総合的に推進

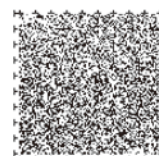


あなたと福祉職場をむすぶ
ふくむすび
東京都

このマークは目の不自由な方などのための「音声コード」です。
専用の読み取り装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

一人ひとりと生きるまち。

東京都



はじめに

誰もがいきいき生活し、活躍できる東京を目指して！

東京都の福祉・保健・医療を取り巻く社会経済情勢は、変化のスピードを速めており、少子高齢化と人手不足の深刻化、共生社会の実現に向けた機運の高まり、AIをはじめとするテクノロジーのドラスティックな変化など、都民が求めるニーズや社会的課題は、高度化、多様化の一途をたどっています。

さらに、能登半島地震をはじめとした過去の災害の経験から、災害時の医療機能の確保や高齢者、障害者などの災害時要配慮者に対する支援等の取組の重要性が指摘されています。

このような中で、将来にわたって都民が安心して生活できる社会を実現するためには、これまでの事業実施の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。

そのため、令和8年度は、次のような施策を重点的に進めていきます。

第一に、子供・子育て、高齢者、障害者、生活福祉分野では、地域での自立した生活を支える施策を進めます。妊娠期からの切れ目のない子育て支援や保育サービスの充実、介護人材確保対策や総合的な認知症施策の推進、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援の充実に取り組みます。

第二に、保健・医療分野では、質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指して施策を進めます。在宅療養環境の整備、救急・災害医療、小児・周産期医療などの医療提供体制の整備やそれを支える医療人材の確保と質の向上に取り組みます。

また、がん検診受診率の向上に向けた取組など健康づくりの推進や総合的な自殺対策などに取り組みます。

第三に、健康安全分野では、多様化する健康危機から都民を守る施策を進めます。新型コロナウイルスへの対応を踏まえた新興・再興感染症対策、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保、人と動物との調和のとれた共生社会の実現などに取り組みます。

こうした施策以外にも、福祉・保健・医療分野におけるDXの推進や総合的な福祉人材確保対策の実施、防災対策の充実などに取り組みます。

また、広域的な視点から、都民ニーズを捉えた様々な施策を、民間・地域・行政の力を最大限に活用しながら、効率的・効果的に推進します。

都は、今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、都民の生命を守り誰もが安心して、いきいき生活し、活躍できる都市の実現に向けて取り組んでいきます。

令和8年4月

表紙写真

(左上) 知事による新たに100歳を迎えた方への訪問

(右上) 「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクール 令和7年度最優秀賞

(中央) 蚊媒介感染症予防 普及啓発ラッピングバス

(左下) 福祉・介護のしごと「ふくむすび」キャンペーン（福祉人材集中PR月間）

(右下) 令和7年度一類感染症患者対応訓練

本誌は原則として、令和8年4月1日現在の情報を掲載しています。

新規は、新規事業を示しています。

目次

福祉局・保健医療局 普及啓発キャラクターの紹介

さとぺん・ファミリーとは…

里親制度の普及啓発キャラクター。群れで協力してヒナを守るペンギンのように、里親や社会が手を取り合い、子育てをしていくことへの思いが込められています。



ホイコム・ホイクマンとは…

保育人材の確保・育成・定着キャラクター。保育の仕事に関心のある皆さんや保育所に寄り添い、保育の魅力や情報をお届けします。



こことは…

保健医療局キャラクター。羽の色は、保健医療局のサービスの安心・安全を表す青色や、温かいハートを表すピンク色などに変化します。都民の健康と生命を守るため、毎日、東京のいろんな場所を飛び回っているよ。



きいちゃんとは…

東京都アレルギー情報naviのイメージキャラクター。アレルギー反応は、「鍵」と「鍵穴」に例えられる場合があることや、サイトで症状改善につながる「キーポイント」を紹介することから、「鍵」をモチーフに生まれました。きいちゃんと共に、アレルギー疾患に関する様々な情報を発信していきます。



1 将来世代にわたって信頼できる福祉・保健・医療サービスを 目指して

東京都の福祉保健予算 2

2 東京都の福祉・保健・医療施策

(1) 子供家庭への支援 3

子供と家庭の現状／東京都子供・子育て支援総合計画／保育サービス／子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成／子供・家庭に関する相談／児童相談体制の強化／社会的養護の充実／青少年・若者の自立支援のために／母子保健・医療の充実／ひとり親家庭への支援／女性福祉

(2) 高齢者への支援 19

高齢者の現状／東京都高齢者保健福祉計画／介護保険制度の仕組み／介護保険制度で利用できるサービス／介護サービスの充実のために／介護人材などの確保・定着・育成のための支援／介護予防など地域における日常生活の支援／医療と介護の連携強化／認知症のある人やその家族等に対する支援／地域生活を支えるサービス基盤の充実／社会参加の支援

(3) 障害者（児）への支援 33

障害者（児）の現状／東京都障害者・障害児施策推進計画／障害者・障害児地域生活支援 3か年プラン（令和6年度から令和8年度）／障害者総合支援法／児童福祉法（障害児支援）／共生社会の実現／社会参加の支援／パラスポーツの振興／地域移行とサービス基盤整備の促進／身近な地域の医療支援体制の充実／自立に向けた就労促進策の拡充／サービスを担う人材の養成・確保／障害者（児）に対する医療支援・手当の支給／障害に関する相談・療育支援、その他／障害者に関するマーク等

(4) 生活福祉の推進 47

生活保護／無料低額宿泊所における居住環境改善への取組／生活困窮者自立支援制度／生活福祉資金貸付事業／新生活サポート事業／ひきこもりに係る支援事業／地域生活定着促進事業／低所得者・離職者対策／ホームレス対策／山谷対策／戦争犠牲者への援護など／被災者への支援／福祉のまちづくり／福祉人材の確保・定着・育成

(5) 医療提供体制の確保 55

医療施設の現状／東京都保健医療計画／医療に関する情報の提供／外国人患者への医療／地域医療提供体制の整備／在宅療養支援体制の強化／がん医療対策／救急医療の充実／周産期医療の充実／災害医療の充実／災害時のこころのケアの充実／へき地医療対策の充実／医療人材の確保と質の向上／医療の安全確保

(6) 保健施策の推進 65

都民の健康状態の評価／保健所・保健センター／総合的な自殺対策の推進／健康づくり／難病患者・原子爆弾被爆者等への支援／血液の確保・臓器移植対策等の充実／医療保険

(7) 健康危機への対応 72

健康危機に備えて／感染症対策／食品の安全／医薬品等の安全／生活環境に起因する健康影響への対応／衛生的な環境の確保／動物の愛護と管理

(8) 広域的自治体としての役割 85

区市町村の主体的な施策展開の支援／サービスの信頼確保と質の向上への取組

(9) 災害に備えた体制の充実・強化 89

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保／災害医療の充実／災害時のこころのケアの充実／被災者への支援

3 参考資料 90

東京都福祉局・保健医療局の組織・問合せ先／相談の窓口／福祉局・保健医療局の主な刊行物等／福祉局・保健医療局ホームページ

東京都の福祉保健予算

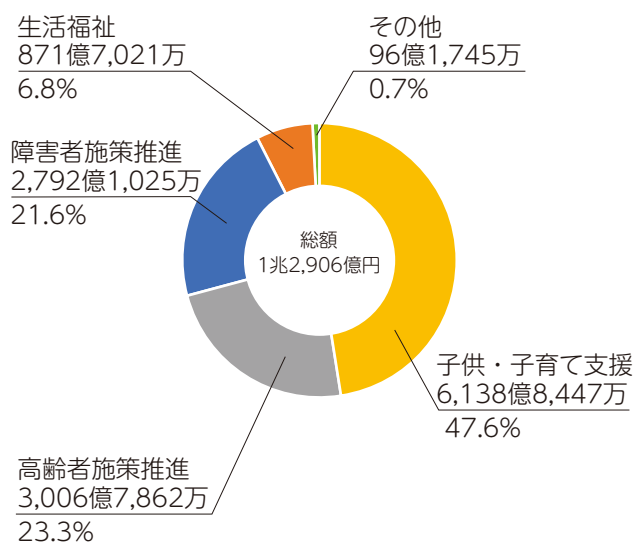
東京都の令和8年度予算は、「2050 東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、明るい未来を実現する予算と位置付け、編成されました。

福祉局・保健医療局では、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える利用者本位の福祉を実現するため、大都市特有のニーズに即した様々な取組を強化するとともに、誰もがいきいきと活躍できる都市の実現に向けた施策展開を強力に推進していくという方針で編成しました。

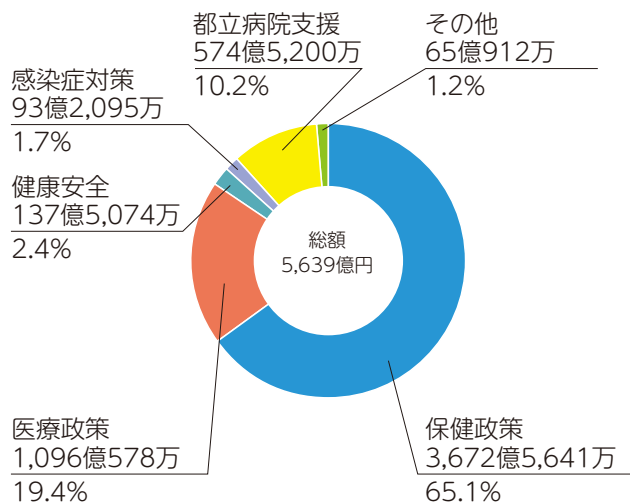
この結果、福祉局予算は1兆2,905億6,100万円、保健医療局予算は5,638億9,500万円となり、東京都予算（一般会計総額9兆6,530億円）に占める割合は、福祉局13.4%、保健医療局は5.8%となりました。また、「福祉と保健」に関する予算の都一般歳出に占める割合は、25.8%となっています。

○一般歳出は、一般会計のうち、公債費及び特別区財政調整会計繰出金、地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費（税連動経費）などを除いた、いわゆる政策的経費のこと。

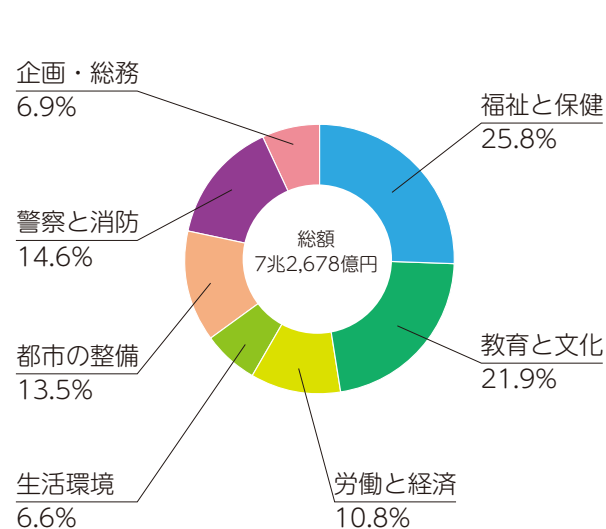
■令和8年度福祉局予算（一般歳出）



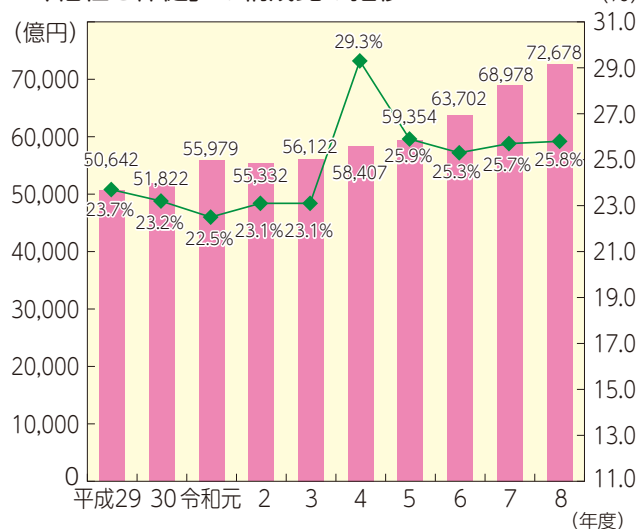
■令和8年度保健医療局予算（一般歳出）



■令和8年度東京都予算（一般歳出）



■当初予算一般歳出額と、それに占める「福祉と保健」の構成比の推移



(1) 子供家庭への支援

東京都は、令和7年3月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」に基づき、子供・子育て支援の多様な施策を展開していきます。

子供と家庭の現状

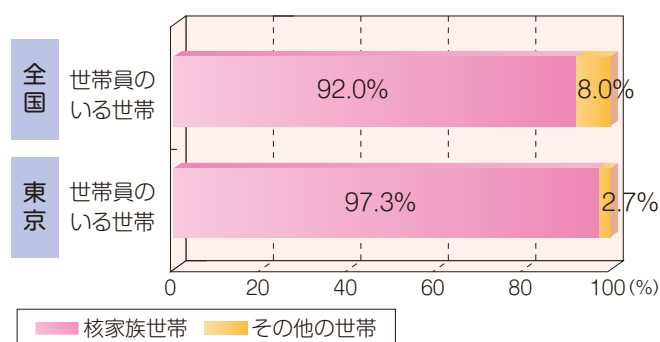
コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。

子育て家庭を取り巻く状況

核家族が主流になっています。また、共働き世帯が増加しています。

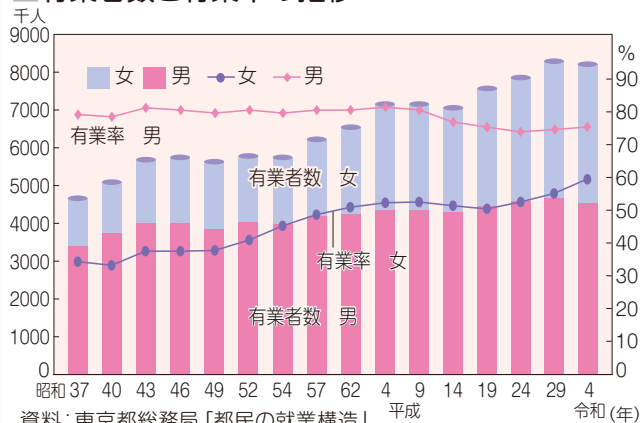
子供家庭への支援

■ 6才未満の子供のいる世帯の家族類型
(全国、東京都 令和2年)



資料：総務省「国勢調査」

■ 有業者数と有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

子育てをされていて日頃感じていることは様々です。

■ 子育てをされていて日頃感じること
(負担に感じること)



(注) 「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている。

(総数 父=2,301人、母=2,465人)

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」(令和4年度)

東京都子供・子育て支援総合計画

「東京都子供・子育て支援総合計画」は、東京都における子供・子育てに関する総合計画であり、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」と、こどもの貧困解消法に基づく「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」とを一体的に策定しています。

第3期の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。

計画の理念

- 1 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

目標と取組内容

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- ◆子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備します。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- ◆乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い多様な教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- ◆「未来の東京」に生きる子供たちが、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるようになることを目指し、誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育の実現を図っていきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていきます。

目標4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

- ◆貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を進めていきます。

目標5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- ◆様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- ◆家庭生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）が実現した社会を目指すため、性別にかかわらず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備します。また、安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故等を防ぐための取組を行います。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

保育サービス

多様な保育サービスの充実や質の高い保育の確保・充実に取り組む区市町村や事業者を支援します。

(福祉局子供・子育て支援部保育支援課)

【保育サービスの充実】 (様々な保育サービス)

地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援しています。

認可保育所

保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設です。令和7年4月1日現在、都内に3,640か所(定員320,637人)設置されています。

認証保育所

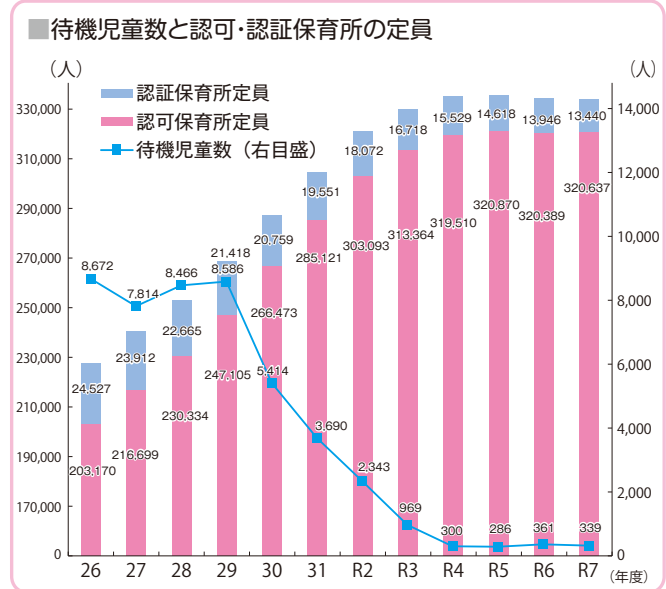
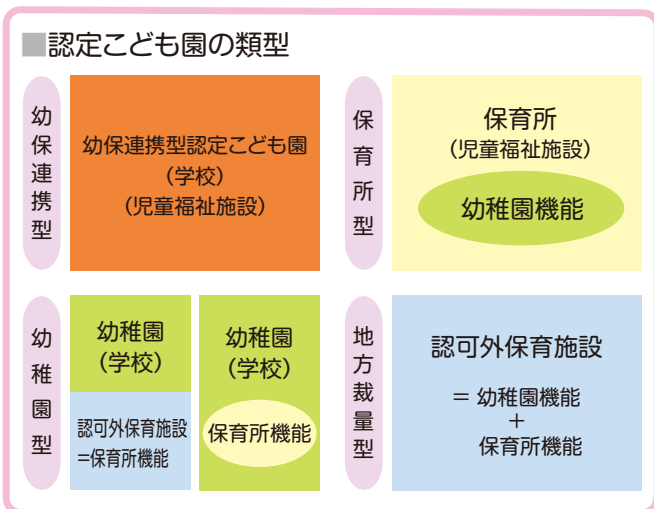
東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設です。令和7年4月1日現在、396か所(A型346か所・B型50か所)が設置されています。

夜間帯保育事業

都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供するため、深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援します。

認定こども園

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能と②地域における子育て支援を行う機能を持つ施設を都道府県等が認可又は認定する制度です。令和7年4月1日現在、都内に208か所が設置されています。



○施設の類型

・幼保連携型

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校及び児童福祉施設の位置付けをもつ単一の認可施設となりました。

幼保連携型以外の認定こども園は、既存の認可幼稚園や認可保育所等がお互いの機能を付加することにより、認定を受ける制度であり、構成する施設により、大きく以下の3つの形態(類型)に分かれます。

・幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

家庭的保育事業

家庭的保育者(保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認める者)が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業です。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業があります。

小規模保育事業

定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し保育を行う、区市町村の認可事業です。

居宅訪問型保育事業

家庭的保育者が、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を行う、区市町村の認可事業です。

事業所内保育事業

事業主が、保育を必要とする従業員の児童及び地域の児童のために、自ら又は委託により保育を行う、区市町村の認可事業です。

とちょう保育園

都では、民間事業者等における地域に開放した事業所内保育所の設置を促進し、待機児童解消を進めるためのシンボリックな取組として、平成28年10月1日、東京都議会議事堂1階に「とちょう保育園」を開設しました。



一時預かり事業

保護者の疾病や育児疲れ等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

定期利用保育事業

パートタイム労働者や育児短時間労働者等に対応し、一時預かり事業等のスペースを活用するなどして、児童を一定程度継続的に保育する都独自の保育サービスです。

(整備促進)

施設整備等促進の取組

国による施設整備費補助に加え、区市町村や事業者の更なる負担軽減を図る補助や、賃貸物件を活用して施設を新たに整備する場合の家賃補助など、都独自の様々な支援策を実施しています。

保育所等用地確保の取組

保育所等用地の確保を支援することにより整備促進を図るため、所有地の減額貸付を行うほか、国有地や民有地を対象に、借地料補助や、定期借地権を活用した場合の一時金補助などの支援策を実施しています。

とうきょう保育ほうれんそう

保育事業者等が所有地を活用して保育所の開設を希望する場合など、所有地に関する照会や活用の提案などを受け付けています。

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/tokyohoikuhourensou>
(福祉局総務部総務課)

緊急1歳児等受入事業

認可保育所等の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児等を緊急的に受け入れる事業です。

認証保育所1歳児等受入促進事業

認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児等の受入れを促進する事業です。

【多様な保育ニーズへの対応等】

延長保育

保育認定を受けた子供に対し、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を行う取組です。

東京都病児保育推進事業

○病児保育事業費補助

病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援します。

○病児・病後児保育の設置等の促進

病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行います。

○今後の病児保育の充実に向けた検討等

都民ニーズや事業者のサービス提供の実態、区市町村の取組を把握するための調査を実施するとともに、病児・病後児保育施設の送迎サービスやベビーシッターを利用した病児保育についての検証を行います。

また、病児保育施設予約システムを導入・運用する区市町村を支援します。

医療的ケア児保育支援事業

医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、看護師等を配置するなど保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る事業です。

認証保育所障害児受入促進事業

認証保育所に対し、障害児受入れに応じて必要な経費を補助し、認証保育所の障害児受入れを促進する事業です。

保育所等利用世帯負担軽減事業

子供を持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、保育所等の保育料の無償化を図る区市町村を支援します。

認可外保育施設利用支援事業

認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料(利用者負担分)について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助し、地域の実情に応じた保育サービスの充実や質の向上を図ります。

ベビーシッター利用支援事業

保育所等を利用できない保護者や、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。

また、ベビーシッターの人材確保等に向けた広報活動や、利用者の利便性向上につながる取組を実施します。

認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業

認証保育所等が、空きスペース等を活用し、地域の子育て支援等に資する取組を行えるようコンサルティング等経費の一部を補助します。

とうきょう すくわくプログラム

全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し非認知能力の育成等に取り組む幼稚園・保育所等を支援します。

多様な他者との関わりの機会の創出

他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる都独自の仕組みです。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。

医療的ケア児等の育ちの支援事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対して、ベビーシッターによる保育を提供する区市町村を支援します。

【保育人材の確保】

保育人材確保事業

保育サービスを支える人材を確保するため、東京都保育人材・保育所支援センターに保育人材コーディネーターを配置し、各種相談業務を実施するほか、保育士有資格者等を対象にした就職支援研修、高校生を対象にした保育施設での職場体験、保育事業者を対象にした経営管理研修や社会保険労務士による定着支援等を実施します。また、「魅力ある保育」ホームページにより保育の魅力やそのやりがい等を発信します。

保育従事職員資格取得支援事業

保育従事職員が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を補助する区市町村を支援し、保育人材の確保を図ります。

保育士修学資金貸付等事業

以下の貸付事業により、保育人材の確保に取り組んでいます。

○保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸付けを行います。

○保育補助者雇上支援事業

保育士の労働環境改善等に取り組む事業者に対して、保育補助者の雇用経費の貸付けを行います。

○未就学児をもつ潜在保育士に対する

保育所復帰支援事業

潜在保育士が保育所等への復帰に当たり、自身の子供を保育所等へ入所させた場合、保育料の一部の貸付けを行います。

○潜在保育士の再就職支援事業

潜在保育士が保育士として保育所等に勤務した場合に、就職準備金の貸付けを行います。

○未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

未就学児を持つ保育士について、勤務時間により子供の預け先がない場合があることから、ベビーシッター等の利用料金の一部について貸付けを行います。

保育人材確保支援事業

保育人材を確保するため、区市町村が行う保育人材の確保・定着に関する取組に要する費用の一部を補助します。

地域における保育力アップ推進事業

保育の質の確保・向上を図るため、保育所間交流や園長会における意見交換等、地域交流の推進に取り組む区市町村を支援します。

保育従事職員宿舎借上げ支援事業

保育従事職員用の宿舎の借上げを行う事業者に対して、経費の一部を補助する区市町村を支援し、保育人材の確保・定着・離職防止を図ります。

保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、国のガイドラインに基づいて、専門分野別研修やマネジメント研修を実施しています。

保育士等キャリアアップ補助

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図ります。

保育所等の業務負担軽減支援事業

認可保育所等において、ICTを活用した会計業務を行う職員を配置することにより、施設長等の業務負担を軽減し保育の質の向上を図る区市町村を支援します。

保育体制強化事業

認可保育所等において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着や児童の安全確保を図ります。

保育所等デジタル化推進事業

書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、保育所等におけるデジタル化を推進することで、保育士の業務負担軽減を図ります。

【その他】

認可外保育施設に対する指導監督

認可外保育施設に対し事前指導や研修、立入調査などを実施しています。また、立入調査結果や施設を選ぶ際の留意点などについて、ホームページで公表しています。

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai>

○認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業

認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行っています。

保育所等における虐待等の通報・相談対応

保育所等における虐待等に関する通報・相談窓口の設置等により、虐待等に関する通報・相談に対応するための体制を強化します。

子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成

全ての子供と家庭が必要なときに身近な地域でサービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実、相談機能の強化に取り組んでいます。
(福祉局子供・子育て支援部家庭支援課)

【子育て支援】

利用者支援事業

子供、保護者、妊娠中の方等が、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を実施する区市町村を支援します。

(福祉局子供・子育て支援部企画課)

子育て支援員研修事業

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施します。

(福祉局子供・子育て支援部企画課)

在宅サービスの充実

各区市町村が、子供家庭支援センターなどにおいて次の事業を実施しています。

○ショートステイ（短期入所生活援助事業）

出産・冠婚葬祭及び育児不安などの理由により、一時的に子供を養育することが困難な場合に、児童福祉施設などで短期間子供を預かります。

ショートステイの利用枠確保や協力家庭の活用等に対する支援を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。

○トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合や休日不在の場合などに、児童福祉施設などで平日の夜間又は休日に子供を預かります。

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行い、必要に応じてサービス提供に結び付けます。

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談を行います。

○子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等に支援を行います。

○子育て世帯訪問支援員資質向上事業

訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援します。

子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で子育てを援助したい人と子育てを援助してもらいたい人が会員となって、子供の預かりや送迎などの相互援助を行う活動です。

◇54区市町村で実施（令和7年10月末現在）

子供食堂等居場所支援事業

新規

地域の実情に応じた「子供の居場所」をつくり、食事の提供や親の養育支援を行う取組等を通じて、地域全体で子供や家庭を支える区市町村の取組を支援します。

子供食堂普及啓発事業

新規

区市町村が行う子供食堂の普及啓発に向けた取組を支援します。

地域における多様な居場所確保事業

小学校に通うことが難しい児童の一時的な受け皿として、既存の地域の社会資源等を活用し、見守りを行う仕組みを創出します。

児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない子供に対し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、進路相談等を包括的に提供する区市町村を支援します。

子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業

食事の調理を行うヘルパーやボランティアを子育て家庭に派遣することで、適切な支援につなげ、子供の健やかな成長を支援します。

親子関係形成支援事業

子供との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成を図ることを目的としたペアレントトレーニング等を実施します。

こども家庭センター体制強化事業

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施します。

ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーを早期に把握して適切な支援につなげられるよう、支援へのつなぎにおいて核となるヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援します。また、当事者に対するピアサポート等を行う団体への支援や、ヤングケアラーに関する情報発信や交流等の機会を創出します。

児童相談におけるデジタル化推進事業

区市町村の子供家庭支援センター等におけるデジタル化を推進し、テレビ会議等の活用による業務負担の軽減を図る取組を支援します。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子供の事故防止や家事のしやすさなど、子育てに配慮された優良な住宅を認定する「東京こどもすくすく住宅認定制度」の普及を図り、質の高い住宅の供給を促進しています。（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）

手当の支給

子育て家庭に対しては、児童手当（国）があります。ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当（国）、児童育成手当（都）があります。また、障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。

（福祉局子供・子育て支援部育成支援課、心身障害者福祉センター調整課）

018サポート

子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給します。

子育て応援+（プラス）

新規

実質賃金がマイナスの状況が続く中、子育て世帯を応援するため、東京アプリ生活応援事業の支援対象外である0歳から14歳の子供に対し、1人当たり11,000円を1回支給します。

医療費などの助成

乳幼児・義務教育就学児・高校生等のほか特定の病気にかかっている子供などを対象に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成しています。

（福祉局生活福祉部医療助成課、子供・子育て支援部母子健康支援課）

不妊治療費等の助成

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び一般不妊治療費用の一部を助成します。

さらに、不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用された体外受精及び顕微授精並びに併用して行われた先進医療に要する費用の一部を助成します。

また、女性が自分らしく人生を送るための選択肢を広げられるよう、卵子凍結への支援を行うとともに、凍結卵子を使用した生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。

（子供・子育て支援部母子健康支援課）

不育症検査費の助成

妊娠はするものの、2回以上の流産や死産などを繰り返し、結果的に子供を持たないとされる、不育症について、リスク因子を特定するためにかかる検査費用の一部を助成します。

（子供・子育て支援部母子健康支援課）

無痛分娩費用の助成

都内の対象医療機関で無痛分娩を実施した都民に対し、最大10万円を助成します。

（子供・子育て支援部母子健康支援課）

子供の多様な体験機会の確保事業

家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供・親子が一緒に楽しめる事業を企画・実施する区市町村を支援します。

【子育てにやさしい環境づくり】

子供・子育て応援とうきょう事業

子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、社会全体で子育てを支援する取組を推進することにより、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、以下の取組を行います。

・子育て情報サイトアプリ「とうきょう子育てスイッチ」の運用

- ・子育て応援とうきょうパスポート事業
- ・その他、社会全体で子育てを応援する気運を高める取組

HP

とうきょう子育てスイッチ
<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp>

（福祉局子供・子育て支援部企画課）



イメージキャラクター

子供が輝く東京・応援事業

社会全体で子育てを支えるため、子供・子育て支援の取組を行う事業者を支援します。

（福祉局子供・子育て支援部企画課）

子育て家庭の外出環境の整備 （「赤ちゃん・ふらっと」事業）



（赤ちゃん・ふらっと適合証）

「赤ちゃん・ふらっと」は、乳幼児を連れの方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。

「赤ちゃん・ふらっと」を設置した区市町村や事業者は、都が交付する適合証を利用者に分かりやすい場所へ掲示します。

現在、都立施設、児童館等の公共施設や、百貨店・ショッピングセンター等の民間施設に数多く設置されています。

ホームページで「赤ちゃん・ふらっと」の設置施設を紹介しています。

HP

<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/facility/flat>（とうきょう子育てスイッチ）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/akachanflat>（東京都福祉局HP）

◇1,656施設（令和8年2月現在）

【健全育成】

児童館

地域の子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成も行っています。

◇584か所（令和7年3月31日現在）

学童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後などに余裕教室・児童館などを活用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を支援しています。

また、長期休業期間における学童クラブの昼食提供や学童クラブのデジタル化を支援します。

◇2,090か所（令和7年5月1日現在）

東京都認証学童クラブ事業

都独自の運営基準に基づく運営が可能となるように学童クラブの運営費の補助をし、学童クラブの質の向上を図ります。

学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業

既存施設等を活用した多様な居場所づくりの支援により、学童クラブにおける待機児童の解消を図ります。

学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業 新規

学童クラブ職員用の宿舍の借上げを行う事業者に対して、経費の一部を補助する区市町村を支援し、学童クラブ職員の確保・定着・離職防止を図ります。

放課後居場所緊急対策事業

学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、安全・安心な居場所を提供します。

子供・家庭に関する相談

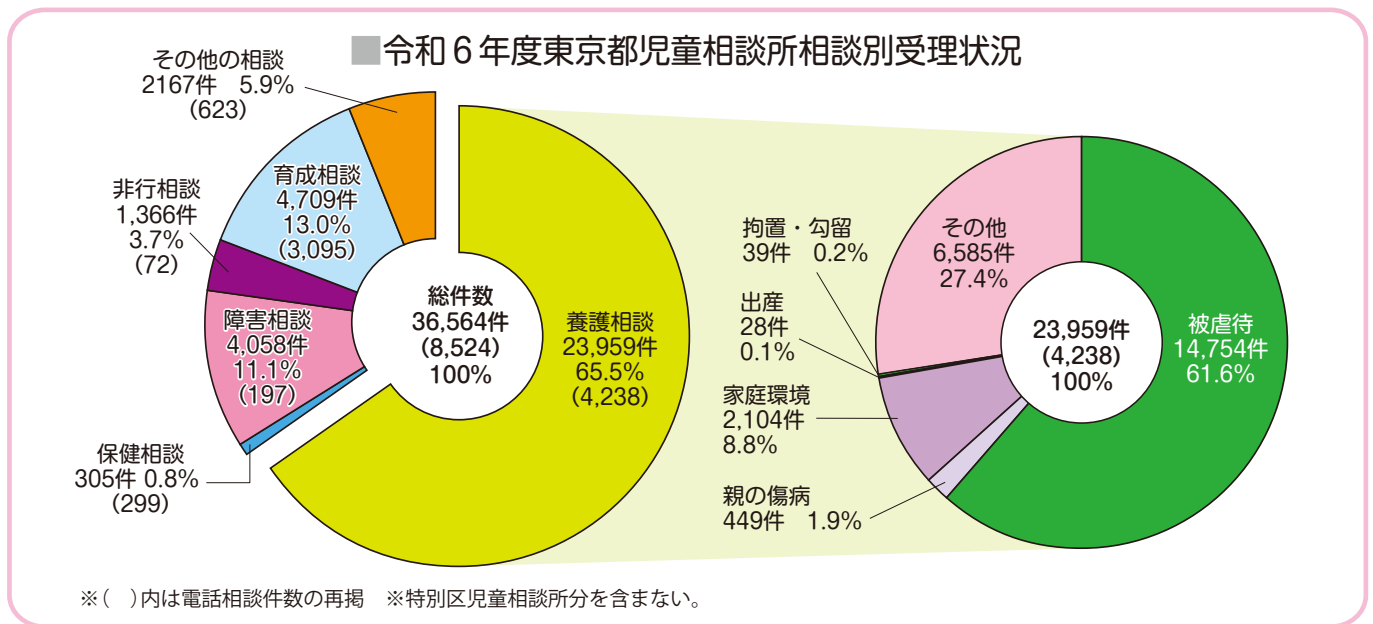
児童相談センター・児童相談所の設置や区市町村における子供家庭支援センター・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）への支援を行っています。
(福祉局子供・子育て支援部家庭支援課・各児童相談所)

児童相談センター・児童相談所

児童相談所では、原則 18 歳未満の子供に関する様々な相談に応じ、必要に応じて子供の一時保護や、家に閉じこもりがちな子供へのメンタルフレンドの派遣などを行っています。
◇ 12 か所（都立）10 か所（区立）（P.95 参照）

子供家庭支援センター

子供家庭支援センターでは、子供本人や子育てで家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。
◇ 61 区市町村（令和 7 年 4 月現在）（P.96、97 参照）



子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)

区市町村が身近な地域で親子の集いの場を提供し、子育てに関する相談や講座の開催などを行っています。
◇ 1,092 か所（令和 7 年 9 月 1 日現在）

子供の権利擁護専門相談

子供からの相談をフリーダイヤルの電話で受け、権利侵害事例について、子供の権利擁護電話相談員や子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを行います（P.96 参照）。（児童相談センター事業課）

児童相談体制の強化

虐待相談受理件数は、平成 10 年度には 714 件でしたが、令和 6 年度は 23,758 件となっており、相談内容も、深刻なものが多くなってきています。児童虐待を未然に防止するために、児童相談所の体制を強化するとともに、関係機関との連携を図っています。
(福祉局子供・子育て支援部家庭支援課、各児童相談所)

児童相談所の体制・機能強化

○児童相談所の人材育成機能の強化

児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所におけるケースワーク対応力を向上させるとともに、子供家庭支援センターや保健所等の虐待対応力向上を強化します。

○初期対応の強化

虐待ケースの初期対応を強化するため、警察や関係機関等と連携し、迅速かつ機動的に対応しています。

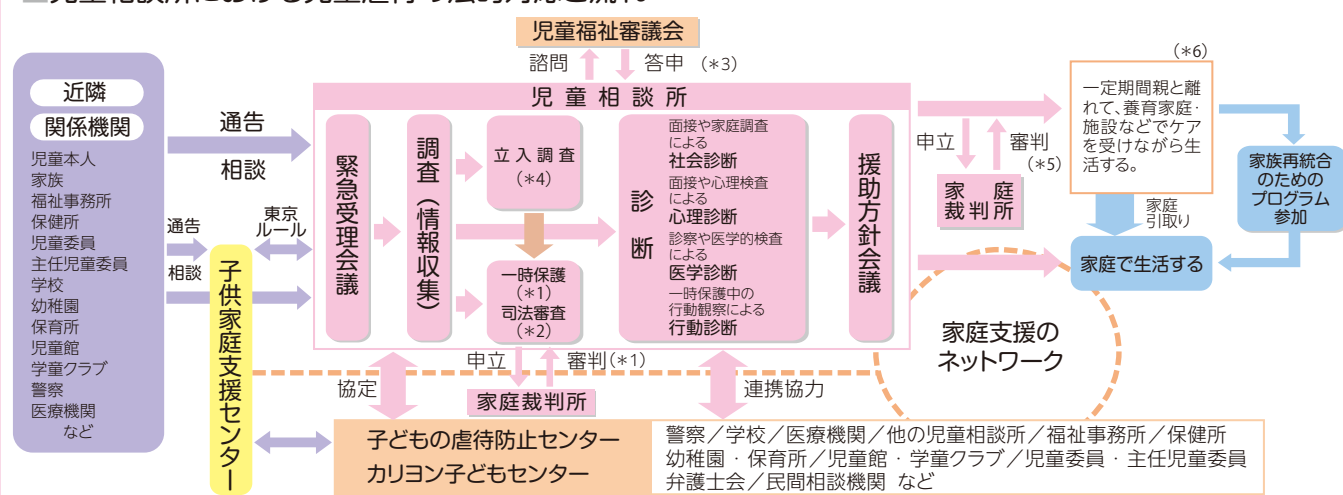
○家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○通年開所

児童虐待相談に迅速に対応するため、児童相談センターで、土・日・祝日(年末年始を含む。)の相談窓口を設置し、365 日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。

■ 児童相談所における児童虐待の法的対応と流れ



*1 2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、家庭裁判所の承認が必要です。
 *2 一時保護を行う際には、親権者等が同意した場合等を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に裁判所に一時保護状を請求する必要があります。
 *3 措置の決定及びその解除にあたって、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて判断する場合があります。
 *4 東京都では平成30年10月より、虐待通告を受けた後48時間以内に子供の安全確認ができない場合には、原則立入調査を行うこととしています。
 *5 保護者がその児童を虐待していた場合等は、児童の親権者等の意に反しても、家庭裁判所の承認を得て当該児童について児童養護施設への入所等の措置をとることがあります。
 *6 児童虐待を行った、または行った疑いのある保護者について、児童との面会・通信の制限、又は接近禁止を命令する場合があります。

■ 東京都子供への虐待の防止等に関する条例

社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、東京都、都民、保護者等の責務などを規定した条例を施行しました。 【施行日】平成31年4月1日

<p>＜総則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的・定義・基本理念 ○都、都民、保護者及び関係機関等の責務(体罰等によらない子育ての推進及び保護者による体罰等の禁止・健診受診の勧奨に依る保護者の努力義務を含む。) 	<p>＜虐待の未然防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備 ○予期しない妊娠に至らないための啓発活動 など 	<p>＜虐待の早期発見及び早期対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告 ○子供の安全確認措置 ○児童相談所等の調査 ○連携・情報共有 など
<p>＜虐待を受けた子供とその保護者への支援等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待を受けた子供に対する支援 ○虐待を受けた子供の保護者に対する必要な指導及び支援 	<p>＜社会的養護等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るための、里親等への委託の推進等 ○社会的自立のための必要な支援 など 	<p>＜人材育成等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成 ○虐待死亡事例等の検証 ○虐待の防止に関する施策の実施状況の公表 など

○弁護士配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置するとともに協力弁護士を登録し、法的な見地から職員への助言などを行っています。

○協力医師制度

法医学等の専門的知識・経験を有する医師を、協力医師として登録し、法医学等の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。

児童相談所の人材確保事業

児童相談所の人材確保を図るため、独自の職員採用ホームページの運用や、大学等への働きかけなど、効果的な広報を行うとともに、職員用民間アパートの借上げ等の処遇改善を実施します。

児童相談所における外部評価

一時保護所における児童の権利擁護と運営の質の向上、相談部門における運営の適正化を図ります。

一時保護所における第三者委員の活動

一時保護所入所中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図ることを目的として、第三者委員による児童への面談等を実施します。

意見表明等支援事業

面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う「意見表明等支援員」を、一部の児童を対象に先行導入する。

児童相談所におけるAI音声マイニングシステム

児童相談所のケースワークにおける正確な記録の補助を行うため、電話の音声データの文字起こしを行うシステムを導入するとともに、スマートフォンの内線化を進めることで、業務の効率化を図ります。

要支援家庭の早期発見・支援に向けた取組

○母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所の個別支援や子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。

○地域の学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。

未就園児等全戸訪問事業

未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

サポートコンシェルジュ事業

乳幼児健診未受診児や未就園児等の家庭への訪問等により把握した見守り等が必要な家庭について、関係機関との連携等により継続的に状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる区市町村を支援します。

区市町村の児童虐待対応力向上に向けた支援

区市町村における児童虐待への対応力向上を支援するため、区市町村が設置する子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーター等の増配置を行い、虐待ケースに適切に対応できる体制の確保を図ります。

妊産婦等生活援助事業

支援が必要な妊産婦等が安心して生活を行うことができるよう、一時的な住まいの提供や関係機関との連携等、必要な支援を行う民間団体等を支援します。

虐待対策ワーカー業務の委託支援事業

年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する区市町村を支援します。

都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業

子供家庭支援センターの機能を強化するとともに、都児童相談所との一層の連携強化の仕組みづくりを推進します。

医療機関における虐待対応力強化

児童相談所によるCAPSの立ち上げ支援や児童虐待に関する医療従事者向けの研修の実施など、児童虐待の防止や適切な対応に向けた取組を行っています。

東京都要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき、各種会議体からなる東京都要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。

LINE相談「親子のための相談LINE」

児童虐待を防止するため、LINEを活用した相談窓口を設置することで、児童及びその保護者がよりアクセスしやすい相談体制を整備しています(P.96参照)。



(福祉局子供・子育て支援部企画課) 友だち追加用二次元コード

警察との情報共有システム

児童相談業務における児童相談所と警察との情報連携強化に向け情報共有システムの構築・運用を図ります。

児童相談体制強化に係る総合連携事業

東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都区児童相談所、子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等の共有システムの構築等を行います。

一時保護体制強化事業

一時保護委託児童受入促進のため、児童養護施設への受入れ準備経費の支援等、権利擁護を推進する観点から通学支援の取組、施設等への入所調整システムの構築等、一時保護体制強化に係る取組を実施します。

社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業

都の福祉系職員や児童養護施設等の専門職を対象に奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

社会的養護の充実

被虐待児をはじめ、社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、多くは児童養護施設などで生活をしています。しかし、そうした子供たちの抱える問題が年々深刻化している状況にあることから、一人ひとりの個別支援を充実する必要があります。

東京都は、令和7年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定しました。本計画に基づき、社会的養護を必要とする子供たちが家庭と同様の養育環境において養育され自立できるよう養育家庭等委託や特別養子縁組に関する取組を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、ケアニーズが高い児童に対する専門的ケアの充実及び多機能化に向けた取組や、社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援を図ります。(以下に記載の施設数等については、特別区管轄分を含みます。)(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)

家庭と同様の環境における養育の推進

養育家庭などの里親登録者数や委託児童数の拡大を図ります。また、里親の養育力向上のための研修や、里親交流会等を実施します。

養育家庭(里親)

養子縁組を目的とせず、一定期間子供を家庭に迎えて養育します。

◇845家庭
(令和7年12月現在)



専門養育家庭

専門的ケアを必要とする被虐待児・障害児・非行等の問題を有する児童を家庭に迎えて養育します。

専門養育家庭としての登録には、一定の要件を満たすと同時に専門養育家庭研修の修了が必要です。

◇21家庭(令和7年12月現在)

親族里親

両親が子供を養育できない場合に扶養義務のある親族が里親となり子供を養育します。

◇16家庭(令和7年12月現在)

養子縁組里親

養子縁組を前提として、子供を養育します。
◇452 家庭（令和7年12月現在）

里親支援にかかわる委託事業

社会的養護を必要とする児童の里親への委託を推進し、児童相談所が行う里親委託・支援業務を補完するため、里親制度の普及啓発や里親に対するトレーニング、養子縁組成立後の個別的支援等を行っています。

フォスタリング機関 （里親養育包括支援機関）事業

社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子供と里親のマッチング、里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う専門機関（フォスタリング機関）を設置します。

新生児委託推進事業

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進します。

養育家庭等自立援助事業

養育家庭を満年齢解除となった児童等への自立支援の充実を図るため、居住支援や生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行います。

里親委託交流経費補助事業

委託候補児童と交流中の養育家庭等の負担を軽減するため、交通費等の経費を補助します。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の子供たちを養育します。

児童養護施設等を設置する法人等が事業者となるファミリーホームの設置促進を図るため、職員体制の充実を図ります。

◇26 ホーム（令和7年12月現在）

里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）

児童相談所や各関係機関との関わりの中での調整が困難な事案について、専門相談員が第三者の立場から子供や里親、児童相談所の意見を聴き調整することにより、子供の利益を守るとともに、子供の権利擁護を図ります。

民間養子縁組あっせん事業者の許可・運営指導

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図り、適正な養子縁組のあっせんを促進するため、養子縁組あっせん事業を行う者に対する許可審査や、業務の適正な運営を確保するための指導等を行います。

◇5 事業者（令和7年12月現在）

（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）

【施設養護】

児童養護施設

保護者がいない子供、虐待されている子供などを養護し、生活・学習などの支援を行います。

◇67 か所（令和8年4月現在）

専門機能強化型児童養護施設

精神科医師、治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所の増加に対応するとともに児童の自立促進を図ります。

◇43 か所（令和8年3月現在）

児童養護施設の小規模化（整備）

施設内における小規模化を積極的に進め、養育単位の小規模化を図り、家庭的な環境の中で、きめ細かな支援を実施します。

養護児童グループホーム

児童養護施設に入所している子供のうち、6人程度を施設から独立した家屋において、家庭的な環境の中で養育します。

◇201 ホーム（令和8年3月現在）

グループホーム・ファミリーホーム 設置促進事業

社会福祉法人等がグループホーム・ファミリーホームを設置する際のグループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、家庭的な環境の整備を促進します。

フレンドホーム制度

児童養護施設等で生活している子供を、学校の休みの期間などに家庭に受け入れ、家庭での生活を体験させています。

◇433 家庭（令和7年12月現在）

連携型専門ケア機能事業

都立児童養護施設（石神井学園）において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実します。

施設と地域との関係強化事業

児童養護施設等において、シニア世代・シニア予備群を様々な家事・養育等を担う人材として活用し、入所児童支援の充実、高齢者等の活躍促進及び施設と地域との関係強化を図ります。

乳児院

養護が必要な乳幼児を対象とし、精神発達の観察指導、授乳、食事、入浴、健康診断などを行います。

◇11 か所（令和8年4月現在）

乳児院の家庭養育推進事業

乳児院において、専門的な養育機能を強化することにより、虐待等により問題を抱える児童の心身の回復支援や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭復帰を促進します。

また、家庭復帰が難しい児童に対しては、里親子の交流支援等を強化し、里親委託を推進します。
◇10か所（令和8年3月現在）

乳児院の医療体制整備事業

都内に所在する乳児院において、看護師を増配置し、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備し、乳幼児の養育の向上を図ります。
◇2か所（令和8年4月現在）

乳児院の一時保護委託受入促進事業

乳児院に3歳以上の幼児専用の受入れユニットを設置して支援することにより、一時保護委託の受入を促進します。
◇4か所（令和8年3月現在）

乳児院の緊急受入体制強化

新規

0歳児や緊急一時保護の受入れ等を促進するため、看護師又は保育士を増配置する乳児院を支援し、体制を強化します。

児童自立支援施設

不良行為を行う、又は行うおそれのある子供や家庭環境などの理由により生活指導を要する子供が入所し、生活指導、学習指導、職業指導などを通じて、心身の健全な育成と自立を目指します。
◇2か所（都立）（令和8年4月現在）

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設を退所した児童などが共同生活をし、自立した生活を送れるよう、就職や生活についてのきめ細かな相談・指導などを行っています。
◇23か所（令和8年4月現在）

ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入居中又は退居した児童の就労支援及び定着支援を手厚く行える体制を整備し、自立に向けての支援を強化します。
◇2か所（令和8年3月現在）

自立支援強化事業

児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う自立支援コーディネーターを配置します。
また、児童養護施設等が退所者の住居を借り上げる際にかかる費用の一部を補助します。
◇6か所（令和8年3月現在）（自立支援コーディネーター）

ふらっとホーム事業

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等に必要な支援を適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とします。
◇5か所（令和8年3月現在）

青少年・若者の自立支援のために

東京都では、行政・警察・学校・地域などが緊密に連携して、青少年・若者の自立支援のための取組を行っています。

若者の就業・就学の支援

都が運営する東京しごとセンターで、若者に対する就業支援を行っています（P.97参照）。
また、社会的・職業的自立に向けて、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等を推進しています。
（産業労働局雇用就業部就業推進課、教育庁指導部義務教育指導課・高等学校教育指導課）

東京都若者総合相談センター「若ナビα」

人間関係、仕事の事、孤独や不安、非行等の悩みを抱える若者やそのご家族等を対象とした無料相談窓口です。

電話相談 03-3267-0808

毎週月～土曜（年末年始を除く。）
11時から23時まで（受付は22時30分まで）

メール相談

QRコードからアクセスするか、「若ナビα」で検索してください。



LINE相談 アカウント「相談ほっとLINE@東京」
対応日時は電話相談と同じ

面接相談 事前予約制

まずは、電話、メール、LINEにて相談ください。
※都内に在住し、日本語以外の言語を主とする若者からも、通訳を介したメール、面接による相談をお受けいたします。（英語、中国語、韓国語）
（都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）

青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方や小学校で不登校・登校渋りの状態にある方及びその保護者を支援しています。

問合せ 03-3360-4192

毎週月～金曜日（閉庁日・祝日・年末年始を除く。）
9時から17時まで（東京都教育相談センター）

母子保健・医療の充実

妊産婦や乳幼児健康診査などの母子保健サービスは、各区市町村が提供しています。東京都は、技術的支援や身体障害児・長期療養児に対する療育相談などの専門的・広域的業務を行っています。

また、福祉・保健・医療が一体となって、要支援家庭の早期発見と支援を行うため、関係機関との連携に努めています。
(福祉局子供・子育て支援部母子健康支援課)

とうきょうママパパ応援事業

全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う区市町村を支援します。

東京都出産・子育て応援事業

妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進します。

HP https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen

妊婦健康診査・産婦健康診査・乳幼児健康診査

区市町村が実施する妊婦健康診査や、乳幼児の各成長段階での健康診査、保護者への保健指導、小児神経専門医による発達健診等を支援しています。

妊婦健康診査支援事業

妊婦健康診査のうち超音波検査の公費負担対象を、望ましいとされる4回まで拡大できるよう区市町村を支援します。

産婦・乳幼児健康診査支援事業

新規

産婦健診・1か月児健診・5歳児健診について、各健診の実施促進及び体制整備を支援します。

先天性代謝異常等検査

先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、従来からの対象である20疾患に加え、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の早期発見・早期治療が可能となった合計26疾患について、日齢4～6日(生まれた日を0日とする。)の新生児期に血液によりスクリーニング検査を行います。

療育相談

身体の機能に障害のある児童、疾病などにより長期にわたり療養を必要とする児童と家族に対して、保健所では面談・訪問による個別相談や関係機関との連携などにより支援しています。

電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)

夜間休日の子供の健康・救急に関する相談について、看護師・保健師などが相談に応じます。

また、必要に応じて医師が対応します(電話相談のため、医師が診断をするものではありません。)

電話 # 8000 又は 03-5285-8898
月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)
18時から翌朝8時まで
土・日・祝日・年末年始
8時から翌朝8時まで(24時間)

母子保健支援事業

○赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談
赤ちゃんを亡くされたご家族の精神的支援のために、専門職やピアレンダーなどによる電話相談を行っています。

電話 03-5320-4388
毎週金曜日(祝日・年末年始を除く。)
10時から16時まで

○TOKYO 子育て情報サービス

乳幼児の事故防止や育児不安、急病時の対応策などに関する情報をホームページで提供しています。

HP https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/info_service

性と健康の相談センター

○東京都女性のための健康ホットライン

女性の心身の健康に関する悩みについて看護師などの専門職が電話またはメールで相談に応じています。

電話 03-5339-1155
月～金曜日(元日を除く。)
10時から16時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉局トップページ>子供家庭>相談窓口>女性のための健康ホットライン

○東京都不妊・不育ホットライン

不妊・不育に関する悩みについて、経験ある女性ピアカウンセラーが相談に応じています。

電話 03-6407-8270
毎週火曜日(祝日・年末年始を除く。)
10時から19時まで
月1回土曜日10時から16時まで
※土曜日の開設日は、ホームページへ。

HP https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/h_soudan

○妊娠相談ほっとライン

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じています。内容に応じて適切な関係機関の紹介も行います。

また、「妊娠相談ほっとライン」にご相談された方で、お一人で医療機関への受診や不安を抱える方を対象に、産科医療機関などへの同行支援や、初回産科受診料等に対する助成等を行っています。

電話 03-5339-1133
月～日曜日(元日を除く。)
10時から22時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉局トップページ>子供家庭>相談窓口>妊娠相談ほっとライン

○チャットボット「妊娠したかも相談@東京」

「妊娠したかも?」という悩みや疑問に、チャットボット形式でお答えします。24時間365日。

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninshin-line-tokyo>

○妊産婦向け相談窓口

オンライン相談

妊娠による身体の変化、産後の体調、早産など妊産婦の方が抱える不安や悩みに対応するため、助産師を含む専門職がオンラインで相談に応じます。

対応時間：月・水・金・土曜日(年末年始を除く。)10時から17時まで
毎月第2、第4日曜日10時から15時まで(年末年始を除く。)

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninsanpu-online>

○基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援事業

メンタルヘルスの課題や基礎疾患のある妊産婦が、安心して精神科受診や薬物治療を行えるよう「妊娠と薬外来」の拠点病院へ委託し相談支援を行います。

早産児支援に係る普及啓発

早産児やその家族への支援及び周囲の理解促進のため、普及啓発イベント等を実施します。

東京ユースヘルスケア推進事業

○とうきょう若者ヘルスサポート(わかさぽ)

都内に在住・在学・在勤の中学生以上の10代の方を対象として、看護師等が10代のからだやこころの悩みにお答えします。

電話 0120-372-463(みんなによりそう)※通話料無料
毎週月～金 15時から20時まで
毎週土・日 9時から14時まで(元日を除く。)

対面

〔実施日時〕

毎週月～金 15時から20時まで
毎週土・日 9時から14時まで(元日を除く。)

〔会場〕区部及び多摩地域の会場で実施しています。

メール ホームページ上のリンク先より、必要事項を入力して送信してください。メールの受付は随時行い、下記の時間帯に回答します。

毎週月～金 15時から20時まで
毎週土・日 9時から14時まで(元日を除く。)

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/wakasapo>

○医療機関支援

中高生等を対象に健康課題や悩みに対する相談支援等を行う医療機関を支援します。

○プレコンセプションケアに係る取組

妊娠を考える男女のプレコンセプションケアやインターコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やヘルスチェックへの支援等を実施するとともに、基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための普及啓発や療法支援を行います。

子供の心診療支援拠点病院事業

子供の心の問題に関わる地域の関係者を支援するため、小児総合医療センターを拠点病院として、地域関係者へのスーパーバイズ、医療現場の知見を踏まえた研修事業、広域的な情報発信による都民への普及啓発を行っています。

小児慢性特定疾病にかかっている児童等への支援

医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成しています。また、自立支援事業の実施により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図っていきます。

加えて、小児期から成人期にある児童等への適切な医療の提供に関する課題を解決するため、移行期医療支援センターを設置し、支援体制を整備していきます。

子供の事故予防対策

乳幼児期の事故防止についての情報をホームページに掲載するなど、都民への普及啓発を行っています。

乳児用液体ミルク普及啓発事業

乳児用液体ミルクについて、防災イベント等で普及啓発を行い都民の理解を促進することで、災害時の救済物資としての活用を推進します。

新生児聴覚検査機器購入支援事業

全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する東京都内の医療機関における検査機器(自動ABR)の購入を支援します。

ひとり親家庭への支援

令和7年1月1日現在、都内の母子家庭は約146,800世帯(全世帯の約1.91%)、父子世帯は約13,100世帯(同約0.17%)と推計されています。

東京都は、令和7年3月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第5期)」を策定し、相談体制の整備や就業支援策、子育て・生活の場の整備、経済的支援策を総合的に展開しています。

なお、相談・支援の窓口は、福祉事務所・支庁などに配置されている母子・父子自立支援員です。

(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)

ひとり親家庭支援センター はあと(母子家庭等就業・自立支援センター)

ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活相談、養育費相談、親子交流支援、離婚前後の法律相談、離婚前後の親支援講座、ひとり親グループ相談会を行います。

拠点は、飯田橋(はあと、はあと飯田橋)と立川(はあと多摩)にありますので、ご都合の良いセンターをご利用ください。

○ひとり親家庭就業支援

ひとり親家庭やその関係者に対し、相談員が就業支援(無料職業紹介、情報の収集・提供、就業相談、キャリアアップ支援、雇用促進の啓発等)を行い、自立支援を図っています。

〔窓口〕

・はあと飯田橋

電話 03-3263-3451

月・水・木・土・日・祝：9時から17時30分

火・金：9時から20時30分まで

(年末年始は除く。日曜・祝日は電話相談のみ)

・はあと多摩

電話 042-506-1182

月・水・木・土・日・祝：9時から17時30分

火・金：9時から19時30分まで

(年末年始は除く。)

○ひとり親家庭生活相談

ひとり親家庭の様々な生活上の問題について、相談に応じています。

[窓口]

・はあと

☎電話 03-6272-8720

火・水・木・金：9時から20時30分まで

月・土・日・祝：9時から17時30分まで

(年末年始は除く。)

・はあと多摩

☎電話 042-506-1182

○養育費相談・親子交流支援

養育費等に関する相談に応じます。面談等による専門相談は、原則予約制です。

また、離婚等で親子が別居している場合の親子交流に係る支援を行います。

[窓口]

・はあと

・はあと多摩

☎電話 03-6272-8720

☎電話 042-506-1182

○離婚前後の法律相談

離婚前後の子供を持つ親(未婚等を含む。)を対象として、離婚に伴う様々な法律問題について、家事事件に精通した弁護士による相談を面談等で行います。相談は1時間以内(継続相談は3回まで)、原則予約制です。

[窓口]

・はあと

・はあと多摩

☎電話 03-6272-8720

☎電話 042-506-1182

○離婚前後の親支援講座

ひとり親の方や離婚前の方に向けて、離婚が子供に与える影響や養育費・親子交流について学ぶセミナーを実施します。

[窓口]

・はあと

☎電話 03-6272-8720

○ひとり親グループ相談会

ひとり親の方やひとり親になる前の方が、同じ立場の方と交流や情報交換を行うことのできる「グループ相談会」を開催します。専門家の話を聞いたり、悩みや気になることを話し合います。

[窓口]

・はあと多摩

☎電話 042-506-1182

○就業支援講習会

ひとり親家庭の母・父及び寡婦を対象に、就業に必要な知識、技能の習得を図るためにパソコン等の講習会を無料で開催しています。

○相談支援員研修会

相談や支援の活動に必要な自立支援に関する知識、技術等の研修会を行っています。

○LINE相談「シングルママパパつながるライン」

仕事やお金に関すること、子育ての不安、離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談をお受けします。

水・土 14時から21時30分



ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等が生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援します。

○子供の生活・学習支援事業

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子供に対し、学童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。

○ひとり親家庭等生活支援事業

生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する

専門家による講習会、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施しています。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結び付きやすい資格を取得するため、以下の支援を行います。

○自立支援教育訓練給付金

教育訓練を受講した場合、その経費の一部を支給します。

○高等職業訓練促進給付金等事業

就労につながる資格取得を目指し、養成機関で修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担の軽減を図ります。

養成機関を修了した際には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

○訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

○住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付けます。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の親の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、ハローワーク(公共職業安定所)との連携の下、支援を行います。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭になった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、親が一時的な病気の場合などで、家事や育児などの日常生活に支障を来している家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行う事業です。

また、事業の広報及び支援者の育成にかかる研修を実施する区市町村を支援します。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高校を卒業していないひとり親家庭の親及び子が、高卒認定試験への合格を目指す場合に、講座受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭相談窓口強化事業

就業支援専門員が、ひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。

ひとり親家庭等在宅就業推進事業

在宅就業を希望するひとり親等に対し、マッチングサイトの活用等により、在宅就業コーディネーターが在宅業務の相談支援を行います。

ひとり親家庭就業推進事業

ひとり親家庭等のより安定した就業を支援するため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫したサポートを行います。

養育費確保・親子交流支援事業

ひとり親家庭等の子供及びその家庭等の福祉の向上を図ることを目的として、養育費の支払いや親子交流に関する取り決めの促進を図るとともに、継続した履行の確保を支援します。

ひとり親家庭向けポータルサイト

「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビTokyo」

本サイトでは、ひとり親の方やひとり親になるかもしれない方に、役立つ情報を無料でお届けしています。(スマートフォンやパソコンからご覧いただけます。)

ひとり親家庭等に向けた支援制度の紹介のほか、お悩みFAQやコラム、ひとり親に役立つセミナー・イベント情報などを掲載します。

HP <https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等を対象に医療費の自己負担分の一部を助成しています。(福祉局生活福祉部医療助成課)

母子及び父子福祉資金の貸付け

母子家庭及び父子家庭の経済的自立とその扶養している子供の福祉を増進するため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など12種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます。

母子生活支援施設

母子ともに保護し、自立促進のためにその生活を支援する入所施設です。

また、の中には、緊急に保護が必要な母子を一時的に保護する施設もあります。

◇32か所(令和7年12月現在)

手当の支給

再掲(P.9参照)

セーフティネット住宅(愛称:東京ささエール住宅)

(P.31参照)

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん確率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

なお、令和元年11月募集より、若年夫婦・子育て世帯向けの定期使用住宅(入居期限:10年又は子供が高校修了期を迎えるまで)及び毎月募集(毎月中旬頃にホームページで募集掲載)についても申込みができるようになりました。

また、令和2年2月より一部の住宅を対象に、いつでも申込みができる随時募集を行っております。

(住宅供給公社都営住宅募集センター)

女性福祉

東京都は、令和6年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定し、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開しています。

夫の暴力、その他様々な女性の悩みの相談については、東京都女性相談支援センター、東京ウィメンズプラザ(生活文化局)、福祉事務所等で相談に応じています。女性相談支援センターと東京ウィメンズプラザは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たしています。

また、女性相談支援センターは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」においてストーカー被害者に対する支援を行う施設のひとつとして位置付けられ、適切な支援に取り組んでいます。

このほか、女性相談支援センターの運営と、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の運営、自立支援のための資金の貸付けなどを行っています。

東京都女性相談支援センター

緊急の保護や自立のための支援が必要な女性の相談に応じ、助言・援助・一時保護を行う施設として都が設置しています。一時保護は、原則、福祉事務所等からの依頼により行います(P.96参照)。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、情報提供、一時保護等を行います。都では、女性相談支援センターと東京ウィメンズプラザ(生活文化局)が役割分担の下に連携して支援を行っています(P.96参照)。

女性相談支援員

女性相談支援センターや区市の福祉事務所等において、支援を必要とする女性の様々な相談に応じています。(女性相談支援センター)

女性自立支援施設

自立のための支援を要する女性が入所し、就労や生活に関する支援等を行う施設です。都内5か所(定員230人)(女性相談支援センター)

LINE相談「女性は一とふるLINE@東京」

配偶者暴力や自立のための支援が必要など様々な悩みごとを抱える女性からの相談に応じます(P.96参照)。(女性相談支援センター)

女性相談支援業務研修

女性相談支援業務において必要となる専門的知識や技能の習得を可能とするため、女性相談支援員等の支援者に対する研修を充実させ、人権擁護や相談者理解を深め、支援に必要な資質や能力の向上を図ります。(女性相談支援センター)

女性自立支援施設通所支援モデル事業

女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが入所に繋がらなかったケース等について、女性自立支援施設において通所による支援等を実施することにより、女性の自立支援を図ります。(女性相談支援センター)

女性自立支援施設キャリアアップ補助事業

女性自立支援施設における従事者の研修実績や業務内容に応じた処遇改善等を支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。(女性相談支援センター)

官民協働等女性支援事業

様々な困難を抱えた女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と公的機関が連携し、女性の自立を推進します。(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)

女性福祉資金の貸付け

配偶者のいない女性などの経済的自立と福祉を増進するため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など11種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます(一部所得制限あり)。(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)

(2) 高齢者への支援

高齢者人口は、今後も引き続き増加する見込みです。東京都は、令和6年3月に策定した「東京都高齢者保健福祉計画」（介護保険事業支援計画を含む。）などに基づいて、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現を目指します。

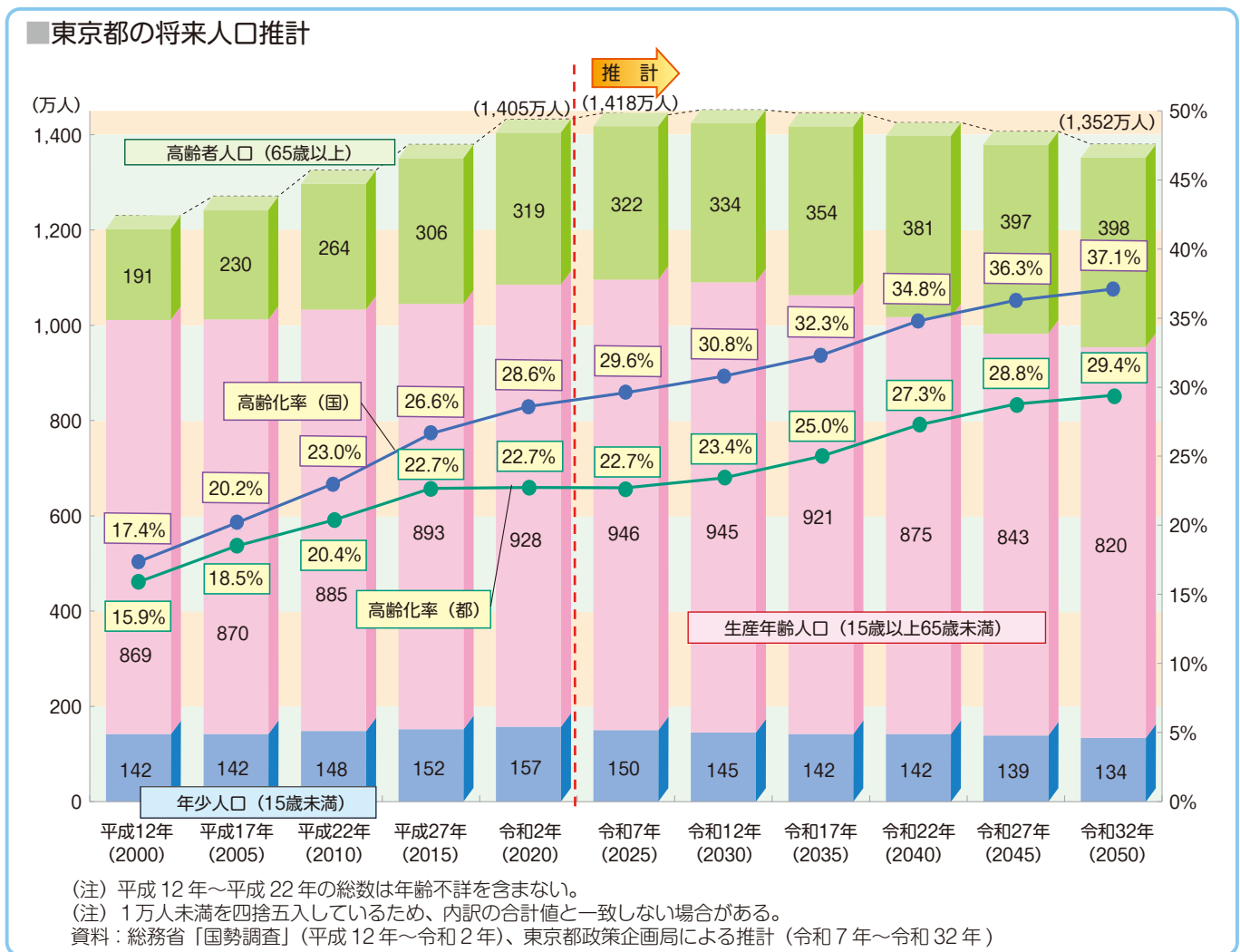
高齢者の現状

高齢化の進行

都内の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在約319万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は22.7%となっています。

高齢化率は上昇を続け、令和12年（2030年）に

は23.4%、令和17年（2035年）には25.0%に達し、都民の4人に1人が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれています。



平均寿命が伸びています

令和6年の日本人の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.13歳で、昭和50年の男性71.73歳、女性76.89歳と比べ、約50年間で9～11歳ほど伸びています。

資料：厚生労働省「完全生命表」・「簡易生命表」

元気な高齢者が大勢います

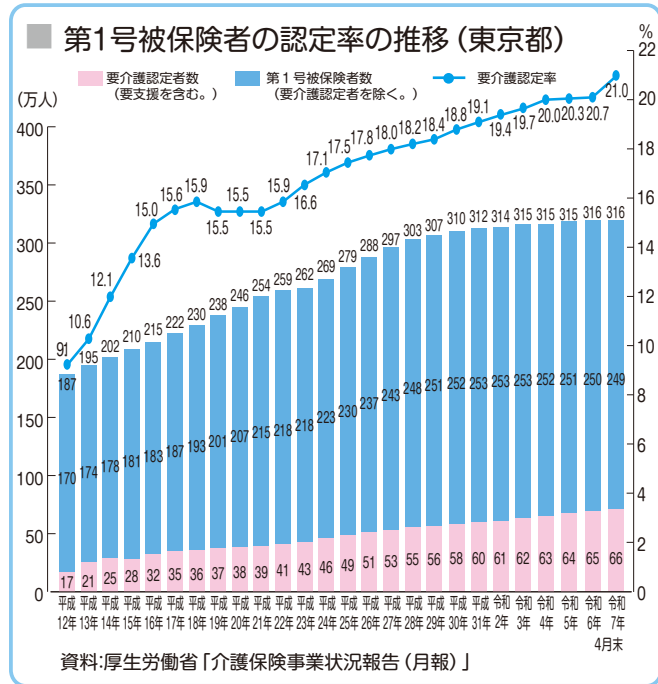
健康状態が「よい」又は「普通」と感じる高齢者※は、65歳以上75歳未満では約83%、75歳以上では約68%となっています。

資料：福祉保健局「令和2年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』」

※自分の健康状態を「よい」、「まあよい」又は「普通」と感じている高齢者

介護を必要とする高齢者が増加しています

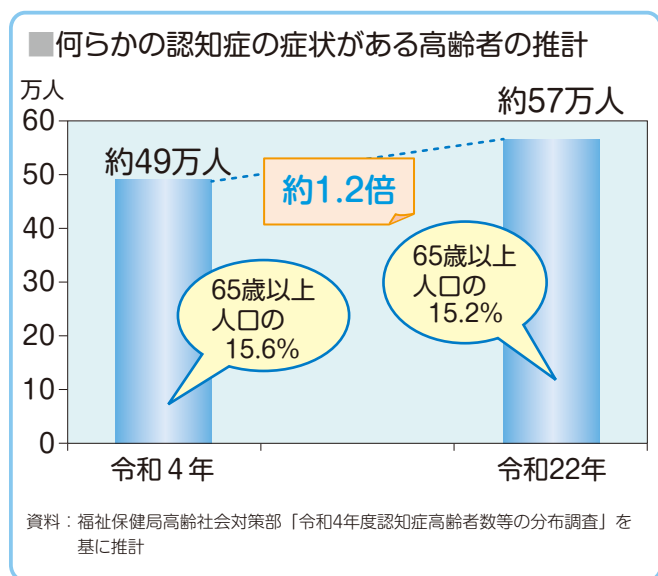
要支援、要介護と認定された高齢者数は、増加しています。



認知症のある人の増加が見込まれています

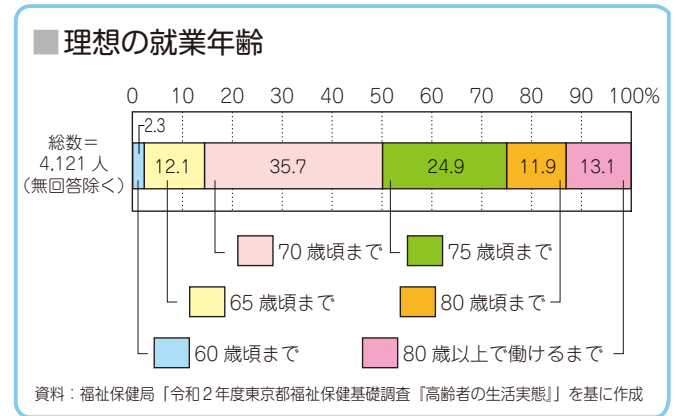
都内の要介護(要支援)認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人(認知症高齢者の日常生活自立度I以上)は、令和4年11月時点で約49万人に上り、令和22年には約57万人に増加すると推計されています。

今後、高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症のある人の急速な増加が見込まれています。



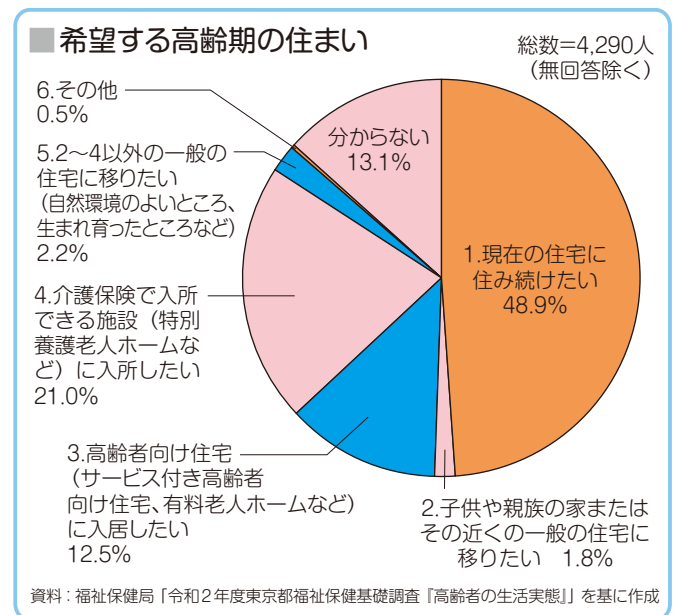
多くの方が定年退職後も働きたいと感じています

65歳以上の在宅の高齢者に「何歳頃まで働ける社会が理想か」と尋ねたところ、「70歳頃まで」が最も回答が多く、就業意欲が高いことが分かります。



多くの高齢者は在宅で暮らし続けることを希望しています

65歳以上の在宅の高齢者に、介護が必要となったときに希望する高齢期の住まいについて聞いたところ、「現在の住宅に住み続けたい」人の割合が最も高く、住み慣れた自宅などの在宅で暮らし続けることを希望する人が多くなっています。



計画の概要

- ・「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- ・計画期間は令和6～8年度の3年間。長期的には、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年を見据える。
- ・「東京都保健医療計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都地域福祉支援計画」等と整合性の確保や調和を図って策定

理念

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現

地域で支え合いながら、高齢者が、①経験や能力を生かして居場所と役割を持って、いきいきと活躍し、心豊かに暮らす、②自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して暮らし続けることができる東京の地域づくりを地域特性に応じて推進していく。

東京都における令和22年の高齢者の状況や介護保険制度の改正を踏まえ 東京における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す

7つの重点分野とそれを下支えする2つの取組

①介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康で心豊かに暮らすことができるよう、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、高齢者自らの希望に応じた仕事や学び、趣味活動や地域活動などの社会参加の促進に取り組みます。

②介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

医療や介護のサービスが必要な高齢者のために居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。

③介護人材の確保・定着・育成対策の推進

今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保に取り組みます。

④高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

生活の基盤となる適切な住まいを確保し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにすることで、地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備に取り組みます。

⑤地域生活を支える取組の推進

高齢者が自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民の力に加え、NPO法人等の活動とも連携・協働し、高齢者やその家族を地域で支え、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。

⑥在宅療養の推進

医療・介護サービスの従事者が連携しサービス提供体制を構築することで、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら適切な医療及び介護のサービスを受けることができるよう取り組みます。

⑦認知症施策の総合的な推進

認知症のある人が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指します。

⑧保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステムを地域ごとにマネジメントするとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを創出できるよう、区市町村支援に取り組みます。

⑨高齢者保健福祉施策におけるDX推進

介護現場における業務改善等に向け、介護サービス事業所等の更なるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組みます。また、高齢者の生活の様々な場面におけるデジタルの活用やデジタルデバインド是正を推進します。

介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、介護を必要とする状態になってもできる限り自立した日常生活が営めるよう社会全体で支え合う仕組みで、利用者は、自らの選択に基づいてサービスを利用することができます。東京都は、区市町村（保険者）と協力・連携し、適正な保険給付の確保や介護サービス基盤の整備などに取り組んでいます。
 （福祉局高齢者施策推進部介護保険課）

保険に加入する人

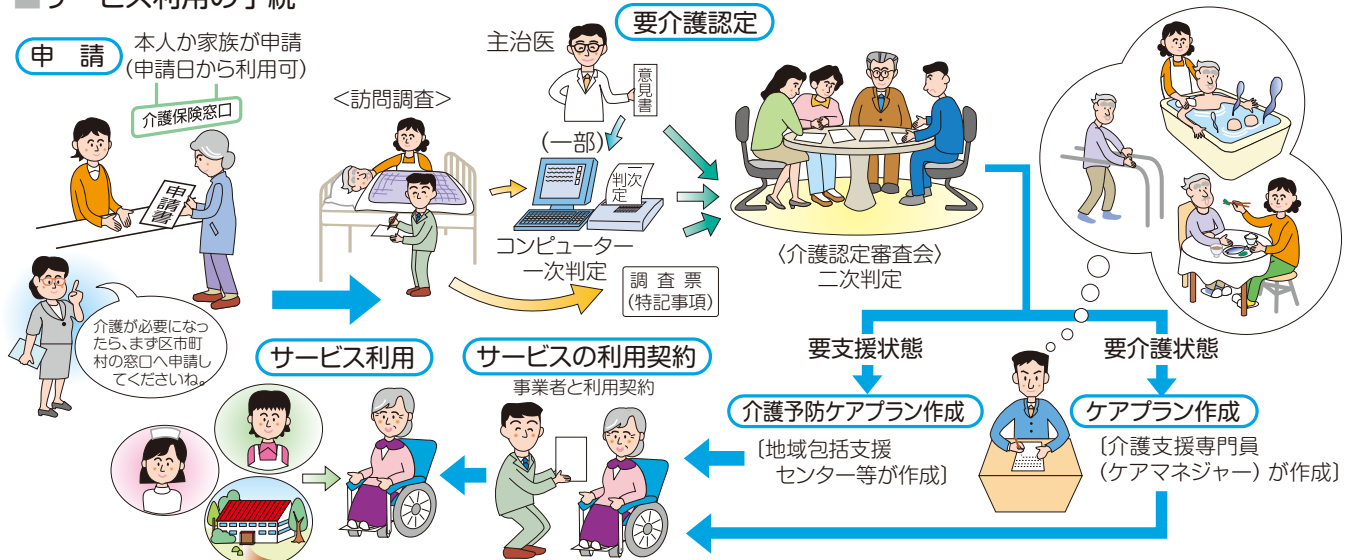
加入する人	保険料の納入	保険給付が受けられる人
65歳以上の人 （第1号被保険者）	老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金を年18万円以上受けている人は、年金から自動的に天引きが行われます。それ以外の人は、個別に区市町村へ納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。 介護が必要になった原因を問わず給付が受けられます。
40～64歳の医療保険加入者 （第2号被保険者）	医療保険料と一括して納入します。	常に介護が必要な寝たきりや認知症などの人、日常生活での支援が必要な人です。ただし、初老期認知症やがん（末期）などの16種類の特定疾病のため介護が必要になった場合に限られます。

- * 1 第1号被保険者の保険料は、基準額が区市町村によって異なり、所得に応じた段階ごとに設定されます。
- * 2 介護保険サービスの利用を希望する人は区市町村の窓口へ申請し、区市町村の「介護認定審査会」で、要介護度（どのくらいの介護が必要か）の判定を受けます。
- * 3 16種類の特定疾病とは、①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症です。

サービス利用料

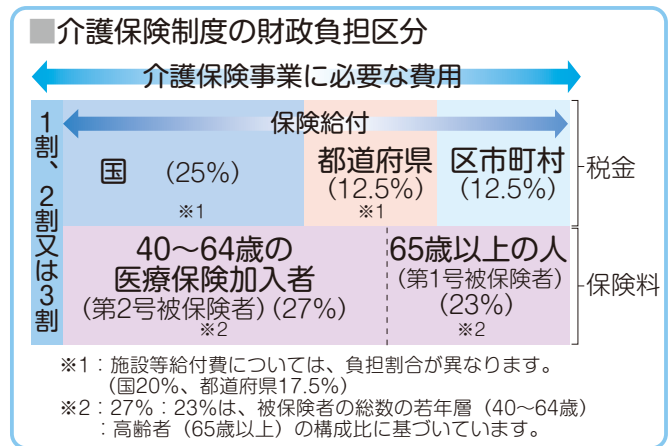
- サービスに要する費用の1割、2割又は3割を自己負担することで利用できます。
- 在宅でのサービス利用は、要介護度ごとに、1か月に利用できる介護費用に上限（支給限度額）があります。
- 施設サービスを利用した場合は、負担割合に応じた自己負担のほかに食費・居住費が掛かります（所得の低い方等については、負担を軽減する制度が設けられています。）。
- 1か月の自己負担が一定額を超えた分は、高額介護サービス費として払い戻されます。

■ サービス利用の手続



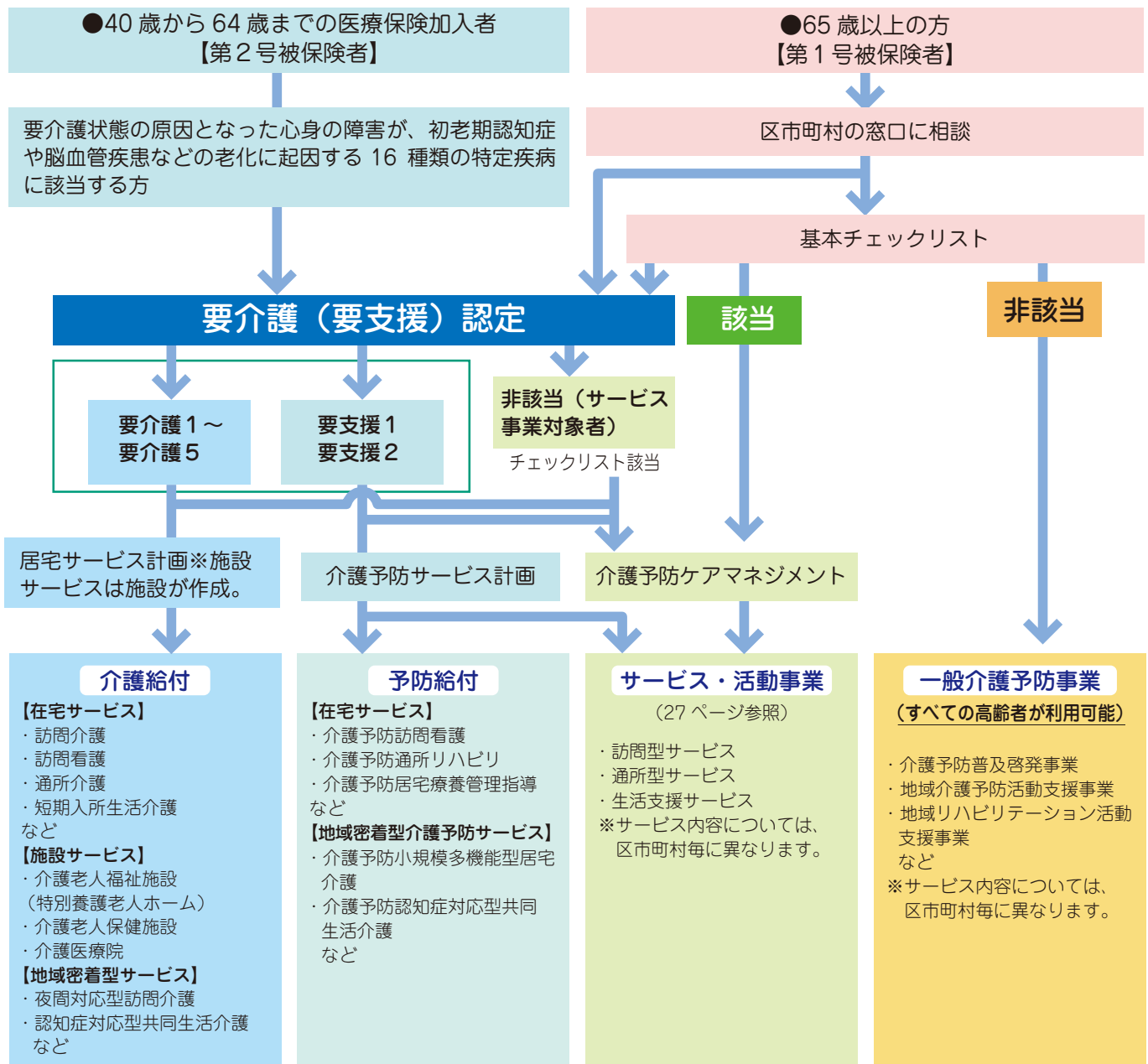
介護保険の費用負担

利用者の負担割合に応じた自己負担を除いた分の介護給付の費用の50%を税金で負担し、残りの50%を65歳以上の人と40歳から64歳までの医療保険加入者の保険料で負担します。65歳以上の方の保険料の額は、3年ごとに策定される介護保険事業計画で定めるサービス量に基づいて、区市町村ごとに算定されます。



介護保険制度のサービス体系

今後、高齢化が更に進み、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者が一層増加する見込みです。そこで軽度な方が、できる限り要支援・要介護にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視した仕組みになっています。



介護保険制度で利用できるサービス

○要介護1～5と認定された方は、以下のサービスが利用できます。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

	サービスの種類	サービスの内容
介護サービス 計画の作成	居宅介護支援	居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受ける サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、家庭での身のまわりの世話をを行います。
	夜間対応型訪問介護(※)	夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や身のまわりの世話をを行います。
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護(※)	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護や療養上の世話などを行います。
	訪問入浴介護	家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に巡回入浴車が家庭を訪問し、浴槽を持ち込むなどして入浴の介護をします。
	訪問看護	看護師などが、家庭を訪問し、主治医の指示に従って療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが、家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な助言と指導をします。
施設などに 出かけて 受けるサービス	通所介護(デイサービス)	施設に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
	地域密着型通所介護(※)	施設(利用定員が19名未満のもの)に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
	認知症対応型通所介護(※)	施設に通い、認知症高齢者の特性に配慮した介護や機能訓練を受けます。
	通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
	短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所し、療養上の世話や機能訓練を受けます。
	小規模多機能型居宅介護(※)	身近な地域の事業所に通ったり、短期間宿泊したりして、介護や機能訓練を受けます。また、同じ事業所の職員などによる訪問を受けたり、必要に応じて併設施設と連携した介護を受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護 (※)	訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せによるサービスを受けます。
家庭以外の 場所に入居して 受けるサービス	認知症対応型共同生活介護(※) (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が、5人から9人の少人数ユニットで共同生活を送りながら、介護を受けます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウスなどで生活しながら介護を受けます。
	地域密着型 特定施設入居者生活介護(※)	小規模な有料老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。
施設に入所して 受けるサービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な人が入所します。
	地域密着型介護老人福祉施設(※)	小規模な特別養護老人ホームで介護を受けます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所し、在宅復帰を目指します。
	介護医療院	長期療養を必要とする人が入所し、日常的な医療ケアや慢性期のリハビリテーション、介護を受けます。
福祉用具 サービス	福祉用具の貸与	特殊ベッドや車いすなどの用具が借りられます。
	福祉用具購入費の支給	腰掛け便座や入浴用いすなど、貸与になじまない用具の購入費のうち、負担割合に応じた自己負担額を除いた購入費が支給されます(上限あり)。
住まいに関する サービス	住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差の解消など、小規模な改修費用のうち、負担割合に応じた自己負担額を除いた改修費が支給されます(上限あり)。

○要支援 1、2 と認定された方は、以下のサービスが利用できます。

サービスの種類		サービスの内容
介護予防サービス 計画の作成	介護予防支援	要支援状態の悪化防止に重点を置いて、居宅介護予防サービスなどを適切に利用できるような、地域包括支援センターに加え、区市町村から指定を受けた居宅介護支援事業所で心身の状況・環境・本人の希望などを受け、介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。
家庭で受ける サービス	訪問入浴介護	<p>基本的には、24 ページに記載した要介護状態の方に対するサービスと同様です。ただし、「生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防する」という目的に適した、軽度者向けの内容・期間・方法で、サービスが提供されることとなります。</p> <p>また、訪問介護と通所介護については、要支援 1、2 の方に対しては区市町村が実施する「サービス・活動」の訪問型サービス及び通所型サービスとして提供されます(23 ページ、27 ページ参照)。</p> <p>(例) ・通所リハビリテーションの一環として、運動機能や口腔機能を向上させたり、栄養状態を改善したりするサービスが利用できます。</p> <p>・なお、認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、要支援 2 の方のみです。</p>
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導		
施設などに 出かけて 受けるサービス	認知症対応型通所介護(※)	
	通所リハビリテーション(デイケア)	
	短期入所生活介護(福祉系ショートステイ)	
	短期入所療養介護(医療系ショートステイ)	
家庭以外の 場所に入居して 受けるサービス	小規模多機能型居宅介護(※)	
	認知症対応型共同生活介護(※)(認知症高齢者グループホーム)	
	特定施設入居者生活介護	
福祉用具 サービス	福祉用具の貸与	
	福祉用具購入費の支給	
住宅改修サービス	住宅改修費の支給	

注：※印のついたサービスは、事業所や施設のある区市町村住民の利用が基本となります(地域密着型サービス)。

介護サービスの充実のために

ケアマネジメントの充実

介護支援専門員の養成や資質向上に向けた研修、適正なケアプランの普及を行っています。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

介護保険相談・苦情の窓口

都は、介護保険制度に関する問合せやサービスに関して、相談に応じています。

区市町村は、相談、苦情に応じており、必要に応じて事業者から報告を求め、指導や助言を行っています。

東京都国民健康保険団体連合会では、利用者からの苦情申立てに基づき、事業者に対する調査・指導・助言を行っています(P.97 参照)。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

介護サービス情報の公表

介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を公表し、利用者の選択とサービスの質の確保を図ります。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

利用者負担に係る低所得者対策

生計困難者等に対して、介護サービスの1割負担や食費、施設の居住費等の自己負担分を、4分の3に軽減しています(区市町村により、実施内容が異なります)。

また、生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額を100%軽減しています。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

国の軽減制度に加え都の独自支援策により対象を拡大しています。

	対象サービスの種類	実施主体
都の 拡大 部分	<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人 特定非営利活動法人(NPO法人) 株式会社 など
↑ 国 制度	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 区市町村

介護人材などの確保・定着・育成のための支援

介護サービスを担う介護人材などの確保・定着・育成に向けた取組を進めていきます。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

かいごチャレンジ職場体験事業

未経験者の介護業界への入職・定着を促進するため、介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援します。

初任者研修等資格取得支援事業

介護業界への就業を希望する者を対象に、無料の講座を開設し、初任者研修等資格の取得を支援します。

介護職員就業促進事業

介護業界への就業を希望する無資格・未経験者等を雇用し、働きながら介護資格を取得できるよう取り組む事業者を支援します。

地域を支える「訪問介護」応援事業

訪問介護事業者に対し、未経験者の雇用経費等に加え、経験年数が浅い訪問介護職員等への同行支援や経営改善に係る経費等を支援します。

訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業

訪問介護事業所等がサービス提供時の移動に用いる電気自動車及び電動バイクを購入する際の経費を支援します。

介護職員奨学金返済・育成支援事業

奨学金返済相当額の手当支給や代理返還、計画的な人材育成に取り組む事業者を支援します。

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

国が必要な見直しを講じるまでの間、介護職員や介護支援専門員を対象に、居住支援特別手当を支給する事業者を支援します。また、経験の浅い介護職員に対しては上乘せして支援します。

介護現場のイメージアップ戦略事業 ～介護WITHプロジェクト～

夢や趣味と介護の仕事を両立している職員を応援し、多様な働き方ができることをPRします。

外国人介護従事者受入れ環境整備事業

介護事業者が外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう、経営者等向けセミナーや指導担当者向けの研修を実施するとともに、外国人介護従事者と日本人職員等との円滑なコミュニケーション促進に取り組む事業者等に対し、必要な経費の一部を補助します。

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助します。

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。

介護施設等による留学生受入れ支援事業

介護福祉士養成施設等に在学する留学生を雇用する介護施設等に対し、学費等を支給する場合の経費の一部を補助します。

特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

特定技能制度に基づく外国人介護従事者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。

外国人介護従事者活躍支援事業

外国人介護従事者の受入れを促進するため、海外での広報活動を行うとともに、専用のサイトにより、都内介護事業所の職場環境や求人情報等を多言語で発信します。施設等が登録支援機関等の受入れ調整機関を活用する場合に、経費の一部を補助するとともに、外国人人材の受入体験を実施します。都と事業者など関係機関による会議体を設置し連携して取り組む体制を整備します。

東京都区市町村介護人材確保対策事業

区市町村が取り組む介護人材確保対策を支援します。

東京都介護職員宿舎借上げ支援事業

介護職員宿舎の借上げを継続的に支援することにより、介護人材の確保・定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

介護職員の宿舎施設整備支援事業

介護職員宿舎の整備を支援します。

介護施設内保育施設運営支援事業

介護従事者等の離職防止及び再就業促進を目的に、介護施設・事業所が雇用する職員のために設置・運営する保育施設の経費を助成します。

(福祉局高齢者施策推進部施設支援課)

介護現場改革促進事業

介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護施設・事業所に対して支援を行います。

介護現場のDX・タスクシェア促進事業

介護職員の負担軽減を図るため、分身ロボットを導入する介護施設を支援します。

(福祉局高齢者施策推進部施設支援課)

地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の業務負担軽減、生産性向上に向け、ケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援します。

介護DX推進人材育成支援事業

デジタル機器や次世代介護機器の導入など、介護現場においてDXを推進する人材の育成を支援します。

介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会の実施や、介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行うとともに、介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の支援等を実施します。

人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業

小規模法人の連携・協働化による、スケールメリットを活かした人材活用の先進的な取組を支援します。

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

介護職員等処遇改善加算の取得に係る助言・指導等を行い、介護事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算取得等を支援します。

現任介護職員資格取得支援事業

介護事業者が職員の介護福祉士国家資格取得を支援する場合、支援に要した経費の一部を助成します。

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

現任介護職員が研修に参加する際、その代替職員を派遣することにより、研修に参加しやすい環境づくりを支援します。

介護職員スキルアップ研修事業

介護職員を対象に、業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについての研修を実施します。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

たんの吸引等の医療的ケアをより安全に提供できるよう、介護職員等を対象としてたんの吸引等に関する研修を実施します。

介護支援専門員法定研修受講料補助事業

介護支援専門員の資格更新時等の負担を軽減するため、東京都の法定研修受講料の一定額（単価の3/4相当）を補助します。

居宅介護支援事業所経営改善等支援事業

居宅介護支援事業所に対して、事務職員の雇用経費に加え、経営改善に資する取組や利用者確保のための広報活動に要する経費を補助します。

介護支援専門員再就業等支援事業

介護支援専門員への再就業等希望者に対し、就労相談及び就業・定着奨励金の給付等の支援を行うことにより潜在的な人材の活用を図ります。また、介護支援専門員を中小企業に派遣して従業員向けの研修等を実施するほか、介護に直面する従業員に向け、企業内相談窓口の設置や初期集中支援制度の整備等に取り組む中小企業に奨励金を支給するなど、介護と仕事の両立を支援するとともに、介護離職の防止を図ります。

訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

訪問看護ステーションで働く訪問看護師の勤務環境向上と定着推進のため、産休・介休等を取得する場合に、必要な代替職員を確保する経費を支援することにより、訪問看護のサービス量確保と質の向上を図ります。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

訪問看護人材確保育成事業

要介護高齢者等の在宅療養を支えるため、訪問看護の人材確保・定着・育成に取り組んでいきます。大規模訪問看護ステーションを中心とした地域における新任訪問看護師等の育成支援や、認定訪問看護師等の資格取得支援、安定した事業所運営・人材育成・看護小規模多機能型居宅介護への参入等を行える管理者を育成するための研修等を実施します。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーション等を支援します。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

新任訪問看護師育成支援事業

訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費等を補助し、教育体制の強化を支援します。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

訪問看護ステーション協働育成支援事業 **新規**

訪問看護人材の確保・定着・育成に向けて、2事業所以上の訪問看護ステーションが協働して実施する同行訪問等の職員育成等の取組を支援します。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

高齢者の熱中症予防支援事業 **新規**

高齢者を熱中症から守るため、区市町村が地域の実情に応じて取り組む熱中症予防対策を支援します。

介護事業所等に対するサービス継続支援事業 **新規**

介護事業所等が将来的に必要となる暑さ対策や災害対策に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を実施します。

介護予防など地域における日常生活の支援

高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、介護や医療が必要になっても、可能な限り、地域で安心して暮らせるように、区市町村は介護保険法に基づく地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業などを実施しており、東京都はそうした区市町村の取組が円滑に行われるよう支援しています。

（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

介護予防・日常生活支援総合事業

■サービス・活動事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、住民主体の支援なども含めて、多様なサービスを行います。

※要支援の方や基本チェックリストに該当した方が対象です（要介護の方も対象となる場合があります。）。

①訪問型サービス

以前の介護予防訪問介護に代わるサービスで、ホームヘルパーが自宅を訪問して介護予防を目的とした支援を行うほか、NPOや住民主体の組織が多様な生活支援を行います。

②通所型サービス

以前の介護予防通所介護に代わるサービスで、デイサービスセンターなどが機能訓練などのサービスを行うほか、NPOや住民主体の組織が集いの場を提供するなどします。

③その他生活支援サービス

配食や見守りサービス、地域サロンの開催など、地域のニーズに合った様々なサービスを行います。

■一般介護予防事業

65歳以上ならどなたでも利用できます。通いの場や地域サロンなど、人と人のつながりを通じた地域づくりを進めていただくための事業です。

①介護予防普及啓発事業

区市町村が開催する体操教室や講演会などに参加することができます。また、介護予防の普及啓発のため、パンフレット等を配布します。

②地域介護予防活動支援事業

通いの場やサロンなど、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

③地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職等を派遣します。

など

地域包括支援センター

高齢者やその家族などからの介護等に関する総合的な相談に応じ、必要なサービスの調整を行うとともに、介護予防ケアプランの作成などを行います。

◇ 463 か所（令和8年4月現在）

地域包括支援センター職員研修事業

地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施し、ネットワーク構築能力等の向上を図ります。

機能強化型地域包括支援センター設置促進事業

区市町村と一体となって、管内の地域包括支援センターを統括し総合的に支援する機能強化型地域包括支援センターの設置を促進することで、区市町村によるセンターの適正な運営を確保し、センター全体の機能強化を支援します。

自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業

地域包括支援センター等の職員を対象に、地域や組織の実情に合った独自の研修を行えるよう支援し、地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現のため、研修を実施します。

また、実務者連絡会議を開催し、各区市町村内の地域ケア会議関係者の連携強化を図るとともに、他自治体との課題検討等を通じ、各自治体における課題解決を支援します。

介護予防・フレイル予防支援強化事業

東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターの運営及び住民主体の通いの場の拡大・充実等を推進す

る職員の配置に対する補助により、介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援します。

フレイルとは…

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態

介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業

都及び区市町村による都民に対する普及啓発により、フレイルに関する理解を促進し、介護予防・フレイル予防活動に取り組む機運を醸成します。

フレイルサポート医地域連携支援事業

フレイルサポート医と連携する区市町村の取組を支援するとともに、東京都医師会が行うフレイルサポート医の養成・認定や、地区医師会による介護予防・フレイル予防の体制整備等の取組を支援します。

高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業

高齢者見守り相談拠点を設置・運営する区市町村を支援するとともに、見守り情報を共有するアプリの提供等により地域の生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進し、地域における高齢者の見守り・連携体制の強化を図ります。

見守りサポーター養成研修事業

高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、研修を実施する区市町村を支援します。

要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進

科学的介護の定着・促進に向けて、導入の意義やメリット等について事業者へ周知を行うとともに、要介護度等の維持・改善につながる取組の評価や先進的な取組を行う事業者に対して支援を行い、その成果を都にフィードバックすることにより、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進します。

(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早

期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援します。

オンライン介護予防サポート事業

オンラインツールを活用して行う介護予防・フレイル予防活動の体制整備に係る区市町村の取組を支援します。

アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業

東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、健康状態の把握やフレイルリスクを検知できるアプリを活用して、区市町村のフレイル予防等施策との連携を通じ高齢者の行動変容・健康増進を図ります。

(福祉局高齢者施策推進部施設支援課)

医療と介護の連携強化

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (医療・介護連携強化加算)

高齢者が医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる住まいを充実させるため、診療所や訪問看護の医療サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の介護

サービスと連携するサービス付き高齢者向け住宅等の整備費を補助します。
(福祉局高齢者施策推進部在宅支援課)

暮らしの場における看取りの支援

住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、看取りを実施する小規模な事業所に対し、整備・開設や運営に必要な経費の一部を補助します。

(福祉局高齢者施策推進部施設支援課)

認知症のある人やその家族等に対する支援

認知症になっても、認知症のある人と家族等が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

(福祉局高齢者施策推進部在宅支援課)

認知症施策の総合的な推進

東京都認知症施策推進会議を設置し、総合的な認知症施策を検討・推進するとともに、「東京都認知症施策推進計画」の進行管理を行っています。

○東京都の認知症ポータルサイト

「とうきょう認知症ナビ」

HP <https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/>

認知症疾患医療センター運営事業

認知症の専門医療を提供するとともに、医療と介護の連携の推進役となる認知症疾患医療センターを設置し、地域における支援で体制を構築していきます。センターは、認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症や行動・心理症状への対応、認知症のある人や家族等への支援、人材育成等を実施しています。

若年性認知症支援事業

企業、事業所及び医療機関への研修会を開催し、若年性認知症のある人の社会参加等を促進することにより、地域の支援体制の充実を図ります。

若年性認知症総合支援センター運営事業

若年性認知症特有の問題を解決するため、ひとつの窓口で、医療、福祉、就労等の多分野にわたる相談対応と必要な支援の調整を行う「若年性認知症総合支援センター」(2か所)において、早期に適切な支援につなげます。

認知症支援推進センター運営事業

都内の医療専門職等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、専門職向けの研修や、区市町村における指導的役割の人材の育成を行うとともに、島しょ地域等の認知症支援体制の構築を支援します。

歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業

医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師、看護職員等を対象に研修を実施します。

認知症介護研修事業

認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護職等を対象に研修を実施します。

認知症支援コーディネーター事業

地域の認知症対応力向上を図るため、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した看護師や保健師等を地域包括支援センター等に配置する区市町村を支援します。

認知症とともに暮らす地域あんしん事業

認知症の初期から中・重度までの段階に応じて、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

○認知症サポート検診事業

認知症の早期診断・対応を促進するため、地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発を推

進するとともに、無償で認知症検診を行い必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。

○認知症地域支援推進事業

大規模団地等で認知症とともに暮らす地域づくりに取り組む区市町村を支援します。

○認知症ケアプログラム推進事業

認知症の行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」の普及を図ります。

認知症サポーター活動促進事業

認知症のある人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐチームオレンジの整備を推進する区市町村の職員等に対して、必要な研修を行うとともに、チームオレンジの立ち上げ活動を支援します。

共生社会の実現を支える認知症研究事業

東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。（福祉局高齢者施策推進部施設支援課）

高齢者権利擁護推進事業

高齢者虐待防止において中心的な役割を担う区市町村職員等に対する支援を行うとともに、区市町村職員や介護サービス事業者を対象に高齢者の権利擁護等に関する研修を実施します。

認知症サポート医地域連携促進事業

地域における認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定するとともに、「とうきょうオレンジドクター」との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。

認知症のある人の社会参加推進事業

認知症のある人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症のある人が地域の一員として役割を持てるよう、認知症のある人の社会参加を推進する区市町村を支援します。

認知症抗体医薬対応支援事業

都民等の認知症抗体医薬に関する正しい理解の促進とともに、専門職向け相談窓口の運用や医療従事者等向けの研修の実施、治療における課題等の検証・分析・対応策の検討を行うなど、治療を希望する都民が適時に治療が受けられる環境整備を図ります。

認知症発症メカニズム解明と新規治療法等の研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、認知症の発症メカニズムを解明するとともに、新規治療法・予防法の開発に向けた研究を推進します。（保健医療局企画部企画政策課）

認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業

行方不明となった認知症のある人を早く発見できるよう、GPSを活用した見守り支援や、見守りネットワーク構築等に取り組む区市町村を支援します。

認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業 新規

認知症のある人の行方不明対策について、連絡会を開催して区市町村・関係機関の連携を促すとともに、区市町村の行方不明対策を一元的に発信し、広く普及啓発を図ります。

民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業

認知症のある人を介護する家族が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施する。

認知症のある人への医療提供体制の強化 新規

認知症になっても安心して過ごすことができるよう、新たな認知症の医療提供体制を構築し、認知症がある人を身近な地域で受け入れられる体制を確保します。

地域生活を支えるサービス基盤の充実

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険施設をはじめ、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスなどケア（介護）と住まいが結び付いた多様な住まい方の実現など、高齢者の暮らしを支える仕組みの充実を図ります。

（福祉局高齢者施策推進部施設支援課）

高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの確保 （東京都高齢者保健福祉計画目標値）

事 項	目標（令和12年度末）
特別養護老人ホームの整備	定員6万4千人分
介護老人保健施設・介護医療院の整備	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	定員2万人分

介護保険施設の整備促進

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設について、整備が十分進んでいない地域における整備費補助の加算を行うことにより、地域偏在の緩和・解消を図りつつ、整備を促進します。また、介護医療院についても整備費を補助することで整備を促進します。

認知症高齢者グループホーム整備促進事業

区市町村が実施する認知症高齢者グループホームの整備に要する経費の一部を補助することにより、整備を促進します。

介護専用型有料老人ホーム整備費補助

土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームの整備費の一部を補助します。

地域密着型サービス等整備推進事業

区市町村が実施する地域密着型サービスの拠点の整備に要する経費の一部を補助することにより、整備を促進します。

都市型軽費老人ホーム整備費補助

地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等の施設基準を緩和することにより、低所得者層も食事や生活支援サービスを受けられる都市型軽費老人ホームの整備を進めます。

定期借地権の一時金に対する補助

地価の高い都市部において施設の用地取得が困難な状況を踏まえ、定期借地権を設定して用地を確保した場合に、一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備を進めます。

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業

国有地や民有地を賃借して特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院または認知症高齢者グループホーム等を整備する場合に、土地賃借料の一部を補助します。

介護保険施設等の整備に係る土地・建物確保支援事業

特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、整備用地の掘り起こしや土地オーナーと運営事業者とのマッチング等を行う区市町村を支援します。

シルバーピア（高齢者向けの公的賃貸住宅）

- ① 緊急通報システムなどの設置
- ② 安否確認や緊急時の対応を行う生活援助員（LSA）又は管理人（ワーデン）の設置
- ③ 地域包括支援センター等との連携を特徴とする住宅です。

都は設置主体の区市町村に対する支援を行っています。
（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

住宅のバリアフリー化

介護保険制度の住宅改修費の支給（P.24、25）の対象とならない方に対する住宅改修費用の助成制度があります。

詳しくはお住まいの区市町村にお問い合わせください。
（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー化され、緊急時対応や安否確認等のサービスの質が確保されるとともに、高齢者が適切な負担で入居可能なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進しています。

民間事業者がサービス付き高齢者向け住宅等を供給する際に、区市町村と連携を図りながら、事業者に対し整備費補助等を行っています。

（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）

高齢者の入居支援

サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度、見守りなどを行うあんしん居住制度（（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）を実施しています。

（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）

セーフティネット住宅（愛称：東京ささエール住宅）

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進しています。住宅確保要配慮者のみが入居できる専用住宅に登録した貸主に対して、改修費や家賃低廉化補助等の経済的支援を行っています。

（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）

住宅確保要配慮者への居住支援

都が指定する居住支援法人は、住宅確保要配慮者への住宅相談や生活支援などを行っています。

（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）

都営住宅

家族向都営住宅募集の抽せん方式では、当せん確率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

生活支援付すまい確保事業

区市町村の居住支援協議会※等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。

※住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

（福祉局生活福祉部地域福祉課）

社会参加の支援

高齢者に対し、様々な活動の場や機会を提供し社会参加を促進するとともに、高齢者の意欲と能力に応じた多様な就業の場を確保します。
(福祉局高齢者施策推進部在宅支援課)

【社会参加の促進】

シルバーパス

都内の民営バス、都営交通などが利用できるシルバーパスの発行を支援し、70歳以上の高齢者の社会活動への参加を促進します。

老人クラブの活動支援

地域の老人クラブに対する運営費の助成や活動継続の支援、老人クラブ連合会が行う生きがいづくり・健康づくり事業の支援を行っています。

人生100年時代セカンドライフ応援事業

人生100年時代において、高齢者が地域で活躍できるように、文化・教養・スポーツ活動などの生きがいづくりにつながる機会の提供や、空き店舗等を活用した気軽に立ち寄り参加できる活動拠点の整備に取り組む区市町村を支援します。

人生100年時代社会参加マッチング事業

シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動、介護現場での有償ボランティア等ができるよう情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。

TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業

地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる会食事業の取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進に取り組む区市町村を支援します。

【就業】

東京しごとセンター

全ての年齢層の方を対象に、雇用就業に関するワンストップサービスを提供します。55歳以上の高齢者に対しては、シニアコーナーでの就業相談や能力開発などを実施しています(P.97参照)。(産業労働局雇用就業部就業推進課)

シルバー人材センター

働く意欲のある、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、知識・経験・能力を生かした臨時的・短期的又は軽易な仕事を提供しています。都内に58か所あり、地域の家庭・企業・公共団体からの仕事を受けています。(産業労働局雇用就業部就業推進課)

アクティブシニア就業支援センター

区市が所管する法人が、無料職業紹介事業の許可を受けて、おおむね55歳以上の高齢者を対象に無料で就業相談や職業紹介等を行います。(産業労働局雇用就業部就業推進課)

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、高齢者の心身の特性に応じた適切な医療の提供、臨床と研究の連携、高齢者のQOLを維持・向上させるための研究を通じて、高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指し、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担います。

○ 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及を目指します。

- 重点医療（血管病医療・高齢者がん医療・認知症医療・高齢者糖尿病医療）の一層の充実を図ります。
- 高齢者の特性に配慮した専門医療を提供します。
- 高齢者の急性期医療を担うとともに、公的医療機関として、地域における中核的な役割を果たします。

○ 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究を推進します。

- 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究及び高齢者の地域での生活を支える研究を推進します。

○ 医療と研究の連携を推進し、その知見やノウハウを社会に還元します。

(3) 障害者（児）への支援

東京都は、令和6年3月に策定した「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき、障害者施策の総合的な展開に取り組んでいきます。

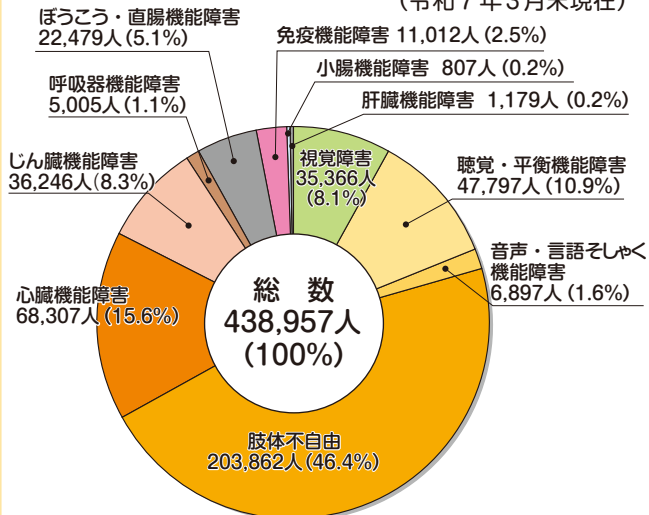
障害者（児）の現状

障害者手帳の所持者数

現在、都内には身体障害者手帳の交付を受けている人が約43万9千人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約10万7千人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約17万7千人います（令和7年3月末現在）。

「身体障害者手帳」の交付状況

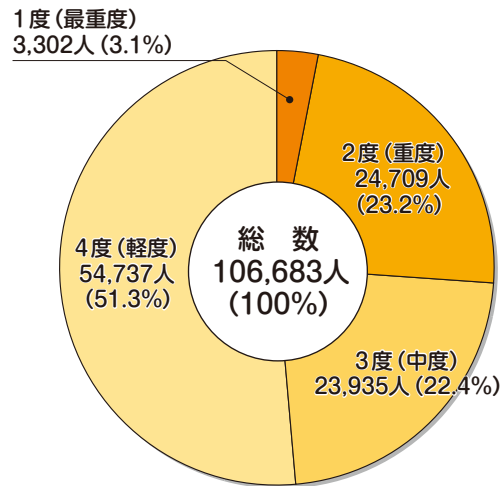
(令和7年3月末現在)



資料：福祉局「福祉・衛生行政統計」

知的障害者「愛の手帳」の交付状況

(令和7年3月末現在)

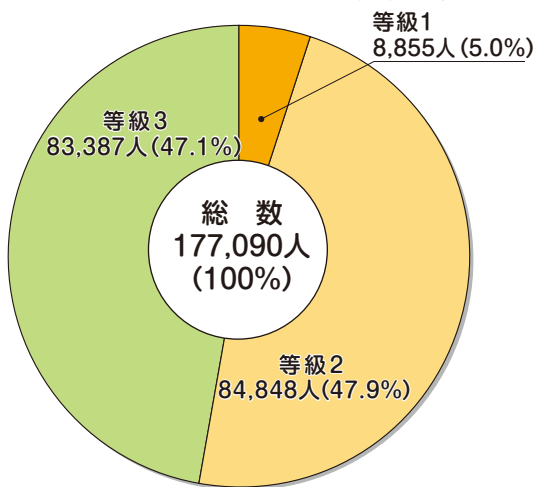


資料：福祉局「福祉・衛生行政統計」

障害者（児）への支援

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数

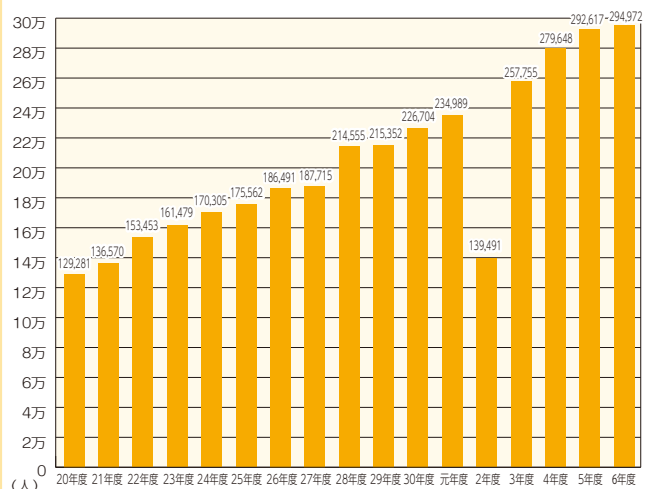
(令和7年3月末現在)



資料：中部総合精神保健福祉センター

精神障害者の通院者数の推移

(単位：人)



*通院者数は通院医療費公費負担の認定者数です。

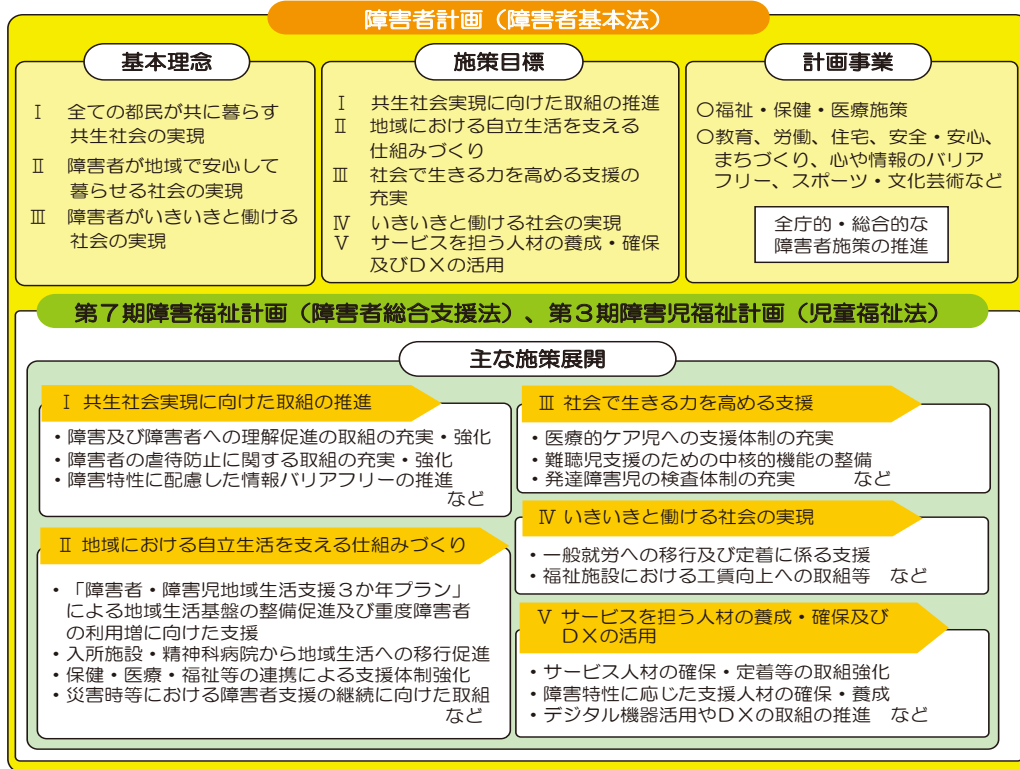
*通院者数は各年度末の数値です。

資料：中部総合精神保健福祉センター

東京都障害者・障害児施策推進計画

障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定し、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組んでいます。

また、本計画は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づく「読書バリアフリー計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置づけています。計画期間は、いずれも令和6年度から令和8年度までの3年間です。



障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（令和6年度から令和8年度）

令和8年度末までに、グループホームや就労のための訓練の場等について、7,940人分の定員を新たに確保します。

障害者の地域生活基盤の重点的整備（特別助成）

○障害者（児）の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進します。

整備内容	令和6～令和8年度	プランのねらい
地域居住の場（グループホーム）	2,700人増	障害者の地域における居住の場の整備（特別助成の対象は重度対応のみ）
日中活動の場（通所施設等）	5,100人増	障害者の一般就労支援及び重度障害者の日中活動の場の整備
在宅サービス（短期入所）	140人増	必要なときに身近な地域で気軽に利用できる安心の仕組みづくり
障害児支援（児童発達支援センター）	各区市町村に 少なくとも 1か所以上	障害児支援の提供体制の整備
障害児支援（主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所）		
障害児支援（主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所）		

○地域生活基盤における重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者や医療的ケアを必要とする障害者等）の利用増を目指して、重度障害者の利用者数の目標を掲げます。

地域生活基盤における重度障害者の利用数の見込【計画期間：令和6～8年度】

種別	増加目標
地域居住の場（グループホーム）	1,000人増*
日中活動の場（生活介護）	2,600人増*
在宅サービス（短期入所）	1,500人増*

*各人数は、重度障害者や医療的ケア等に係る加算等の算定対象者数（複数の加算等対象者数の合計）

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため平成 25 年 4 月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに障害者の定義に難病等が追加され、令和 7 年 10 月から就労選択支援のサービスが開始されました。

福祉サービス

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合

の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられます。

また、地域生活へ移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」があります。「地域生活支援事業」は、事業内容や利用者負担が、区市町村ごとに異なります。

○福祉サービスの体系

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事の介護・家事援助・コミュニケーション支援・外出時の移動介護・入院時の支援等を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動が著しく困難であり、常に介護を必要とする方に、居宅内や外出時において行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援及び介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練、介護及び日常生活の世話などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援（A 型、B 型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために、必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般企業等に移行した方の就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むに当たり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
地 域 相 談 支 援 給 付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の生活上の援助を行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する障害者への移行及び移行後の定着に関する相談等の支援を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。
	相談支援事業	障害者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。	

地域生活支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
	任意事業	区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

計画相談支援給付については、「支給決定プロセス」（下記）を御参照ください。

○日中活動と住まいの場の組合せ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組合せを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

○障害福祉サービス利用の手続

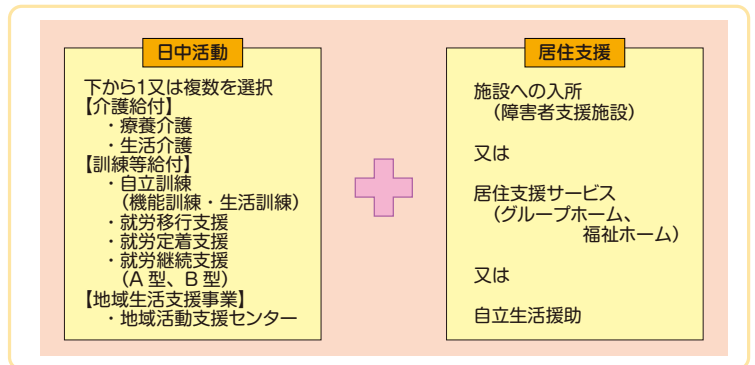
サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口申請し、障害支援区分※について認定を受けます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出します。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。

その後サービス利用が開始されます。

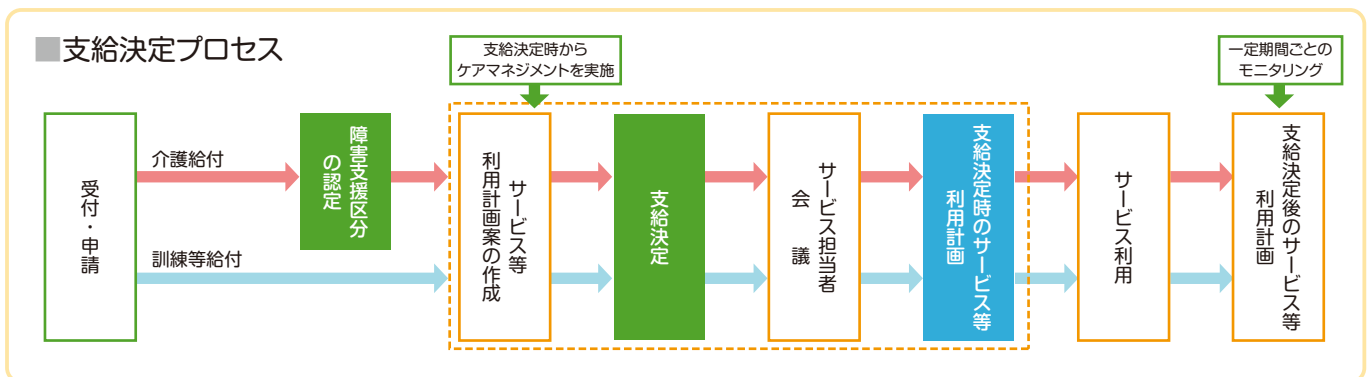


※障害支援区分とは

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6:区分6の方が支援の必要度が高い。）に分けられます。移動や動作等に関連する項目（12項目）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、特別な医療に関連する項目（12項目）の計80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定します。

※同行援護の利用申請の場合は、更に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとします。

※訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありませんが共同生活援助（グループホーム）を利用する方のうち、介護給付を利用しようとする方については、障害支援区分の認定が必要となります。



※指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

○障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担額
利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されています（別途個別減免などの負担軽減措置あり）。食費や光熱水費は、原則実費負担です（負担軽減措置あり）。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円（負担はありません）	
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円（負担はありません）	
一般1	区市町村民税課税世帯	(障害者の場合) 所得割16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
		(障害児の場合) 所得割28万円未満 ※20歳未満の入所施設利用者を含みます。	通所支援、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

自立支援医療 (精神通院医療、更生医療、育成医療)

○自立支援医療の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています（詳しくは都又は区市町村で確認してください）。入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担です（負担軽減措置あり）。

精神通院医療については、申請により、区市町村民税非課税世帯に属する精神障害者の利用者負担を、都独自に助成等を行い、無料としています。

補装具・日常生活用具

○補装具費の支給

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

○日常生活用具の給付・貸与

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

○補装具費・日常生活用具の利用者負担額

補装具費の利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。なお、18歳以上で一定所得以上の方は補装具費支給対象外です。

日常生活用具の利用者負担は、区市町村が決定します。

補装具 (個別給付)	身体障害者（児）等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車椅子等
日常生活用具 (地域生活支援事業)	障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具

障害者(児)
への支援

児童福祉法（障害児支援）

平成24年4月1日から、児童福祉法に基づく障害児を対象とした施設・事業が変わり、施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者総合支援法の障害者施策で対応することになりました。

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として「幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能」、「スーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）」、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」、「相談機能」などの地域支援、及び治療（肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児に限る）を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援、社会との交流の促進等を継続的に提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
入所支援 障害児	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、併せて治療を行います。

共生社会の実現

■東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、条例を制定しました。【施行日】平成30年10月1日

条例のポイント

- 民間事業者による「合理的配慮の提供」の義務化
※合理的配慮の提供：障害者から、手助けや必要な配慮についての意思を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすること。
- 障害者や関係者、民間事業者等からの相談を受け付ける広域支援相談員の配置（東京都障害者権利擁護センター）
- 相談支援を行っても解決しない事案について、調整委員会を設置するなど紛争解決の仕組みを整備

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」（P.46 参照）や、障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求めるときに活用する「ヘルプカード」（P.46 参照）の普及啓発を行います。（福祉局障害者施策推進部企画課）

共生社会実現に向けた意識啓発推進事業

障害及び障害者への理解を促進するため、ファミリー層や若者が集う商業施設等での啓発イベントや動画・SNS等を活用した普及啓発、



共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表及び企業等が活用するシンボルデザインの周知・啓発を実施します。

区市町村ヘルプマーク活用推進事業

区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。

（福祉局障害者施策推進部企画課）

ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。（福祉局障害者施策推進部企画課）

社会参加の支援

一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場の確保等を通じた社会参加の推進に取り組んでいます。（福祉局障害者施策推進部企画課）

コミュニケーション手段の確保と情報提供

障害者の社会参加を促進するため、次の事業を実施しています。

- 盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣
- 盲ろう者支援センター事業
- 視覚障害者等用図書レファレンスサービス
- 視覚障害者等用図書の製作・貸出
- 点字による即時情報ネットワーク
- 点字録音刊行物作成配布
- 手話通訳者の養成、要約筆記者の養成
- 中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会
- 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出
- 字幕入り映像ライブラリー製作・貸出
- 失語症者向け意思疎通支援事業

手話のできる都民育成事業

聴覚障害に関する都民意識の向上や理解促進のため、手話の普及啓発を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げます。

手話人口の裾野拡大支援事業

区市町村が身近な地域において実施する子供の頃から手話に関する理解を深められる取組に対して補助することにより、手話人口の裾野を広げます。

障害者デジタル技術支援総合基盤整備

障害者のデジタル技術に関する利用相談や情報提供、

展示などを行っています。また、地域における障害者デジタル技術活用支援者の養成を行っています（P.98 参照）。

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に対し、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。



身体障害者補助犬（介助犬） 提供：社会福祉法人日本介助犬協会

障害者休養ホーム

障害者（児）が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を指定し、施設利用料の一部を助成します。

東京都障害者福祉会館

障害者の福祉の増進を図るため、集会室の利用公開、相談などを実施しています（P.98 参照）。

障害者情報コミュニケーション普及啓発促進事業 **新規**

都民が障害者による情報の十分な取得利用及び円滑な意思疎通の重要性について関心と理解を深め、適切な配慮ができるよう、区市町村の取組を支援します。

デジタル技術を活用した聴覚障害者 コミュニケーション支援事業

聴覚障害者が都の窓口へ来庁や電話をする際に、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都における聴覚障害者の情報保障を推進します。

情報保障機器の普及促進事業

障害者やその家族、区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進します。
(福祉局障害者施策推進部地域生活支援課)

障害者の意思疎通のための 情報保障機器等開発支援事業

対象者が少なく製品化が進まない情報保障機器を都の窓口を設置し、使用状況等を開発メーカー等へフィードバックすることにより、障害者に対応した機器の開発・普及促進を支援します。

コミュニケーション・バリアフリー事業

きこえない人やきこえにくい人の社会参画のため、対話型 AI コミュニケーションシステムの社会実装や普及促進、持続的な活動に向けた人材の確保・育成を図ります。

パラスポーツの振興

障害の有無にかかわらずパラスポーツを楽しめるよう、「理解促進・普及啓発」「場の充実」「人材育成・活用」「競技力向上」の視点から施策を展開しています。
(スポーツ推進本部スポーツ総合推進部)

障害者がスポーツに親しむきっかけや環境づくり

○理解促進・普及啓発

パラスポーツ専門ポータルサイト「TOKYO パラスポーツ・ナビ」や競技スポーツ情報を提供する「パラスポーツスタートガイド」等での情報発信や、参加体験型スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」の開催等により、パラスポーツの理解促進・普及啓発を推進するとともに、障害者がスポーツをはじめのきっかけづくりを行っています。

また、パラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」では、競技大会の「観戦会」や商業施設等での体験会などの取組により、パラスポーツの魅力発信や認知度向上、競技観戦の促進を図っていきます。

TOKYO パラスポーツ・ナビ

HP <https://www.tokyo-parasports-navi.metro.tokyo.lg.jp/>



HP <https://www.para-sports.tokyo/>



○場の充実

都内にある2つの障害者スポーツセンターに加えて、障害のある人や障害者スポーツ団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都立特別支援学校をパラスポーツの拠点の一つとして位置付け、その体育施設の活用を促進するとともに、スポーツ・レクリエーションの教室を実施しています。

また、障害のある人のスポーツ施設利用に際して、施設管理者が配慮すべき点等をまとめたマニュアルの周知を図るとともに、区市町村が主体的に取り組むパラスポーツ事業や体育施設におけるパラスポーツの実施を促進するための工事を支援することにより、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を整備しています。

さらに、パラスポーツに関する相談窓口を開設し、企業や競技団体等の支援や相互の連携に向けた交流会の実施、新しくスポーツを始める障害のある人への情

報提供・助言等を行うとともに、自宅や障害者福祉施設などで取り組める運動動画を配信しています。

○人材育成・活用

スポーツ関係者等を対象としたセミナーの開催、パラスポーツ指導員の資格取得の促進、研修会やフォーラムの開催等、障害者のスポーツ活動を支える人材の育成と資質向上を推進しています。

また、パラスポーツボランティア情報のポータルサイト「TOKYO 障スポ&サポート」を通じて、ボランティアに募集情報等を随時提供し、活動機会の拡充を図っています。



HP <https://www.tokyo-ss.net/>



○競技力向上

パラリンピックやデフリンピックなど国際大会で活躍するパラアスリートの継続的な輩出に向けて、選手の発掘・育成・強化や、パラスポーツの団体を支援し、競技力向上を図っています。

東京都障害者スポーツ大会の開催及び 全国障害者スポーツ大会への選手派遣

スポーツを通じて、障害のある人が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害のある人に対する理解の増進を図ることにより、障害のある人の自立の促進に寄与し、パラスポーツの振興を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

また、パラスポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会へ選手・監督等を派遣しています。

東京都障害者スポーツセンター

障害のある人がスポーツやレクリエーションを楽しめるように、体育館やプールなどのスポーツ施設、集会室などの文化施設、宿泊施設、医事相談機能を備えた障害者スポーツ施設(2施設)があります(P.98参照)。
(スポーツ推進本部スポーツ施設部)

地域移行とサービス基盤整備の促進

長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実に取り組んでいます。

地域での生活基盤の整備

障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、地域居住の場であるグループホームや日中活動の場である通所施設、ショートステイ、児童発達支援センターなどの地域生活基盤の整備を促進します。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

定期借地権の一時金に対する補助

公有地又は民有地に定期借地権を設定して整備を行う事業者に対して、一時金の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業

国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

地域移行促進コーディネーター事業

都内・都外の入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけを行う等、施設入所者の地域移行を促進するほか、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿を掘り起す等、地域移行が円滑に進むよう支援します。（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

都外施設入所者地域移行特別支援事業

都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を促進します。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

障害者地域生活移行・定着化支援事業

地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図ります。

また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図ります。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

障害児支援体制整備促進事業

区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。（福祉局障害者施策推進部療育課）

児童発達支援センター地域支援体制強化事業

児童発達支援センターの機能強化の取組を支援することにより、障害児の地域支援体制整備の促進を図ります。

（福祉局障害者施策推進部療育課）

障害児の放課後等支援事業

地域の実情に応じて、重症心身障害児や医療的ケア

児に対して放課後等支援を実施する区市町村を支援します。

（福祉局障害者施策推進部療育課）

都型放課後等デイサービス事業

都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図ります。

（福祉局障害者施策推進部療育課）

障害者グループホーム体制強化支援事業

身体又は行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置や支援スキルの共有を行って体制を確保するグループホームを支援します。（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

医療連携型グループホーム事業

医療的ケアが必要な障害者のグループホーム受入促進のため、医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議の開催等を主体的に取り組む区市町村を支援します。（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

障害福祉サービス等医療連携強化事業

医療的ケアが必要な障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。

（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

短期入所開設準備経費等補助事業

短期入所を新設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、短期入所の設置促進を図ります。

（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業

地域生活支援拠点を整備し、拠点の短期入所に有資格の支援員等を配置するなど、緊急時に重度障害者（児）を確実に受け入れる体制確保に取り組む区市町村を支援します。（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

地域生活支援拠点連携強化支援事業

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう整備された地域生活支援拠点の連携機能を強化する区市町村の取組を支援します。

（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

東京都障害者相談支援体制整備事業

相談支援体制の整備を進めるため、区市町村職員等を対象とした研修会や個別相談会を実施するとともに、各地域に相談支援アドバイザーを派遣するなど、地域におけるネットワーク構築を支援します。

（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

障害者（児）施設の感染症対策推進事業

障害者施設等における感染症対策の推進及び徹底を図るため、簡易陰圧装置等の設置経費等を補助します。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

精神障害者地域移行体制整備支援事業

指定一般相談支援事業者等に対し、専門的な指導・助言や地域移行関係職員の人材育成のための研修を行うほか、精神科病院に対しピアサポーターの更なる活

用を働きかけるとともに、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行います。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

強度行動障害者等の受入れ環境整備事業 **新規**

グループホーム及び短期入所における強度行動障害者の特性に応じた居室環境等を整備することにより、強度行動障害者などの重度障害者の受入れ促進を図ります。
(福祉局障害者施策推進部地域生活支援課)

区市町村障害者の居場所づくり促進事業 **新規**

身近な地域において、障害者の社会参加や家族の就労継続等のニーズに対応できるよう、地域ごとに新たな課題に取り組む区市町村を支援します。
(福祉局障害者施策推進部地域生活支援課)

セーフティネット住宅(愛称:東京ささエール住宅)

再掲 (P.31 参照)

都営住宅

家族向都営住宅募集の抽せん方式では、当せん確率が一般世帯より5倍又は7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

(住宅供給公社都営住宅募集センター)

長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業 **新規**

長期休暇期間中に、障害児が身近な地域で支援を受けられ、その保護者が見守りや介助により離職せず、働き続けられる体制を整備する区市町村を支援します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

身近な地域の医療支援体制の充実

精神障害者、重症心身障害児(者)、発達障害児(者)、高次脳機能障害者、医療的ケア児への支援について、多様な施策展開により充実を図っています。

地域における精神科医療提供体制の整備

一般診療科との円滑な連携を構築するとともに、精神科病院と診療所等の連携を強化し、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる体制整備を推進します。区市町村、保健所等関係機関と連携し、医療中断等により地域での安定した生活が難しい精神障害者に対するアウトリーチ支援を行います。

(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

在宅レスパイト・就労等支援事業

在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって、一定時間医療的ケア等を行う看護師の派遣に取り組む区市町村を支援します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

重症心身障害児等在宅療育支援事業

在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家庭に看護師等を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行います。また、NICU等に入院している対象者について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、対象者とその家族への早期支援や相談等を行うとともに、研修の実施等により地域の訪問看護師のレベルアップを図るなど、支援の充実を図ります。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)

ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)等の積極的な受入れの促進を図ります。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)

都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図ります。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

重症心身障害児(者)通所運営費補助事業

在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、療育を実践するため、都が区市町村を通じて通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業

都は、関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児の家族や関係機関等への、相談対応や情報提供を行う医療的ケア児支援センターの運営を行います。

また、医療的ケア児等コーディネーターや看護職員等の人材を育成するための研修を行っています。

さらに、区市町村の取組に対する補助を実施するなど、総合的に医療的ケア児への支援体制を整備します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

医療的ケア児ペアレントメンター事業

医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

医療的ケア児日中預かり支援事業

医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害児(者)支援体制の充実を図るため、区市町村の相談支援員や、医療従事者など専門の人材の育成を進めます。また、発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関連携など、区市町村の支援体制の構築を支援します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

ペアレントメンター養成・派遣事業

発達障害児(者)の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を実施することで、発達障害を早期に診断する体制を確保します。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

発達検査体制整備支援事業

誰もが安心して発達検査を受けられる体制を整備するため、医療機関の初診待機解消に係る経費を補助し、発達障害に関する知識等を掲載したデジタルブックへのアクセス手段の多様化を通じ保護者へ円滑に情報提供を行うとともに、検査体制の充実や検査前後のフォローに資するデジタル技術導入を行う区市町村を支援します。（福祉局障害者施策推進部療育課）

高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者の支援拠点である心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者とその家族に対する専門的な相談支援を実施するとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの構築や人材育

成研修、都民への広報・啓発等を実施し、支援の充実を図ります。

また、高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院において、医療機関や地域の支援機関との連携強化を図るとともに、医療従事者等を対象とした研修を行います。（福祉局障害者施策推進部精神保健医療課）

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の医療機関や就労支援センターなど関係機関との連携を図り、身近な地域での支援の充実を図ります。（福祉局障害者施策推進部精神保健医療課）

自立に向けた就労促進策の拡充

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

東京労働局管内の障害者の雇用状況（％）

	一般の 民間企業	特殊法人・ 独立行政法人	地方公共団体 ※1
法定雇用率	2.50	2.80	2.80
実雇用率	2.30	2.64	2.68

※1 法定雇用率2.8%が適用される地方公共団体

※2 平成18年4月1日から、精神障害者は実雇用率に算定されている。

資料：厚生労働省東京労働局（令和7年6月1日現在）

東京都障害者就労支援協議会による連携強化

経済団体、企業、労働・福祉・医療・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関で連携しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む機運を醸成します。

「東京チャレンジオフィス」の運営

都庁において、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

就労支援機関連携スキル向上事業

障害者の特性や企業ニーズを的確に把握し、障害者の安定的な雇用継続に向けた適切な支援を提供できるよう、就労支援機関等を対象に、企業へのアプローチ・マッチングや精神障害者の就労支援に必要な医療機関との連携及び就労定着支援に必要な知識・スキルを付与する各種研修を実施し、支援力の向上を図ります。

区市町村障害者就労支援事業

区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、就職準備から職場開拓、職場定着までの就労面と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。

精神障害者就労定着連携促進事業

都内各障害者就業・生活支援センターに医療機関連携コーディネーターを配置し、就労支援機関と医療機関との連携をすすめます。また、都内6圏域で精神障害者就労定着支援連絡会を実施し、精神障害者が地域で安定して働き続けるために必要な医療機関・就労支援機関・企業等の連携を促進します。

就労継続支援A型事業所経営適正化事業

就労継続支援A型事業所に対し、経営維持向上セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、収益性向上や業務の効率化等適正な事業所運営に向けた取組を支援します。

福祉施設における工賃アップの推進

地域の作業所をネットワーク化し、共同受注や販路拡大等の活動、経営コンサルタントの派遣などの区市町村の取組を支援することで工賃向上を目指します。

また、工賃引き上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。

区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築

都における共同受注体制の在り方を検討するとともに民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。

福祉・トライアルショップの展開

障害者施設で作られた自主製品を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」（くるみる）を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援B型事業所の自主製品の普及、販路拡大及び工賃向上を図ります。

就労継続支援B型事業所マネジメント事業

就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施します。

生産活動に係る営業開拓等支援事業

就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援します。

デジタル技術でつなぐ重度障害者の就労支援プラットフォーム事業

外出が困難で一般就労が難しい重度障害者のデジタル技術を活用した就労を支援するため、都が設置するコーディネーターが、重度障害者と就労支援関係機関等をつなぐとともに必要な情報を発信するための、プラットフォームを構築します。

職業訓練と職業相談

公共職業訓練施設として東京障害者職業能力開発校があります。就職等に関する相談は公共職業安定所などで行っています。（産業労働局雇用就業部能力開発課）
（厚生労働省東京労働局）

東京しごとセンター 専門サポートコーナー

就労を希望しながらも、障害や、社会的、経済的その他の事由により就労することが困難な方に対して、就労準備から就労後の定着まで、専門のスタッフが連携してチームによるきめ細かい支援を行います。

【電話】03-5211-8701

東京しごとセンター専門サポートコーナー

（産業労働局雇用就業部就業推進課）

東京ジョブコーチ支援事業

都独自に養成した「東京ジョブコーチ」が、障害者を雇用する企業へ出向いて障害者、企業双方への支援を行うことにより、職場定着を図ります。

（産業労働局雇用就業部就業推進課）

サービスを担う人材の養成・確保

障害福祉サービス等の質の維持・向上のため、これらのサービスを担う人材を安定的に確保し、育成・定着を図っていきます。（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）

障害福祉サービス等職員宿舎借上げ支援事業

職員住宅の借上げを支援することで、福祉・介護人材の確保・定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

都内の障害福祉サービス事業所等が職員に研修等を受講させる場合に、代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際に掛かる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信を実施することで、事業所における職員の定着を図ります。

新規採用職員の職場定着支援事業

障害福祉サービス事業所等の新規採用職員を対象に研修や交流会を開催し、早期離職の防止を図るとともに職場定着を支援します。

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

奨学金返済相当額の手当の支給または代理返還に必要な経費の一部を支給することで、計画的な人材育成に取り組む事業者を支援し、福祉・介護人材の確保・育成・定着を目指します。

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員処遇改善加算等の取得に係る助言・指導等により、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進し、職員の確保及び定着を図ります。

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について専門家を派遣し、助言等を行うことで事業所の人材確保・定着を支援します。

グループホーム従事者人材育成支援事業

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。

障害者支援施設等支援力育成等派遣事業

障害者支援施設等で高齢化や重度化、強度行動障害、身体機能維持への対応力を高めるため、専門職やリハビリ職員を派遣し、支援力強化及び配置促進を図ります。

（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う従事者の認定及び事業者の登録等を行います。

東京都障害者ピアサポート研修事業

質の高いピアサポート活動実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を行います。

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業

障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援します。

（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課・施設サービス支援課）

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業

国が必要な見直しを講じるまでの間、福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業者を支援します。また、経験の浅い職員に対しては上乘せして支援します。

障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策推進事業

新規

障害福祉サービス等事業所職員向けセミナーの実施や、福祉・介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行うとともに、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の支援等を実施します。

障害福祉分野における外国人介護人材受入支援事業 **新規**

障害福祉現場における外国人介護職員の受入及び定着を促進するため、外国人介護職員を受け入れるための環境整備等の取組を行う障害福祉サービス事業所等を支援する。

障害福祉サービス等職員就業促進事業 **新規**

未経験者等を雇用し、働きながら資格取得等ができるよう取り組む事業者を支援することで、障害福祉人材の安定的な確保を図ります。

訪問系障害福祉サービス応援事業 **新規**

訪問系障害福祉サービス等事業者に対し、採用活動に係る経費や、未経験者の資格取得等を支援し、障害福祉人材の安定的な確保を図ります。

訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業 **新規**

訪問系障害福祉サービスに従事するホームヘルパー等が夏場に利用者宅へ移動する際の熱中症対策等として、暑さ対策用品の購入経費を支援します。

障害者（児）に対する医療支援・手当の支給

障害者（児）に対する医療費の助成や、必要なときに適切な医療が受けられるような医療制度の充実などの取組を進めています。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

心身障害者（児）医療費の助成

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者を対象に、一定の要件を満たす場合には、医療費の自己負担分の一部を助成しています。

(福祉局生活福祉部医療助成課)

精神障害者医療費の助成

自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分の一部や18歳未満の方の入院医療費の一部を助成しています。

手当の支給

障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に、手当の支給を行っています。国の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当があります。都の制度として、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当などがあります。

(福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課・心身障害者福祉センター調整課)

心身障害者（児）歯科診療

心身障害者（児）を対象に、東京都立心身障害者口腔保健センターや心身障害児施設などで専門の歯科診療を行っています（P.97 参照）。

(保健医療局医療政策部医療政策課)

精神科救急医療体制

公立及び民間病院等の協力を得て、夜間休日の精神科救急医療を実施しています。

また、夜間においては精神科の初期救急や、身体合併症を含む二次救急にも対応し、救急医療体制の充実を図っています。

精神保健指定医による診察

精神保健福祉法に基づき申請、通報又は届出のあった者について精神保健指定医による診察を行い、精神障害者への医療や保護を実施しています。診察の結果、精神障害者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれが著しいと認められた場合には、国・都立病院や指定病院に入院させる制度があります。

児童発達支援事業所等利用支援事業

児童発達支援事業所等の利用料の自己負担分について、無償化を図ります。

(福祉局障害者施策推進部療育課)

精神科医療機関における外国人対応支援事業 **新規**

都内精神科医療機関が外国人患者に必要な医療を適切に提供できるよう、研修等を実施することにより、外国人患者への対応力向上を支援します。

障害に関する相談・療育支援、その他

障害者（児）やその家族などが抱える生活上の問題の相談窓口を、児童相談所や福祉事務所（区市・都）、保健所に設置しているほか、専門的な機関等を設けています。

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具及び愛の手帳の判定（18歳以上）並びに区市町村に対する専門的支援などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

高次脳機能障害専用電話相談

東京都心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害により日常生活に支障のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。

(総合)精神保健福祉センター

精神障害者に対して専門職が医療や自立生活などの相談に応じ、適切な指導や援助を行っています。

また、精神医療審査会の事務や精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事務などを行っています。

発達障害者支援センター

相談支援、発達支援、就労支援などを行う専門機関です。自閉症など発達障害を有する障害児（者）とその家族に対して、関係機関と連携しながら各種相談や支援を行っています。

夜間こころの電話相談

夜間に、臨床心理士や精神保健福祉士などによるこころの健康に関する相談を行っています。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

小児総合医療センターこどもの精神科受診に関する相談

ご家族等からの、お子さんの精神科受診に関する相談に応じます。
(地独)東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター)

障害者虐待への対応

障害者虐待に関する相談や通報等については、区市町村その他関係機関と連携して対応しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方や、障害者虐待について相談したい方は、区市町村障害者虐待防止センター又は東京都障害者権利擁護センターに御連絡ください。

また、区市町村の担当職員及び施設・事業所の管理者等を対象に、障害者虐待について理解を深め、専門性の強化を図るための研修を実施しています。
(福祉局障害者施策推進部企画課)

SNS を活用した精神保健福祉相談

LINE を活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方がよりアクセスしやすい相談を実施しています。

SNS相談 相談ほっとLINE@東京

「こころのLINE相談(精神保健福祉相談)」窓口
毎日17時から22時まで(受付は21時30分まで)



精神科病院における虐待防止の推進

都は、精神科病院における虐待に対応する専用の窓口を設置し、通報や相談を受け付けています。

また、精神科病院が勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止、または早期発見できる体制を構築できるよう、精神科病院側の体制整備を支援するための研修を実施します。

東京都 精神科病院における虐待通報窓口

電話 03-5320-4463 (9時～17時)

(土・日・祝日・年末年始を除く。)

(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

入院者訪問支援事業

区市町村長同意による医療保護入院者等の生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行うための訪問支援員を養成し、本人の求めに応じて派遣する取組を実施しています。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

旧優生保護法補償金等受付・相談窓口






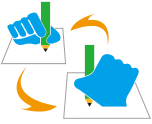
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」により、国に補償金等の支給を請求する場合の相談や請求書を受け付けています。
(福祉局企画部企画政策課)

障害者への支援(尻)

障害者に関するマーク等

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します(各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。)

	<p>■ 障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>電話 03-5273-0601</p> <p>FAX 03-5273-1523</p>
	<p>■ 盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p>電話 03-5291-7885</p> <p>FAX 03-5291-7886</p>
	<p>■ 身体障害者標識(身体障害者マーク)</p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>■ 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p> <p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>■ 耳マーク</p> <p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求められる場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>電話 03-3225-5600</p> <p>FAX 03-3354-0046</p> <p>E-mail zennancho@zennancho.or.jp</p> <p>HP https://www.zennancho.or.jp/</p>

	<p>■ ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>東京都福祉局障害者 施策推進部企画課 （電話） 03-5320-4147 （FAX） 03-5388-1413</p>
	<p>■ オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 （電話） 03-5670-7681 （FAX） 03-5670-7682</p>
	<p>■ ハート・プラスマーク</p> <p>内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 （HP） https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/</p>
	<p>■ 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 （電話） 058-214-2138 （FAX） 058-265-7613</p>
	<p>■ 手話マーク</p> <p>聴覚に障害がある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 （電話） 03-6702-1430 （FAX） 03-6302-1449 （HP） https://www.jfd.or.jp/</p>
	<p>■ 筆談マーク</p> <p>聴覚や音声機能等障害がある方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 （電話） 03-6302-1430 （FAX） 03-6302-1449 （HP） https://www.jfd.or.jp/</p>

◆ ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

（ステッカー）



◆ ヘルプカード

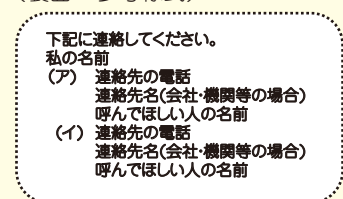
障害者が、緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。ヘルプカードの作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成し、HP で公開しています。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

（表面：東京都標準様式）



（裏面：参考様式）



下記に連絡してください。
私の名前
（ア）連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前
（イ）連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(4) 生活福祉の推進

生活の保障と自立の助長を目的とした生活保護制度、生活困窮者の個々の状況に応じた支援を行う生活困窮者自立支援制度、都区共同によるホームレスの自立支援、低所得者の生活安定に向けた支援、高齢者や障害者を始め、誰もが自由に行動し、社会参加できる「福祉のまちづくり」、質の高い安定した福祉サービスの提供を担う福祉人材の確保・定着など、対象者別の福祉を総合的・横断的に支える施策を進めていきます。

生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づく国民の権利であり、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。
(福祉局生活福祉部保護課)

生活保護の仕組み

生活保護は、一般勤労世帯の消費支出などを基にして、厚生労働大臣が定める保護の基準によって保護が行われるものです。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれ、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて適用されます。保護費は原則として金銭で給付されますが、医療や介護は現物給付されます。また、保護施設に入所し保護を受ける場合もあります。

* 保護施設には、救護施設（10か所）、更生施設（10か所）、宿所提供施設（9か所）があります（令和7年9月末現在）。

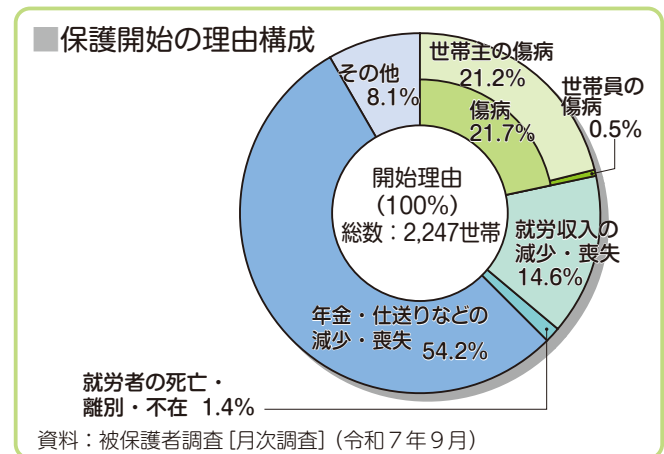
〈生活保護の現状〉

都内で保護を受けている人は、269,248人、世帯数では228,543世帯、保護率（人口千人に対する比率）は18.9%^{パーミル}です（令和7年9月現在）。

世帯類型別では、高齢者世帯が53.0%で最も多く、傷病・障害者世帯が26.2%、その他世帯が17.9%、母子世帯が2.9%です。また、単身世帯が86.7%と大半を占めています（令和7年9月現在）。

生活保護の相談・申請

生活保護は、保護を必要とする本人、その扶養義務者、同居の親族又は成年後見人の申請に基づいて開始します。相談や申請の受付は、原則としてお住まいの地域を担当する福祉事務所（島しょ部は支庁）になります。



無料低額宿泊所における居住環境改善への取組

社会福祉法第2条第3項第8号に規定される無料低額宿泊所は、生計困難者に対して無料又は低額な料金で居室を提供し、日常生活支援などを行っています。
(福祉局生活福祉部保護課)

無料低額宿泊所における居住環境改善への取組

東京都は、無料低額宿泊所の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の無料低額宿泊所の運営について「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の基準に基づき、指導・助言を行っています。

「日常生活支援住居施設」の認定

日常生活支援住居施設は、単独では居宅での生活が困難な状態である生活保護受給者を入居させ、その者の状態に応じた自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用される施設で、無料低額宿泊所の中から最低基準の遵守や人員の増配置等の一定の要件を満たすものを、東京都が認定します。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。
(福祉局生活福祉部地域福祉課)

生活困窮者自立支援制度の仕組み

本制度は、区市(町村部については都)が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業(必須事業)と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業(任意事業)があり、自立相談支援事業を実施する機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われます。

(必須事業)

①自立相談支援事業

就労及び居住、その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施します。

②住居確保給付金の支給

離職等又は休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況で住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を有期で給付します。

また、著しく収入が減少して経済的に困窮し、家計

改善のために転居が必要と認められる方に、転居費用を給付します。

(任意事業) ※任意事業の実施については、自治体によって異なります。

①就労準備支援事業

一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。

②居住支援事業

住居のない方に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行います。

また、シェルター等利用者や居住困難な方に一定期間の見守りや生活支援を行います。

③家計改善支援事業

家計状況の把握や家計改善に向けた意欲の向上を図る支援、貸付けのあっせん等を行います。

④子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯の子供に対して、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、保護者への進学助言等を行います。

生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当
- 一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、就労支援の実施
- 住まいに関する支援員も適宜配置
- 一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画を作成
- 地域ネットワークの強化、社会資源の開発など地域づくりも担う。

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

住まいの確保が必要な方

◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
- 家計改善のための転居費用を給付

- 緊急に衣食住の確保が必要な方
- 居住に困難を抱え地域社会から孤立した方

◆居住支援事業

- 住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
- シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

就労支援

就労に向けた準備が必要な方

◆就労準備支援事業

- 一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援

柔軟な働き方を必要とする方

◆認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

なお一般就労が困難な者

家計再建支援

家計から生活再建を考える方

◆家計改善支援事業

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付けのあっせん等を含む。)

子供支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援
- 生活困窮世帯の子供・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

- ◇関係機関・他制度による支援
- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援等

※右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

上記に関する相談や申請の受付は、各区市が設置するお住まいの地域の自立相談支援機関、町村については西多摩福祉事務所及び各支庁が行っています。

生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。（福祉局生活福祉部地域福祉課）

総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱えた世帯に対して、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費や一時的な資金の貸付けを行う制度です。

福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立した生活を送るために、一時的に必要なであると見込まれる資金の貸付けを行う制度です。

教育支援資金

所得の少ない世帯の方が高等学校、大学等へ入学する際に必要な資金や就学に必要な資金の貸付けを行う制度です。

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う制度です。

※上記各資金の相談や貸付申請は、お住まいの地区の社会福祉協議会で受け付けています。

新生活サポート事業

経済的理由によって生活困難な状況にある人たちに対して、生活相談を行うとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、生活を支援する制度です。（福祉局生活福祉部地域福祉課）

多重債務者生活再生事業

生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある人たちに対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金の貸付けを行います。

自立生活スタート支援事業

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

社会的養護の必要な児童等が児童養護施設等を退所後、就学・就職するに当たり安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するために必要な資金の貸付け及び相談援助を行います。

ひきこもりに係る支援事業

ひきこもりの状態にある方やその御家族に対する相談窓口を設置するとともに、講演会の開催、リーフレットの配布、広告事業等により、普及啓発を行っています。また、身近な地域において切れ目のない支援体制が整備されるよう区市町村を支援します。（福祉局生活福祉部地域福祉課）

地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。（福祉局生活福祉部地域福祉課）

低所得者・離職者対策

生活に困窮する低所得者や離職者が将来に向かって明るい展望を持ちながら安定した生活ができるよう、国や区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。（福祉局生活福祉部地域福祉課）

子供サポート事業立上げ支援事業

生活困窮世帯の子供を支援する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援し、子供の学習・生活支援事業や子供の居場所創設事業（P.8 参照）の充実を図ります。

受験生チャレンジ支援貸付事業

収入が一定水準以下である世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方（高校中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）を養育している世帯に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校や大学等に入学した場合は返済が免除になります。

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら、不安定な仕事に就いている方や離職者等を対象として、区市等と連携して各相談業務を

実施しています。①生活環境や健康状況等を把握する生活相談、②一時利用住宅の提供、民間賃貸物件の情報提供、賃貸借契約支援、家賃保証支援、③職業相談、職業紹介、④住宅資金や生活資金の貸付け、⑤介護資格取得支援などです。これらのサポートを通じて利用者の自立した安定的な生活の促進を図っています。

フードパントリーへの支援

住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴くことで、適切な相談機関等につなぐ取組を行う区市町村を支援します。加えて、フードパントリー事業者間の連携を促進させることで、生活困窮者への食料提供を通じた地域の支援体制の充実に取り組む区市町村を支援します。

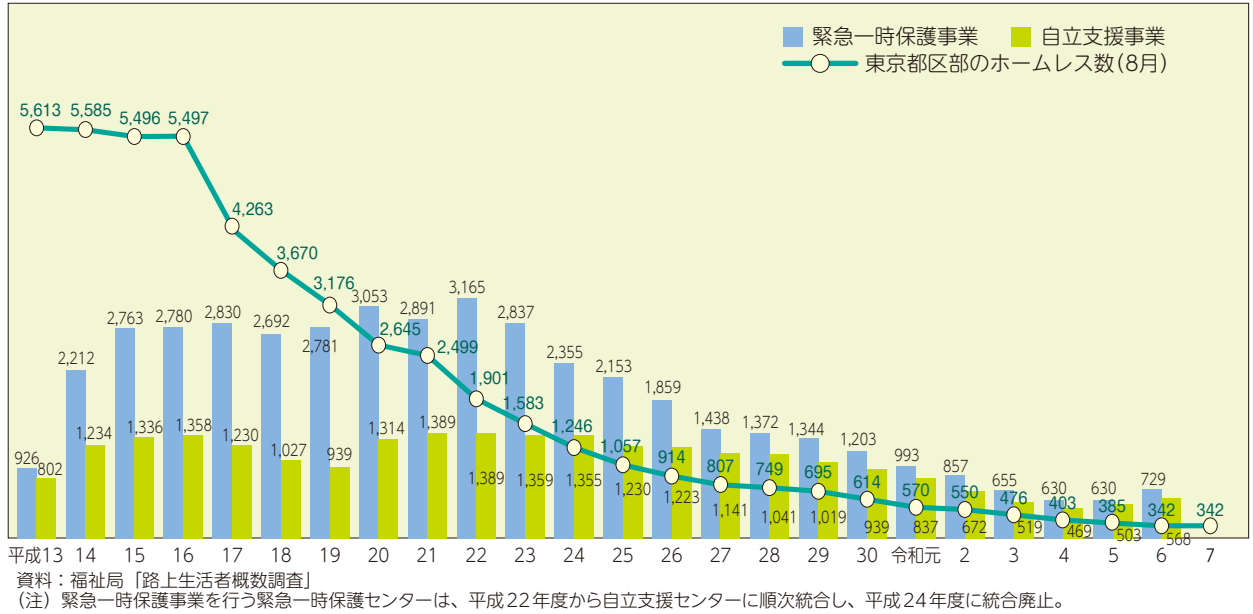
また、食料価格が上昇する中でも、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、適正な相談支援機関等につなぐ取組を行う区市町村社会福祉協議会・民間団体等を支援します。

ホームレス対策

ホームレス問題は、ホームレスの方それぞれの個人的要因と、景気の低迷、地域コミュニティの希薄化などの社会的要因が重なって生じたものであり、問題の解決には福祉・就労・住宅・保健・医療などの分野にわたって総合的に取り組む必要があります。東京都は、特別区と共同してホームレス対策に取り組んでいます。

(福祉局生活福祉部保護課)

■各事業の利用者数と23区内のホームレス数の推移



ホームレスの現状

23区内のホームレス数は、都区共同事業である自立支援システムや生活保護の適用などにより、平成11年度の5,798人をピークに以後漸減傾向にあります。令和7年8月調査では、対前年比増減なしの342人となりました。一方、高齢層におけるホームレス生活の固定化・定着化の進行や路上生活まで至っていないホームレスとなるおそれのある方の存在などが課題となっています。

自立支援センター

都は特別区と共同して、ホームレスの自立支援システムを構築し、早期の社会復帰に向けた自立支援に取り組んでいます。

○緊急一時保護事業（心身の健康回復とアセスメント）
 ホームレスを一時的に保護し、2週間程度食事などの提供、生活相談を行い、以後の自立支援事業につなぎます。

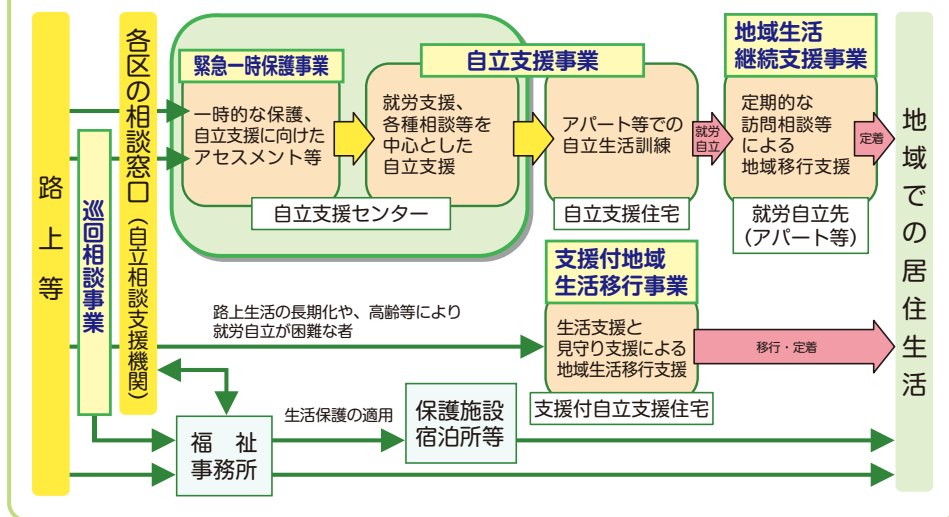
◇入所累計729人、退所累計724人
 (令和6年度実績)

○自立支援事業（自立支援プログラム）

就労による自立を目指して緊急一時保護事業から通算して6か月程度入所し、生活相談や健康相談、ハローワークと連携した職業相談などの支援を行います。

◇入所累計568人、退所累計545人
 ⇒就労自立者262人
 (令和6年度実績)

■路上生活者対策事業の概要



巡回相談事業

ホームレスが生活している場所を巡回し、面接相談を行い、自立支援センターなどのホームレス対策事業の紹介を行っています。また、自立支援センターなどの退所者を対象に、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援などのアフターケアを行い、再び路上生活者に戻らないよう支援しています。

支援付地域生活移行事業

路上での生活が長期化し、高齢化したホームレスに対し、重点的な相談を行うとともに、一時的なすまいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守りなどの支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。

山谷対策

台東区、荒川区にまたがる、いわゆる「山谷地域」の簡易宿所密集地域を中心に生活している日雇労働者などに対して、雇用の安定、福祉や保健衛生の向上などに取り組んでいます。
(福祉局生活福祉部保護課)

山谷地域の変容

山谷地域の簡易宿所の宿泊者数は、現在はピーク時の約5分の1になっています。平均年齢は68歳を超えるなど高齢化が進行して、生活保護を受給する人の割合が増えています。

城北労働・福祉センター

関係機関と連携して、山谷地域の日雇労働者への職業紹介・労働相談・生活相談・医療相談・応急援護などを実施しています(運営は公益財団法人東京都福祉保健財団)。

電話 03-3874-8089

戦争犠牲者への援護など

先の大戦における戦争犠牲者に対して、追悼式を行うとともに各種の援護を行っています。

(福祉局生活福祉部企画課)

追悼式

先の大戦で戦没された方々の慰霊を行うとともに、関係御遺族を慰藉するため、毎年、戦没者追悼式(8月15日)、南方地域戦没者追悼式(10月)、硫黄島戦没者追悼式を行っています。

旧軍人などに対する援護

旧軍人や戦没者の遺族、戦傷病者など戦争の犠牲になった方に対して、恩給や年金の相談・申請受付などを行っています(決定は総務省や厚生労働省が行います。)。戦傷病者に対しては、戦傷病者手帳を交付して、療養の給付や補装具の支給を行っています。

また、終戦時東京都に本籍のあった旧陸軍軍人・軍属の軍歴証明書を交付しています。

中国帰国者等に対する援護

中国などからの永住帰国者に対しては、都庁内に中国帰国者の相談窓口を設置し、相談通訳員が中国語による各種の相談に応じています。

中国帰国者等の老後の生活の安定を図るため、区市(町村部は都)において支援給付等を実施しています。窓口には、中国語の話せる支援・相談員が配置されています。

被災者への支援

東京都では、区市町村や関係機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、東京の防災プランなどを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

災害救助用物資の備蓄・提供

災害の発生に備えて、乳幼児用として調製粉乳・乳児用液体ミルク・哺乳瓶を備蓄し、災害発生時には速やかに区市町村へ提供します。

また、民間事業者と「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」を締結しており、災害時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し、提供します。

(福祉局子供・子育て支援部母子健康支援課)

被災者への生活支援

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し被災者生活再建支援制度を実施しています。また、住宅、家財などに被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付けを行います。

(福祉局生活福祉部企画課)

福祉局・保健医療局職員による災害対策

応急救助活動として、救助物資の輸送や配分、避難者の移送や避難所の運営支援、高齢者や障害者などの要配慮者対策に係る支援、義援金の募集や配分などを担っています。

災害時要配慮者対策の推進

区市町村が行う、要配慮者への医療提供体制・支援体制整備や緊急性・特殊性を有する在宅人工呼吸器使用者の災害対策を支援し、地域の取組を推進していきます。

(福祉局総務部総務課、保健医療局保健政策部疾病対策課
医療政策部救急災害医療課)

災害時のこころのケア

東京 DPAT（災害派遣精神医療チーム）等が、区市町村の要請に基づき、被災者に必要とされるケアの特性に応じて、コミュニティの維持・再生により対応する心理的支援から、保健師等による見守りによる支援、精神科医による心的外傷後ストレス障害（PTSD）やうつ病等への対応等まで幅広い範囲にわたって支援します。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

福祉のまちづくり

東京都では、高齢者や障害者を含めた全ての人々が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進しています。
(福祉局生活福祉部企画課)

福祉のまちづくり条例

条例では、建築物、道路、公共交通施設などを「都市施設」として定め、そのうち公共性の高いものを「特定都市施設」として、新設又は改修の際に施設を円滑に利用できるよう「整備基準」を遵守することとして届出を義務付けています。また、整備基準に適合する都市施設には、請求に基づき、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付しています。



福祉のまちづくり推進計画

福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東京都福祉のまちづくり推進計画 令和6年度～令和10年度」を策定し、区市町村、事業者、都民等と協働して、福祉のまちづくり施策の推進に積極的に取り組んでいます。

福祉のまちづくりの普及推進

福祉のまちづくりは、行政、事業者、都民が相互に協力して推進することが不可欠です。このため、「東京都福祉のまちづくり推進協議会」の運営、「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈」等を行っています。

また、福祉のまちづくり条例に適合した施設整備のほか、心のバリアフリーに向けた普及啓発や情報バリアフリーの充実など、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施するハード・ソフト両面の取組に対して支援しています。

心のバリアフリーの理解促進

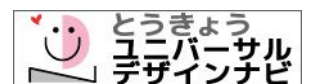
心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、都民の理解が広がり実践に繋がるよう、ホームページやハンドブック等による普及啓発や、障害者等用駐車区画の適正利用の推進、従業員への啓発等に取り組む「心のバリアフリーサポート企業」との連携、普及啓発ポスターコンクール等を行います。

HP <https://kokoro.metro.tokyo.lg.jp/>

とうきょうユニバーサルデザインナビ

高齢者や障害者を含めた全ての人々が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを開設しています。

HP <https://www.udnavi.tokyo/>



福祉人材の確保・定着・育成

東京都では、今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉人材の確保・定着・育成に取り組んでいます。
(福祉局生活福祉部地域福祉課)

社会福祉士養成施設等の指定

社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者、社会福祉主事の養成施設等を指定しています。都が指定した養成施設等の一覧は、ホームページに掲載しています。

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/youseishisetsutouichiran>

介護員などの養成研修の指定

介護員、居宅介護従業者及び移動支援従業者を養成する研修事業者を指定しています。都が指定した研修事業者一覧は、ホームページに掲載しています。

HP <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/shiteizigyousyaichirann>

東京都福祉人材センター

福祉人材の確保・定着・育成の総合拠点として、福祉分野の就職相談・就労あっ旋のほか、福祉の仕事に従事する方が安心して働き続けるための支援や、福祉人材のすそ野拡大のための普及啓発など、様々な取組を行っています。

○福祉人材の確保

福祉分野の無料職業紹介事業を中心に、合同就職説明会・面接会の開催、専門相談員によるキャリアカウンセリングや就職活動に役立つセミナー等を行っています。

○福祉人材の定着支援

福祉の仕事に従事する方を対象に、職場の悩み等を相談できる相談窓口を設置するとともに、メンタルヘルス等に関する講習会を開催しています。

○福祉人材の育成支援

小中規模の福祉施設・事業所に研修講師を派遣するほか、施設・事業所が自ら職場研修を企画・実施できるようアドバイスを行っています。

○福祉人材確保に向けた普及啓発

中高生を対象とした福祉施設での職場体験や学校訪問型セミナーを実施するとともに、小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える動画を発信し、福祉の仕事に対する興味関心を高めていきます。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>
電話 03-5211-2860

福祉の仕事イメージアップキャンペーン

福祉の仕事への興味関心を高めるため、WebやSNS広告の活用等により、福祉の仕事の魅力等を発信するキャンペーンを展開します。

HP <https://www.fukushijinzai.metro.tokyo.lg.jp/hello-essential-work/>

介護福祉士修学資金等の貸付

○介護福祉士等修学資金の貸付

介護福祉士等の国家資格取得を支援するための貸付制度で、社会福祉施設等で原則5年間、介護業務等に従事した場合に返還が免除されます。貸付は、東京都福祉人材センターで行っています。

○離職介護人材再就職準備金の貸付

離職した介護人材で、一定の知識・経験がある方が介護職員として再就職した場合、必要な資金を貸し付けます。社会福祉施設等で2年間、介護業務等に従事した場合に返還が免除されます。貸付は、東京都福祉人材センターで行っています。

○介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業

一定の研修を修了し、他業種等から新たに介護・障害福祉分野への就職を目指す方に対し、必要な資金を貸し付けます。社会福祉施設等で2年間、介護業務等に従事した場合に返還が免除となります。貸付は、東京都福祉人材センターで行っています。

○福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に在学する方で、卒業後、都内で介護業務等に従事する意思のある方に対し、必要な資金を貸し付けます。卒業後、社会福祉施設等で3年間、介護業務等に従事した場合に返還が免除となります。貸付は、東京都福祉人材センターで行っています。

○福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

福祉系高校修学資金の貸付を受けた方で、卒業後、介護以外の障害福祉等の分野に従事した方に対し、福祉系高校修学資金として借り受けた金額と同額を返還金として補填充当します。卒業後、社会福祉施設等で3年間、介護以外の障害福祉等の分野に従事した場合に返還が免除となります。貸付は、東京都福祉人材センターで行っています。

「ふくむすび」による情報発信

福祉職場に関心のある方に、ポータルサイト「ふくむすび」(東京都福祉人材情報バンクシステム)へのマイページ登録を促し、福祉事業所の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

都が定める働きやすさの指標となるガイドラインを踏まえた職場環境の整備に取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表し、福祉人材の確保・定着を図ります。



ふくしチャレンジ職場体験事業

職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進します。

ふくし・保育の資格で輝く！応援プロジェクト事業

潜在的な有資格者に対し、就労支援アドバイザーによるきめ細かなマッチングやリスキリング研修等により再就業等を支援します。

民生委員・児童委員

都内の各地域に配置され、地域で暮らしている高齢者・障害者、子育てに悩んでいる方、生活に困っている方などの福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。

また、福祉事務所や児童相談所など関係機関に対する協力活動も行っています。

民生委員は児童委員を兼ねており、児童問題を専門的に担当する主任児童委員も配置され、児童虐待への対応など子供たちの健全育成に力を注いでいます。

都は民生委員・児童委員と連携し、高齢者の見守りや子供と家庭に関する支援体制の強化などに取り組んでいます。

東京都民生委員・児童委員の定数は10,311人、そのうち787人が主任児童委員です（令和7年12月現在）。

民生委員・児童委員の家の目印は、青い門標です。



民生委員・児童委員の門標

民生委員・児童委員活動環境整備事業

各地域で民生委員・児童委員に協力して活動する民生・児童委員協力員の配置、班体制等支え合いの仕組みの立ち上げ・運営、パンフレットや活動マニュアルの作成等、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を行う区市町村を支援します。



民生委員・児童委員キャラクター ミンジー

民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業

民生・児童委員活動を推進するため、地域の活動内容に応じた、デジタル活用環境の整備を行う区市町村を支援します。

地域サポートステーション設置事業

地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多世代交流拠点の設置に取り組む区市町村を支援します。

東京都福祉人材確保対策推進協議会

福祉関係団体等が参画する協議体において、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出します。

（福祉局企画部企画政策課）

福祉人材の確保・定着・育成については、以下も参照ください。
保育人材の確保 P. 7
介護・医療人材確保のための支援 P.26
（障害福祉）サービスを担う人材の養成・確保 … P.43

介護・障害福祉サービス等事業所における 育業・介護休業等両立支援事業

新規

介護・障害福祉サービス等事業所の職員が育業・介護休業等を取得した際に、代替職員の雇用や手当を支給するなど、安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。

（福祉局企画部企画政策課）

TOKYO 福祉キャスト育成事業

新規

現場で活躍する職員を「TOKYO 福祉キャスト」として育成・任命し、キャストが自ら仕事の専門性や価値を発信することで、福祉の仕事の社会的評価を向上させることを目指します。（福祉局企画部企画政策課）

福祉キャリア教育プログラムの実施

新規

未来の東京を支える小・中学生に福祉の仕事について触れる機会を提供し、その大切さや意義について理解を促進し、次世代の福祉人材の確保に繋げることを目指します。

（福祉局企画部企画政策課）

(5) 医療提供体制の確保

東京都では、365日24時間の安心・安全の医療と、患者中心の医療の実現を目指して、都民が症状に合った適切な医療サービスを受けられ、かつ自らが主体的に医療に参加できるようにするための地域医療提供体制の整備、救急医療の充実、在宅療養環境の整備等に取り組んでいます。

医療施設の現状

都内には、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院から、地域に密着した身近な医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療施設が存在しています。

医療施設数 (令和6年10月1日)		(実数)			率(人口10万対)			
		全 国	東京都		全 国	東京都		
			総 数	区 部		総 数	区 部	
病院数	(所)	8,060	633	420	6.5	4.5	4.3	
病院病床数	(床)	1,469,845	124,611	78,968	1187.3	878.9	799.8	
内 訳	一般病床数	(床)	879,728	82,382	60,243	710.6	581.1	610.1
	療養病床数	(床)	268,521	21,460	12,509	216.9	151.4	126.7
	精神病床数	(床)	316,147	20,250	6,028	255.4	142.8	61.0
	結核病床数	(床)	3,508	353	89	2.8	2.5	0.9
	感染症病床数	(床)	1,941	166	99	1.6	1.2	1.0
一般診療所数	(所)	105,207	15,146	11,850	85	106.8	120.0	
歯科診療所数	(所)	66,378	10,607	8,262	53.6	74.8	83.7	
一日平均外来患者数	(人)	1,212,243	123,444	93,146	979.2	870.7	943.3	
一日平均在院患者数	(人)	1,133,196	93,813	58,125	915.3	661.7	588.7	
病床利用率	(%)	77.0	75.2	73.5				

資料：厚生労働省「令和6年医療施設調査」「令和6年病院報告」

東京都保健医療計画

東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画である「東京都保健医療計画（令和6年3月改定）」（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）を策定しています。

策定に当たっては、令和3年医療法改正により、新興感染症等の拡大時における医療を新たに追加しました。また、令和2年3月に策定した「外来医療計画」及び「医師確保計画」を一体化するとともに、他計画との整合性を図りながら、保健・医療・福祉の連携に係る取組などを記載しています。

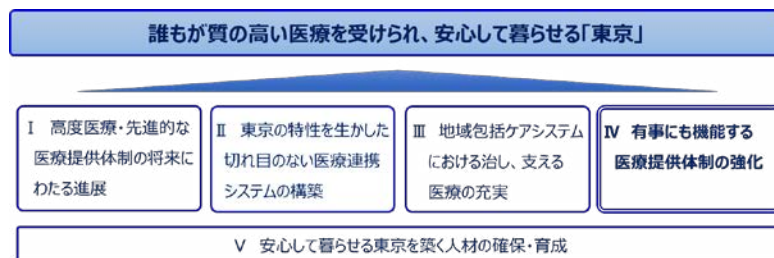
(保健医療局医療政策部医療政策課)

計画の趣旨と基本理念

第7次計画（平成30年3月）では、基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」及び4つの基本目標の達成に向けた取組を推進してきました。

第8次計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本目標に加えて、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等の経験を踏まえ、新たに5つ目の基本目標「有事にも機能する医療提供体制の強化」を追加しました。

※本計画において、有事とは、新興感染症発生・まん延時や大規模な自然災害等を指すものとします。



保健医療圏

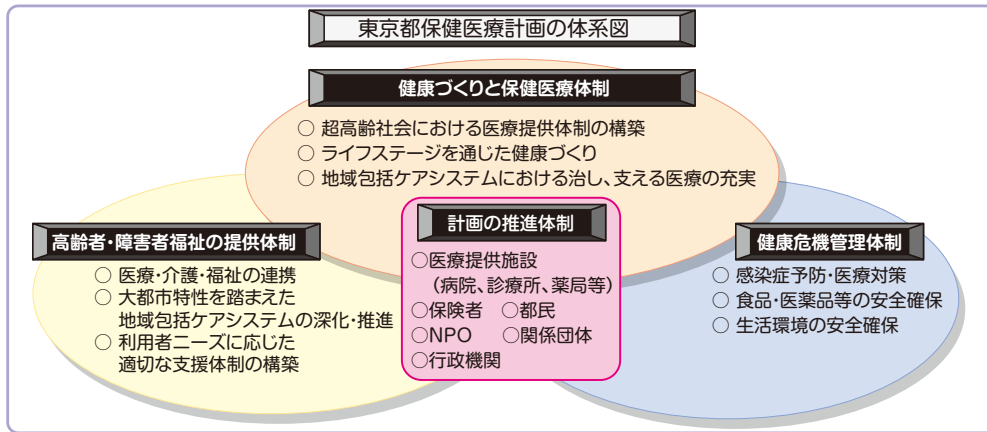
保健医療施策を総合的に推進するため、保健医療資源の適切な配置を図り、保健医療機関相互の連携を図る地域単位として、一次から三次までの保健医療圏を設定しています。

一次	住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域（＝区市町村）
二次	一般の入院医療を確保するため、病院の病床の整備を図るべき単位（一般病床及び療養病床の基準病床数を算定する単位）であると同時に、医療機関相互の連携を図り、専門的保健サービスとも連携して、都民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域
三次	複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者への対応などの特殊な医療を提供するとともに、全都的な保健医療サービスを提供していく圏域（＝都全域）

施策の方向性と推進主体

安全で安心かつ質の高い保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、計画の推進主体である医療提供施設や行政機関、都民などがそれぞれの役割を果たしながら、ライフステージを通じた健康づくりや、急性期から回復期、在宅療養に至る切れ目のない医療連携体制を確保していきます。

また、保健医療と介護、福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支えあう体制の充実を進めていきます。



計画の推進体制

各疾病・事業単位で設置している協議会等において、事業の進捗状況や指標などについて評価・検討を行い、取組を推進するとともに、その状況を、医師や看護師等の医療を提供する立場の者や医療を受ける立場の者、学識経験者などで構成する「東京都保健医療計画推進協議会」で定期的に評価、検討します。

また、地域の医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等からなる「地域医療構想調整会議」において、病床機能の分化・連携や在宅療養の推進等について協議を行っていきます。

医療に関する情報の提供

都民（患者）が主体的に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療に関する正しい知識を得られるような支援を行っています。（保健医療局医療政策部医療政策課）

東京都保健医療情報センター

都内の医療機関の所在地・診療時間・診療科目などに関する情報提供や相談対応を行う総合窓口として「東京都保健医療情報センター」を設置しています。

○医療情報ネット「ナビ」（全国統一的な情報提供システム）

医療機能情報提供制度に基づき、医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表しています。

HP <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>



○医療機関案内サービス「ひまわり」

都民からの保健医療福祉に関する相談や問合せに、専門相談員が対応しています。

また、電話・FAXによる医療機関案内を行っています。

電話 03-5272-0303（自動応答システム又はオペレーター）

FAX 03-5285-8080（聴覚・言語障害者向け）

○外国語による医療情報提供サービス

（対応言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）
外国語で診療が受けられる医療機関や日本の医療制度などについて、相談員が外国語で案内しています。

電話 03-5285-8181（毎日午前9時～午後8時）

知って安心暮らしの中の医療情報ナビ

救急受診の方法や相談窓口、入院時の医療費の内容などについて正しく理解し、医療機関を適切に利用いただくため、冊子やホームページでの情報提供を行っています。

HP <https://www.hokeniryu1.metro.tokyo.lg.jp/inavi/>

携帯電話 <https://www.hokeniryu1.metro.tokyo.lg.jp/inavi/k/>



東京都子ども医療ガイド

0歳～5歳前後の子供の病気に関する基礎知識やケガへの対処法などの情報を提供するホームページとして、「東京都子ども医療ガイド」を開設しています。

HP <https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/>

外国人患者への医療

外国人患者の増加に対応するため、外国人患者の受入体制の整備等に取り組む医療機関を支援するとともに、外国人患者への医療情報等の効果的な提供に取り組んでいます。
(保健医療局医療政策部医療政策課)

医療機関への支援

医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、外国人向けパンフレット等の作成、院内資料の多言語化等を行う医療機関等への支援、医療機関向けの外国人患者対応の研修、電話等による医療機関向け救急通訳サービスを行っています。

○医療機関向け救急通訳サービス

(対応言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語)

救急で来院された患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、登録した医療機関向けに電話と映像による通訳サービスを行っています。

英語・中国語

24時間 365日

韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・

ベトナム語・ネパール語・タガログ語

平日 17時～20時

土日祝日等 9時～20時

医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト

外国人患者への対応に役立つ様々な情報を掲載した「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」を開設しています。

HP https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin

医療情報等の提供

○外国語による医療情報提供サービス

再掲 (P.56 参照)

外国人患者への医療等に関する協議会の設置

医療機関、宿泊施設等の関係団体や行政機関から構成される協議会を設置し、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、医療提供体制等の充実を図っています。

外国人のためのTOKYO医療情報サイト

医療機関の探し方や日本の医療制度など、外国人向けの医療情報をまとめた「外国人のためのTOKYO医療情報サイト」を運営し、情報提供しています。

HP https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/medical_info



地域医療提供体制の整備

増大・多様化する医療需要に対し、東京都では、地域に不足する医療を量的・質的・機能的に補完・整備し、トータルな地域医療提供体制の確立に取り組んでいます。
(保健医療局医療政策部医療政策課)

糖尿病医療連携体制の推進

糖尿病を専門医療の提供可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を通じ、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進します。

リハビリテーション医療

リハビリテーション医療の専門医療機関である東京都リハビリテーション病院を運営するほか、地域リハビリテーション支援センター（おおむね二次保健医療圏ごとに指定）を拠点にしたリハビリテーション従事者への研修など、地域のリハビリテーション事業の支援を行っています。また、回復期リハビリテーション病棟等の確保に対する支援を行っています。

人工神経接続装置開発の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所で、脊髄損傷患者や脳卒中患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進します。
(保健医療局企画部企画政策課)

歯科保健医療対策の推進

地域の歯科保健医療対策の推進に向けて、ライフステージに応じた日常的な口腔ケアやかかりつけ歯科医の必要性に関する普及啓発を実施するほか、都立心身障害者口腔保健センターの運営、障害者に対して全身管理下で歯科医療を実施する医療機関や在宅歯科医療を実施する医療機関の機器整備の支援等に取り組んでいます。

また、大規模災害の発生時における歯科保健医療活動の強化を図るため、都や区市町村、関係団体などの活動内容の充実に取り組んでいます。

地域医療確保緊急支援事業

高齢者の確実な受入に向け、病床を確保するとともに、小児・産科・救急医療の受入推進を行う病院を支援します。

また、地域医療確保に向けた緊急・臨時的な支援に加え、急性期医療を担う病院への支援を行います。

在宅療養支援体制の強化

医療や介護が必要になっても誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅療養環境を整備していきます。
(保健医療局医療政策部医療政策課)

地域における在宅療養体制の確保

地域における在宅療養を推進するため、24時間診療体制の整備や在宅医療人材の確保・育成、平時及び災害時における多職種連携推進など、地域の実情に応じた区市町村や医療機関の取組を支援します。

在宅療養を担う人材の確保・育成

○在宅療養を担う人材の育成

地域における在宅療養推進の中心的な役割を担う「在宅療養地域リーダー」を養成します。

○在宅医療への参入促進に向けた取組

訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象としたセミナー等を開催し、参入促進を図るとともに、小児医療に関する在宅医等向けの研修等を実施し、小児等の在宅医療を担う人材の確保・育成を図ります。

在宅療養生活への円滑な移行の促進

入院患者が安心して在宅療養生活に移行することができる環境を整備するため、入院医療機関における入院支援の取組を更に進めるとともに、入院時（前）からの入院医療機関と地域の保健・医療・福祉関係者との連携・情報共有の一層の推進を図ります。

ACP 推進事業

都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関して、都民への普及啓発と医療・介護関係者の実践力向上のための研修を実施します。また、ACPに関する様々な情報を掲載した「東京都 ACP ポータルサイト」を開設しています。

HP <https://acp-portal.metro.tokyo.lg.jp/>



がん医療対策

東京都がん対策推進計画

東京都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）を令和6年3月に策定し、都内の高齢化の進展やがん患者のニーズの多様化を踏まえ、がん対策を充実・強化していきます。

また、拠点病院等の間での役割分担の整理と連携により、持続可能ながん医療の提供を目指すとともに、小児・AYA世代※から高齢者までライフステージに応じた患者・家族に対する支援の充実に取り組みます。

※ AYA 世代：主に 15 歳以上 40 歳未満の思春期及び若年成人世代

がん医療提供体制の整備

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定する「がん診療連携拠点病院」等や都が指定する、がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を持つ「東京都がん診療連携拠点病院」、がんの発症部位ごとに充実した診療機能を持つ「東京都がん診療連携協力病院」において、専門的治療、緩和ケア及び医療連携等の取組を総合的に行っています。

また小児、AYA 世代がんの医療水準の向上を図るため、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院等による診療連携ネットワークを整備し、診療連携体制の強

東京都がん対策推進計画

【全体目標】 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す

「がん予防」分野の目標

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

I 「がん予防」分野の取組

- がんのリスク減少(がんの一次予防)に向けた取組の推進
 - 生活習慣及び生活環境に関する取組の推進
 - 喫煙、受動喫煙
 - 食生活、身体活動量等
 - 感染症に起因するがんの予防に関する取組の推進
 - 肝炎ウイルスに関する普及啓発及び検査体制の整備
 - HIVに起因するがんの予防等
- がんの早期発見に(がんの二次予防)に向けた取組の推進
 - がん検診の受診率向上に関する取組の推進
 - 関係機関の支援の推進
 - 検診受診に関する普及啓発の推進
 - 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進
 - 科学的根拠に基づく検診実施、質の向上の推進
 - 職域における適切な検診実施に向けた支援の推進

「がん医療」分野の目標

患者本位で持続可能ながん医療の提供

II 「がん医療」分野の取組

- がん医療提供の充実
 - 成人・小児の拠点病院等における医療提供体制の充実
 - 拠点病院間の役割分担の整理と明確化
 - 粒子線治療施設の整備
 - 地域の医療機関におけるがん医療提供体制の充実
 - 二次保健医療圏内連携体制の構築の推進
- がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
 - 都内の緩和ケアの提供体制の充実
 - 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進
 - 診断時の支援の充実
 - 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
 - 都民の緩和ケアに関する正しい理解の促進
- 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項への対応
 - AYA世代がん患者に関する事項
 - 成人領域と小児領域の連携の推進
 - 小児・AYA世代のがん患者に共通の事項
 - 長期フォローアップの推進
- 高齢者のがん医療に特有の事項への対応
 - 医療機関と介護事業所等の連携の推進

「がんとの共生」分野の目標

がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

III 「がんとの共生」分野の取組

- 相談支援の充実
 - がん相談支援センター
 - 患者団体・患者支援団体
 - ピアサポート及び患者サロン
- 情報提供の充実
 - 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信の推進
- 社会的な課題への対応
 - 治療と仕事の両立支援
 - 就労以外の社会的な課題への対応
 - アピアランスケア
 - 生殖機能温存
 - 自殺対策
- ライフステージに応じた患者・家族支援
 - 小児・AYA世代
 - 在宅療養に対する支援の充実
 - きょうだい支援
 - 子育て中の患者・家族への支援
 - 壮年期
 - 治療と仕事の両立支援
 - 介護中のがん患者への支援
 - 高齢者
 - 介護中のがん患者への支援

IV 「基盤の整備」分野

- がん登録の推進
- がんに関する研究の推進
- がんに関する正しい理解の促進
- 患者・市民参画の推進

化や相談支援体制の充実等に取り組みます。

がんと診断された時から在宅療養に至るまで、切れ目なく適切な緩和ケアが受けられる体制を整備するため、緩和ケアに携わる医療従事者の育成及びがん患者が住み慣れた地域で緩和ケアを受けられる体制の確保等に取り組んでいきます。（保健医療局医療政策部医療政策課）

AYA 世代がん患者等に対する支援体制等の構築

AYA 世代のがん患者への相談支援体制を構築するため、AYA 世代がん患者特有の相談に対応する相談情報センターを設置しています。また、がん治療により生殖機能が低下、又は失われるおそれのある若年がん患者等に対し、生殖機能温存等の経費を助成します。

若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険の対象とならない40歳未満のがん患者に対し、在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援します。

（保健医療局医療政策部医療政策課）

がん患者の治療と仕事の両立等の推進

がん患者の治療と就労の両立等を支援するため、企業等における両立支援の取組を推進する普及啓発等を実施します。

（保健医療局医療政策部医療政策課）

アピアランスケア支援

がん治療や脱毛症等の疾患などに伴う外見（アピアランス）の変化の悩みを抱えている患者等に対し、ウィッグや人工乳房などの購入等にかかる費用を助成する区市町村の取組を支援します。

がんピア・サポーターの養成

がん経験者等によるピア・サポーターを養成し、がん患者の相談支援を行うことにより、療養生活の質の向上と相談支援体制の充実を図ります。

発がんメカニズム解明と新規がん免疫療法等の研究推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、難治性がん、特に、膵がん、乳がん、血液がんについて、その発症メカニズムを解明するとともに、新規がん免疫療法の開発に向けた研究を推進します。（保健医療局企画部企画政策課）

東京都がんポータルサイト

がんに関する様々な情報を掲載した「東京都がんポータルサイト」を開設しています。

HP <https://www.gan-portal.metro.tokyo.lg.jp/>

（保健医療局医療政策部医療政策課）



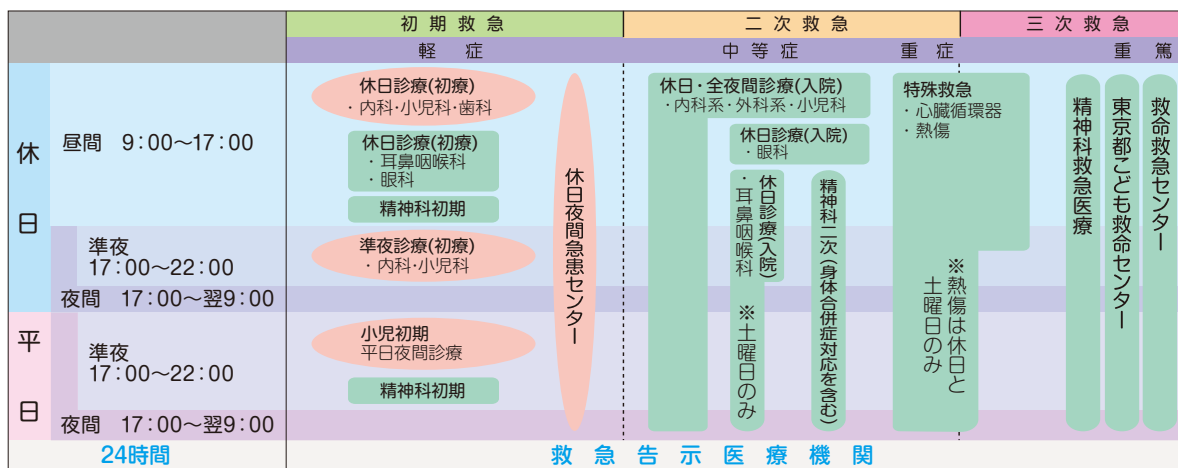
救急医療の充実

いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じて適切な医療を迅速に受けられるよう、初期・二次及び三次からなる救急医療体制を整備しています。（保健医療局医療政策部救急災害医療課）

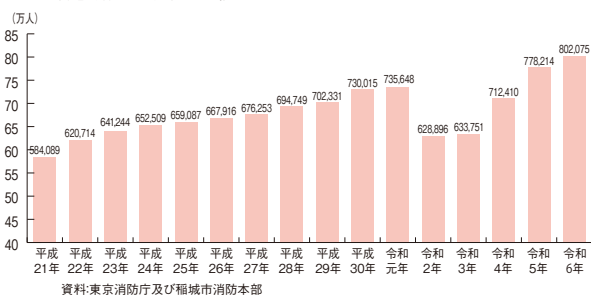
- 〔初期救急医療〕 入院を必要としない患者に対する医療
- 〔二次救急医療〕 入院を要する中等症患者等に対する医療
- 〔三次救急医療〕 生命危機を伴う重篤患者に対する医療

医療提供体制の確保

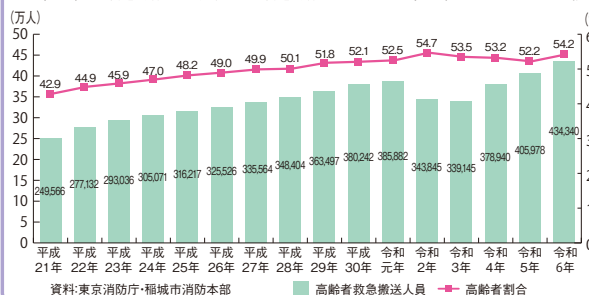
救急患者の受入体制



救急搬送人員の推移



高齢者救急搬送人員及び救急搬送に占める高齢者の割合の推移



休日・全夜間診療事業

入院治療を必要とする救急患者（内科系・外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保しています。

休日・全夜間診療事業（小児）

休日の昼間及び毎日の夜間において、主として入院治療を必要とする小児の救急患者に対応する救急医療機関を365日確保しています。また、軽症者を含めた多数の患者が集中する医療機関では、緊急度の高い患者を判別するためのトリアージナースを配置しています。

救急搬送患者受入体制強化事業

救急医療機関において救急搬送患者の受入依頼に対応できないケースを減らすため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材（救急救命士）を配置し、受入体制の強化を図ります。

東京都子ども救命センター

他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都子ども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど4施設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。

東京都小児医療協議会の設置

医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。

入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善を図るため、医療機関に対して、施設の改修や物品等の購入に係る経費を支援しています。

東京都ドクターヘリ運航事業

救急医療に必要な機器等を装備し救急医療の医師等が同乗するヘリコプターを運航するとともに、近隣県と連携して活用する体制を構築し、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の拡充を図ります。

循環器病対策推進協議会等の設置

令和6年3月に改定した「東京都循環器病対策推進計画」に基づき、東京の強みを生かし、医療・介護・福祉サービスなどの施策と一体的に循環器病対策を推進していきます。

○循環器病ポータルサイト運営事業

循環器病に関するポータルサイトを構築し、患者や家族のニーズに応じた情報や相談窓口を一元管理し、都民に対し循環器病に関する情報を分かりやすく提供します。

○脳卒中医療連携体制の推進

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる体制を確保するとともに、急性期を脱した患者が地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスを受けることが出来るよう連携体制を充実します。

○脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

循環器病の専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を配置し、循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を整備します。

救急医療の東京ルール

迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

○ルールⅠ 救急患者の迅速な受入れ

地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁に配置し、救急医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築しています。



地域救急医療センター

救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と並行して、地域内の救急医療機関の連携体制を基盤として、受入先の調整を行う医療機関です。

救急患者受入コーディネーター

地域救急医療センターが行う地域内の調整では患者受入が困難な場合、東京都全域で調整を行います。

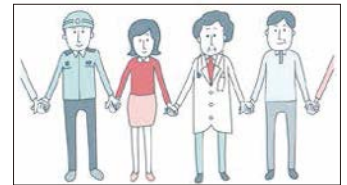
○ルールⅡ 「トリアージ」の実施

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施します。

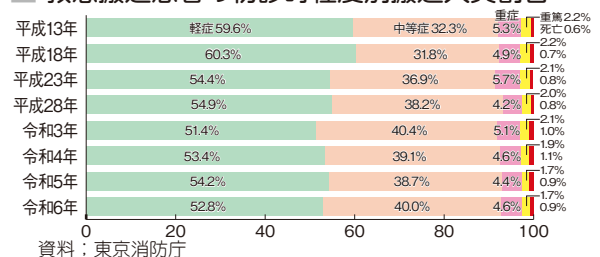


○ルールⅢ 都民の理解と参画

都民の大切な「社会資源」である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心掛けます。



■ 救急搬送患者の初診時程度別搬送人員割合



周産期医療の充実

安心して子供を産み育てることができるよう、地域において妊娠、出産から新生児に至る周産期医療を、リスクに応じ効果的に提供する総合的な周産期医療体制を確保しています。
(保健医療局医療政策部救急災害医療課)

周産期母子医療センター機能の確保

NICU（新生児集中治療管理室）を有し、ハイリスクな妊産婦や新生児に常時対応できる周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、機能の強化を図っています。

周産期医療施設等整備費補助

周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する支援を行い、周産期医療体制の充実を図っています。

母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命体制の確保を図っています。

周産期搬送コーディネーターの配置

総合周産期母子医療センターの管轄区域内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療施設につなげます。

周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）の確保

ミドルリスクの妊産婦に対応できる救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、施設整備への支援を行うことで、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。

また、周産期連携病院におけるNICUの設置を支援しています。

周産期医療ネットワークグループ

周産期医療機関の機能別役割分担と連携体制を強化するため、周産期母子医療センターを中核とした一次、二次、三次の周産期医療機関による周産期ネットワークグループを構築し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた周産期医療体制の充実を図っています。

多摩新生児連携病院の確保

区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児を受け入れる「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。

小児等在宅移行研修

周産期母子医療センター等から在宅療養等への円滑な移行を促進するため、医師・看護師・理学療法士・MSW・保健師等を対象に研修を実施します。

在宅移行支援病床の運営

NICU等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともにNICU等の満床の解消を図ります。

NICU等入院児の在宅移行支援

周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等による外泊訓練や退院調整会議への出席等に要する経費を補助し、NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行に向けた支援の充実を図ります。

NICU入院児相談支援事業

NICU入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長発達の促進や、家族の不安軽減に取組むファミリーセンタードケアを推進します。

ドナーミルク利用支援事業

NICUにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするNICU入院児等が利用できる体制を整備します。

新生児医療担当医の育成支援

臨床研修修了後の専門的な研修において小児科を選択し、かつNICU等で新生児医療を担当する医師に対して研修医手当等を支給する医療機関に対し補助を行うことで、将来、NICU等で新生児医療を担当する医師の育成を図ります。

災害時小児・周産期医療体制の整備

災害時に必要とされる医療が迅速かつ確実に提供されるよう、小児周産期に係る医療救護活動を統括・調整する「災害時小児周産期リエゾン」を都及び二次保健医療圏ごとに配置しています。

東京都無痛分娩等費用助成等事業

医療従事者を対象とした無痛分娩に関する研修等を行います。

地域で支える周産期医療体制のイメージ

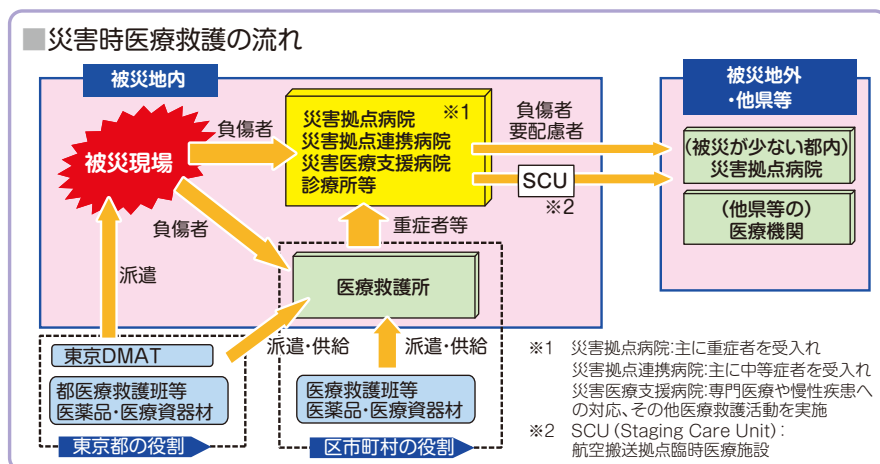


災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。
(保健医療局医療政策部救急災害医療課)

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄

「東京都地域防災計画」において、医療情報の集約一元化、初動医療体制、負傷者等の搬送体制などを定めています。区市町村では、医療救護所への救護班の派遣や医薬品などの備蓄に努めています。東京都では、東京 DMAT や都医療救護班を派遣するとともに、医療救護所などに供給する医薬品等を備蓄しています。



災害拠点病院の整備

災害時に、主に重症者の受入れと医療救護班の派遣機能を担う「東京都災害拠点病院」を整備するとともに、医療資器材を備蓄しています。

医療施設耐震化の促進

震災発生時における医療機能を確保するため、都内全病院を対象に耐震診断、新築建替及び耐震補強工事への助成を行い、病院の耐震化の一層の促進を図っていきます。

災害医療派遣チーム（東京 DMAT）の整備

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師などからなる医療チームです。



被災現場での救助活動の様子（訓練）

初動医療体制の充実・強化を図るため、救命救急センター等を中心として東京 DMAT 指定病院に指

定し、東京 DMAT を配置しています。

また、食料、生活必需品、通信機器等の装備を搭載した東京 DMAT カーを全ての東京 DMAT 指定病院に配備するとともに、NBC 災害発生時に傷病者の救命と東京 DMAT の安全な活動を図るため、NBC 特殊災害チームを指定しています。

災害医療協議会

医療関係者、警察、消防、自衛隊、区市町村等で構成される協議会を設置し、災害時において発災直後から中長期に至るまで、関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の確保を図っています。

地域災害医療連携会議

地域の医療関係者、区市町村等で構成される「地域災害医療連携会議」を二次保健医療圏単位で配置し、医療資源の状況など地域の特性に応じた災害時の医療連携体制等の充実を図っています。

災害医療コーディネーターの配置

災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「災害医療コーディネーター」を都及び二次保健医療圏ごとに配置しています。

災害時のこころのケアの充実

大規模災害等が発生した場合に、専門的なこころのケアに関する対応が超急性期から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、体制を整備しています。
(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)

災害拠点精神科病院等の整備

災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図っています。

東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

精神保健医療分野の関係者、区市町村等で構成される「東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議」を設置し、災害時における精神科医療及び専門的なこころのケアに関する支援体制の強化を図っています。

災害派遣精神医療チーム(東京 DPAT)の整備

DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)とは、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に、被災地域において、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う

ため、専門的な研修・訓練を受けた医師や看護師などからなる精神医療チームです。

発災直後から中長期まで活動するため、精神病床を有する31の医療機関と協定を締結し、東京 DPATを配置しています。

へき地医療対策の充実

離島や山間地域などのへき地を対象とした医療対策を実施しています。(保健医療局医療政策部救急災害医療課)

東京都へき地医療支援機構

へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するため、事業の企画・調整を行う「東京都へき地医療支援機構」を設置するとともに、機構内に、へき地町村、関係医療機関、学識経験者等からなる「東京都へき地医療対策協議会」を設け、へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等を行っています。

医療従事者確保支援

へき地町村からの要請に基づき、自治医科大学卒業医師や、大学病院等の事業協力医療機関に所属する医師・歯科医師の派遣を行うとともに、医師等の雇用に必要な経費をへき地町村に補助することにより、医師等の安定的な確保に努めています。

また、医療系職種全般を対象とした職業紹介や代診医師の派遣等を行う無料職業紹介事業所を設置するほか、医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援しています。

診療支援

島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発

生した場合、東京消防庁や海上自衛隊のヘリコプター等で、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に、365日24時間



救急患者搬送の様子

搬送する体制を整備するとともに、屋上ヘリポートを有する等の民間・国立病院とも患者の受入れ等に関する協定を締結し、救急患者搬送体制の確保を図っています。

また、島しょ医療機関と都立広尾病院との間でエックス線やCT画像等を送受信することにより、島にいながらにして専門医の助言を受けることができる、画像電送システムを活用して、診療支援を行っています。

このほか、へき地町村が行う眼科や耳鼻咽喉科等の専門診療事業について、専門医確保の調整や経費の補助を行っています。

医療提供体制の整備

へき地医療機関の診療基盤を確保するため、診療所の整備や医療機器の購入に必要な経費等を補助しています。

医療提供体制の確保

医療人材の確保と質の向上

都民(患者)の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

(保健医療局医療政策部医療人材課)

医師確保対策

○東京都地域医療対策協議会

医師等医療従事者の安定的確保のため、医療関係者や都民等からなる協議会で検討を進めています。

○東京都地域医療支援センター

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、医療機関における医師確保支援、奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進していきます。

○東京都地域医療医師奨学金制度

都内大学の医学部生に奨学金の貸与や大学と連携した教育的支援を行い、小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師の確保を図っていきます。

○東京都地域医療支援ドクター事業

多摩・島しょの医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都職員として採用し、へき

地医療機関や市町村公立病院へ派遣しています。

看護職員確保対策

○都立看護専門学校

都内の医療機関などに従事する看護師を養成するため、看護専門学校を7校設置しています。令和6年度の卒業生は、560人で、都内学校養成所卒業生総数の約1割を占めています。

○看護師等養成所運営費補助

看護師等を養成する学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより、教育内容の充実と都内看護師等の充足を図っています。

○東京都ナースプラザ

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する離職者の再就業を促進するため、就業相談やあっせん、再就業促進のための研修などを行い、看護職員等の確保や都内定着、資質向上を図っています。

○看護職員等再就業支援事業

東京都ナースプラザにおける情報発信や多様なニーズに応じた職業紹介の取組を強化するとともに、看護職員等の再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施しています。

○看護師等修学資金貸与

将来都内で看護業務に従事しようとする学生に対し、修学資金の貸与を行い、都内の看護職員の確保及び質の向上を図っています。

○潜在看護師等登録制度

大規模自然災害や新興感染症など有事の際に支援活動を行える看護職をあらかじめ確保するため、現場を離れている看護職を対象とした登録制度です。

○看護職員定着促進支援事業

就業協力員が病院へ定期的に訪問し看護職員の定着に向けた病院の取組を支援することにより、看護職員が安心して働き続けられる環境の整備を促進しています。

○新人看護職員研修体制整備事業

新人看護職員の早期離職防止を図るため、病院等の臨床研修体制の充実に取り組んでいます。

○看護職員地域確保支援事業

身近な地域で復職支援研修や再就業相談を実施することにより、看護職員の再就業を支援しています。

○東京都看護職員等宿舍借り上げ支援事業

都内に所在する病院を運営する法人等が、看護職員等の宿舍を借り上げた場合に、法人等が負担した経費の一部を補助しています。

○キャリアアップ支援事業

特定行為研修修了者等が職場で専門的資格を活用できるよう、施設管理者等の理解促進に向けたセミナーを開催し、看護職員の勤務意欲の向上、チーム医療の推進を図ります。

○プラチナナース就業継続支援事業

定年退職前から看護職員としてのライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供することにより、看

護職員のキャリア継続を支援し、定着を図ります。

○助産師定着促進事業

施設間の助産師出向を支援することにより、助産師の実践力を強化し、助産師の資質向上と定着促進を図ります。

○島しょ看護職員定着促進事業

島しょへの出張研修及び短期代替看護職員の派遣により、島しょ看護職員の勤務環境改善と定着促進を図ります。

医療従事者確保対策

○東京都医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、「東京都医療勤務環境改善支援センター」を設置しています。本センターでは、労務管理・医業経営の専門家チームによる相談体制を確保するなど、医療機関における勤務環境改善の取組を支援しています。

○医師・看護職員の勤務環境改善や復職支援

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた病院の取組を支援していきます。

○医師の働き方改革

医師の健康確保と地域医療提供体制の安定的な確保を図るため、医師を始めとする他職種を含めた医療機関におけるチーム医療の推進やデジタル技術の活用等による取組を支援していきます。

○医療従事者の資質向上

保健医療サービスの高度化、多様化に対応できるよう各種講習会を実施し、医療従事者の資質の向上を図っています。

○学校養成所等の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法令及び学校養成所等の指定規則に基づき、指定・変更承認及び指導を行っています。

医療の安全確保

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心・満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療の安全対策を促進します。

(保健医療局医療政策部医療安全課)

医療施設などの許認可・監視指導

医療法に基づき、病院の開設許可や医療法人の設立認可などを行っています。

また、病院が医療法に規定する医療従事者数、構造設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施しています。

医療安全支援センター事業

地域における医療安全確保対策を推進するため、多摩地域の都保健所(5か所)、保健所設置市、特別区に設置された各医療安全支援センター等への支援を実施するほか、引き続き「患者の声相談窓口」において、医療に関する都民からの相談に応じます。

医療安全支援センター

平成19年4月の医療法改正に伴い、①医療に関する相談・苦情対応、医療機関・住民への助言、②医療安全の確保に関し必要な情報提供、③医療安全に関する研修、④区域内における医療安全確保のために必要な支援等を行うために、都道府県、保健所設置市及び特別区に設置されています。

死体検案・解剖

社会秩序の維持や疾病の予防など公衆衛生の向上を図るため、区部では、死体解剖保存法に基づき、東京都監察医務院が不自然死の死体検案及び解剖を行い、死因を明らかにしています。

なお、多摩・島しょ地区では医師会や大学等に委託して実施しています。

(6) 保健施策の推進

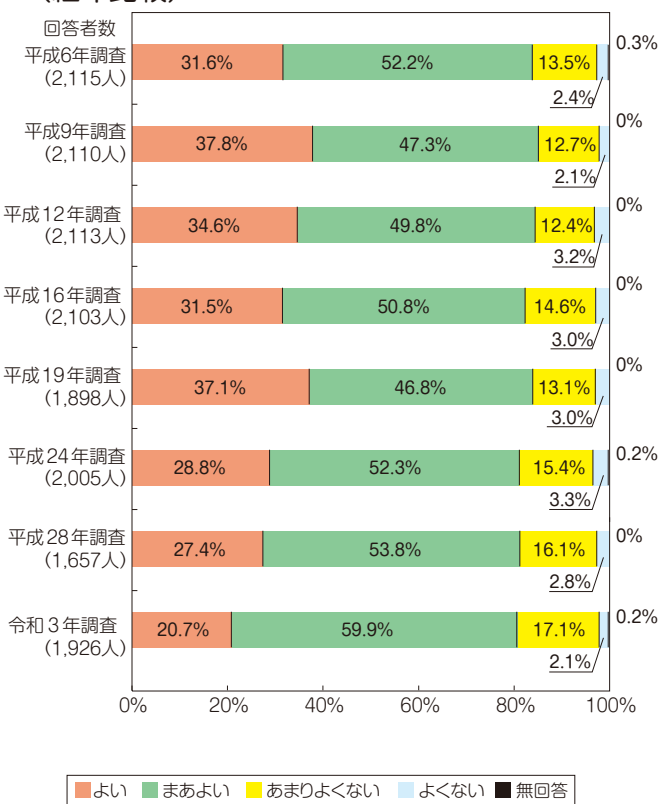
「都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり」や「がん予防対策」、「難病患者・原子爆弾被爆者支援」、「自殺総合対策」など、都民の視点に立った総合的な地域保健サービスに重点的に取り組んでいます。

また、国民皆保険制度の基盤となる「国民健康保険制度」や75歳以上の方を対象にした「後期高齢者医療制度」の健全な運営に取り組んでいます。

都民の健康状態の評価

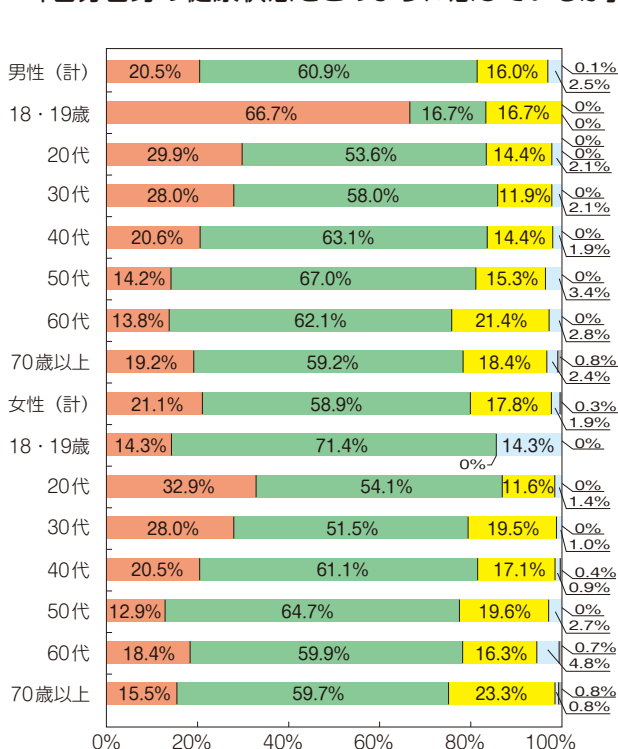
健康状態の評価（20歳以上）

「自分自身の健康状態をどのように感じているか」（経年比較）



健康状態の評価（性・年齢別）

「自分自身の健康状態をどのように感じているか」



資料：健康に関する世論調査（令和3年6月調査）（生活文化局）
注：平成28年は「健康と保健医療に関する世論調査」
平成28年の調査から、調査対象を18歳以上として実施

保健施策の
推進

保健所・保健センター

保健所及び保健センターは、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として設置されています。保健所は地域保健に関する広域的、専門的、技術的な業務を実施し、保健センターでは健康相談や健康診査など、住民に身近な保健サービスを提供しています（P.93～95参照）。

設置主体

保健所	東京都	多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）、島しょ地域
	特別区	23区
	中核市・保健所政令市	八王子市、町田市
保健センター	各区市町村	

■都保健所の業務

都保健所では、所管する二次保健医療圏における広域的な事業調整や市町村支援、健康危機管理体制の整備などに取り組んでいます。

企画調整	<ul style="list-style-type: none">「地域保健医療推進プラン」「課題別地域保健医療推進プラン」の企画・推進市町村に対する助言・指導、各種研修、事業協力、「保健医療政策区市町村包括補助事業」への支援新型インフルエンザなどの健康危機管理体制の整備や関係機関との訓練・調整地域医療連携の推進受動喫煙対策の推進医療安全支援センター（患者の声窓口相談）衛生教育に係る広報・普及啓発、各種講習会の開催、各種統計調査 など
保健対策	<ul style="list-style-type: none">結核、エイズなどの感染症の拡大防止と予防のための普及啓発精神障害者への対応支援、患者・家族に対する専門相談難病患者、障害児やその家族に対する療養生活相談や保健指導がん、糖尿病、歯周疾患などの生活習慣病の予防、健康づくりの支援感染症（結核）診査会、大気汚染認定審査会の運営 など
生活環境安全対策	<ul style="list-style-type: none">飲食店、食品製造業等の営業許可・監視指導、食中毒対策理容、美容、クリーニング、旅館等の営業許可・監視指導、水質検査室内環境保健対策、アレルギー対策、大気汚染保健対策、花粉症対策薬物乱用防止対策、薬局等の開設許可・監視指導特定給食施設の指導、栄養成分等表示の普及 など

総合的な自殺対策の推進

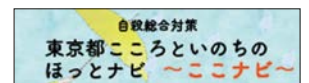
自殺は、個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景には様々な要因が複雑に絡み合っており、社会全体で取り組むことが重要です。

東京都は、生きることの包括的な支援として総合的な自殺対策を推進し、一人ひとりのかけがえのないのちを守り、だれもが生きやすい東京の実現を目指します。

（保健医療局保健政策部健康推進課）

「ココナビ」は、東京都の自殺総合対策に関する情報を集約したホームページです。

HP <https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/>



自殺総合対策東京会議

自殺総合対策東京会議において、東京の自殺の現状把握や、令和5年3月に策定した東京都自殺総合対策計画（第2次）に基づく施策の評価・検証を行うなど、関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進します。

東京都地域自殺対策推進センター

区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう東京都地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。

自殺防止！東京キャンペーン

自殺問題への認識や社会的取組の必要性について、広く都民の理解を促進するため、9月と3月を自殺対策強化月間として、様々な取組を実施します。

東京都自殺相談ダイヤル ～ココナビのほっとライン～

自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、つらい悩みを抱える方の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行っています。

☎ 0570-087478（はなしてなやみ）
正午～翌朝5時30分まで（年中無休）

東京都ココナビのちのサポートネット

救急医療機関に搬送された自殺未遂者等ハイリスク者を、地域で継続して支援できる医療機関や相談支援機関等につなげることで、自殺未遂者が再度自殺をすることを防ぐための相談窓口を設置しています。

ココナビのちの相談・支援東京ネットワーク

自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い方が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。

また、若年層対策及び遺族支援の取組として、相談窓口等の情報提供を行っています。

さらに、職域向け講演会等を通じて、自殺に追い込まれない職場環境づくりに寄与します。

SNS自殺相談

若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施しています。

☎ SNS相談 相談ほっと LINE @東京
「生きるのがつらいと感じたら…」窓口
15時～22時30分まで（年中無休）



とうきょう自死遺族総合支援窓口

身近な人を自死（自殺）で亡くした方が、様々な困りごとについて、死別の直後から相談することのできる窓口を設置しています。

☎ 03-5357-1536
月～金曜日 14時から18時まで 日曜日 13時から17時まで
※祝日は除く

☎ メール相談 ホームページ上のメール相談フォームからご相談ください。
（24時間受付し、1週間以内に返信）



健康づくり

誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に向け、都民一人ひとりの主体的な取組とともに、社会全体で支援し、誰一人取り残さない健康づくりを推進していきます。(保健医療局保健政策部健康推進課)

「東京都健康推進プラン21（第三次）」の推進

令和6年3月に「東京都健康推進プラン21（第三次）」を策定し、総合目標に「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」を掲げ、「こころの健康」「多様な主体による健康づくりの推進」「女性の健康」の重点分野を含む18分野について、目標を設定しました。都民の生活習慣病の発症や重症化の予防、生活習慣の改善などに向け、広域的な普及啓発とともに、区市町村や医療保険者・事業者などの取組を支援し、連携を強化しながら、都民の健康づくりを推進しています。

生活習慣病の予防

「食事バランスガイド」や「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」等に基づく健康的な食生活や身体活動（生活活動・運動）の普及啓発、健康づくりを担う人材の育成等により、糖尿病等の生活習慣病の予防に取り組みます。

○糖尿病予防対策

糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や定期的な健診受診の重要性などについて、区市町村や医療保険者等と連携しながら普及啓発に取り組みしていきます。

○給食施設や飲食店を通じた健康づくり

給食を通して都民の健康づくりを推進するために、給食施設に対し、各施設の特性に応じた栄養管理が実施できるよう指導、助言を行います。また、食生活の改善に役立つメニューを提供する飲食店等の増加に向けた取組を推進しています。

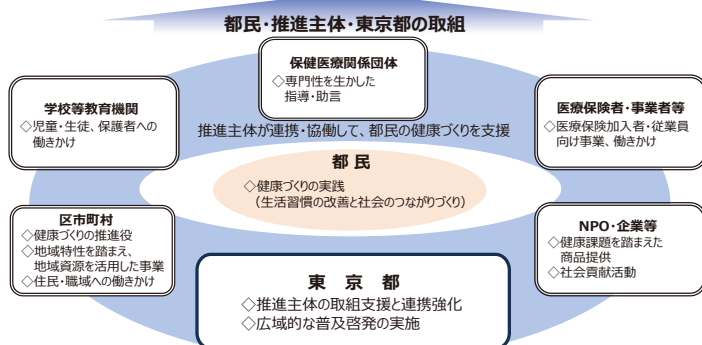
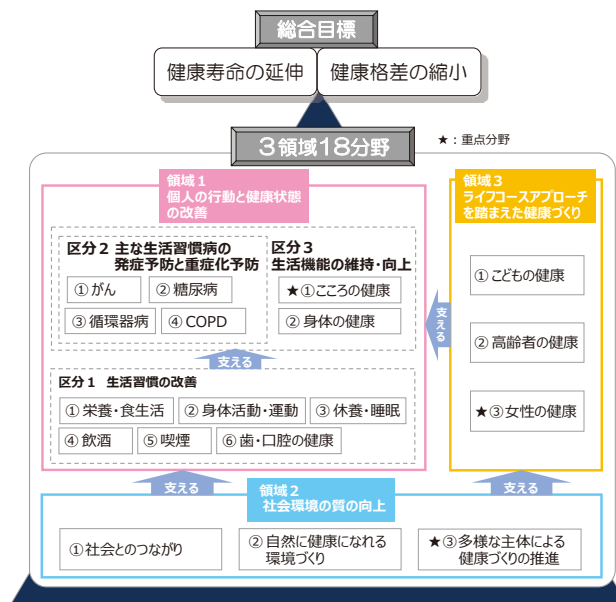
○健康づくり推進のための人材の育成

区市町村や医療保険者等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。

○日常生活からの健康づくりのための普及啓発

都民自らが負担感なく健康づくりを実践できるよう、野菜摂取や減塩、歩数の増加等を気軽にできる日常生活の工夫など生活習慣の改善に向けた普及啓発、都内区市町村等のウォーキングマップを集約したポータルサイトの運営などの環境整備を行います。

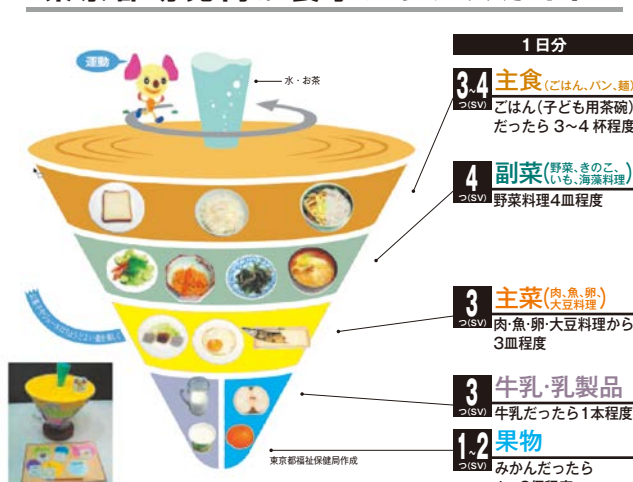
<東京都健康推進プラン21（第三次）概念図>



東京都幼児向け食事バランスガイド

～子供と一緒に食を育もう～

東京都幼児向け食事バランスガイド



※3歳から5歳までの幼児を対象に、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかについてイラストで表示したものです。

HP ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」
<https://www.tokyo-walkingmap.metro.tokyo.lg.jp/>



推進
保健
施策
の

○職域健康促進サポート事業

事業者団体と連携し、職域における健康づくり及びがん対策等の普及啓発や事業者の取組支援を行います。

○東京健康UPPlus（とうきょう健康応援事業）

都民の主体的な健康づくりにつなげるため、区市町村が行うインセンティブを用いた健康づくり事業と連携し、協賛店による優待サービス等、都が更なるインセンティブを提供することで、都民の健康づくりを支える環境を整備します。

たばこによる健康影響防止対策

○受動喫煙対策の推進

東京都受動喫煙防止条例の趣旨や内容など、受動喫煙対策に関する普及啓発を行います。

また、相談窓口の設置や、都保健所への電話相談員の配置により、制度に関する問合せに対応します。あわせて、事業者にアドバイザーを派遣し、喫煙専用室の整備等に対して助言を行います。

さらに、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、受動喫煙対策を行う区市町村への支援も行います。

■健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙です。(以下、★は都条例に規定)



<総則>

- 国、地方自治体の責務
- 都、都民、保護者の責務★
- 関係者（国、市町村、施設管理権原者等）の協力
- 受動喫煙への配慮義務（喫煙者・施設管理権原者）

<施設管理権原者の主な責務>

- 喫煙禁止場所からの喫煙器具・設備の撤去
- 喫煙禁止場所における喫煙者への喫煙の中止等の求め
- 標識の掲示（施設内に喫煙場所がある場合、喫煙室とその施設の出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければならない）
- ※飲食店の場合は店内禁煙の場合もその旨を表示★

<第一種施設に関する規制>

- 大学、専門学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等は屋内完全禁煙（屋外に特定屋外喫煙場所設置可）
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等は屋内完全禁煙、敷地内の屋外も禁煙（屋外に喫煙場所設置不可※努力義務）★

<第二種施設に関する規制>

- 2人以上の人が利用する施設は、原則屋内禁煙（基準を満たした喫煙室【喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室】設置可）
- ※飲食店について…以下の条件を満たす場合、店内の一部又は全部に喫煙可能室設置可
 - ・令和2年4月1日に既に営業しており、施設内の客席面積が100㎡以下であること。
 - ・中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下）又は個人経営
 - ・従業員がいない★

<バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶>

- バス・タクシー・飛行機…喫煙場所設置不可
- 鉄道・船舶…車内（船内）は、原則禁煙（基準を満たした喫煙室【喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室】設置可）

【標識例】



○禁煙希望者への支援

禁煙支援のためのリーフレットを区市町村等を通じて配布するほか、区市町村が禁煙希望者に対して医療機関等での禁煙治療費を助成する際、その一部費用を補助します。

○喫煙の健康影響に関する普及啓発

20歳未満の者の喫煙防止及び受動喫煙防止に関するポスターコンクールの実施や小学校・中学校・高校における喫煙防止教育実施のための校種別副教材の配布、両親学級等で使用可能な啓発資材の配布など、喫煙の健康影響に関する普及啓発を行います。

○COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策

COPDによる死亡率の減少を図るため、喫煙者に対してチラシや広告等による普及啓発を行い、COPDを自分事として捉えて理解を深める機会を提供するとともに、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えていきます。

がんの予防・早期発見

「東京都健康推進プラン21（第三次）」と、がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画である「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）に基づき、がんの予防の一層の推進に取り組んでいきます。

○がん予防・検診受診率向上事業

がん検診の一層の受診促進を図るため、乳がん、子宮頸がんや大腸がんを中心に、女性の健康を支援するポータルサイトを活用した普及啓発や、関係団体や企業などと連携した取組として、ピンクリボンキャンペーン、Tokyo健康ウォークなどを実施します。

○がん検診実施体制の整備

区市町村が行う科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上を図るとともに、精密検査の受診結果を区市町村が把握できるよう、関係機関との連携体制を構築し、精密検査の受診率向上及び受診勧奨を促進します。

また、マンモグラフィによる乳がん検診及び胃内視鏡による胃がん検診に従事する医師などへの技術的研修を実施することで、がん検診の実施体制を整備します。

加えて、職域におけるがん検診の適切な実施を推進するため、講習会等による理解促進を図ります。

がん登録

がん患者に係る情報を収集し、がんの罹患率及び生存率の推計などを行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん検診の精度管理に活用する等、がん対策の評価及びその推進を図ります。

こころの健康づくり

こころの健康を保つには、適切な休養やストレス対処などが大切です。ストレス対処に関する普及啓発や、地域や職場で相談しやすい環境づくりに取り組めます。

難病患者・原子爆弾被爆者等への支援

東京都では、原因が不明であり、治療法が確立されておらず、長期の療養を要する難病について国と共に医療費助成や療養生活の支援を行っています。また、原子爆弾被爆者の援護、ウイルス肝炎対策を行っています。

(保健医療局保健政策部疾病対策課)

医療費などの助成

難病医療費助成として、国の指定する疾病と都独自に対象としている疾病について、医療費と介護保険のサービス(一部)の自己負担分の一部を助成しています。

また、スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を要する腎不全に患っている方などへの医療費助成を実施しています。

在宅難病患者の一時入院等

家族などの介護者が、療養や休息などで一時的に介護できなくなった場合に、在宅難病患者が短期間入院できる病床を、都内の病院に確保しています。また、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、患者宅に看護人を派遣します。

在宅難病患者の訪問診療

寝たきり等により、受療が困難な在宅難病患者を専門医や地域のかかりつけ医などで構成される医療チームが訪問し、診療しています。

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施しています。

在宅人工呼吸器使用難病患者 非常用電源設備整備事業

災害等による電力不足に備え、人工呼吸療法を実施する医療機関に対し、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に無償で貸与するための非常用電源装置(自家発電装置、蓄電池等)の確保を支援しています。

在宅難病患者療養相談

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師などが家庭訪問や電話、所内での面談などにより、療養上の御相談に応じています。

難病医療ネットワーク

難病患者・家族が安定した療養生活を送れるよう、拠点・分野別拠点・協力病院や保健所など関係機関の連携による難病医療提供体制を確保しています。

東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行っています。

(1)東京都難病相談・支援センター

内容 療養相談、就労相談、難病医療相談会、難病医療講演会

所在地 文京区本郷 1-1-19
元町ウェルネスパーク 1階

電話 03-5802-1892
相談対応時間は平日10時から17時30分まで

(2)東京都多摩難病相談・支援室

内容 療養相談、就労相談、難病医療相談会

所在地 府中市武蔵台 2-6-1 都立神経病院 2階

電話 042-323-5880

(3)東京都難病ピア相談室

内容 ピア相談、患者・家族交流会

所在地 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1階

電話 03-3446-0220(相談専用)
03-3446-1144(予約・問合せ専用)

(2),(3)相談受付は平日10時から16時まで

(1)~(3)施設利用は17時まで

原子爆弾被爆者の援護

原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対する健康診断、原子爆弾被爆者への医療の給付、健康管理手当などの支給、健康指導や被爆者の子に対する医療費の助成を実施しています。

ウイルス肝炎対策

肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、都保健所、区市町村及び職域での肝炎ウイルス検査の実施体制整備に努め、受検勧奨に取り組んでいます。

また、かかりつけ医と肝臓専門医療機関の医療連携に基づく肝炎診療ネットワークの推進、インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療医療費の助成や、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、慢性肝炎等で療養中の方を対象とした検査費用の助成、肝がん・重度肝硬変の治療に係る医療費の一部助成なども実施しています。

さらに、肝疾患診療連携拠点病院を指定し、肝疾患相談センターにおいて肝炎患者等への相談支援を行っています。（保健医療局保健政策部疾病対策課・健康推進課）

血液の確保・臓器移植対策等の充実

血液事業は、医療にとって必要不可欠な血液製剤を安定的に確保することを目的としています。また、臓器移植医療に対する都民の理解や骨髄バンクドナー登録を推進しています。

（保健医療局保健政策部疾病対策課）

安全な血液の確保

10代、20代の若年層を中心とした献血の普及啓発、会員登録や事前予約の推進により、安全かつ安定的な確保に務めています。

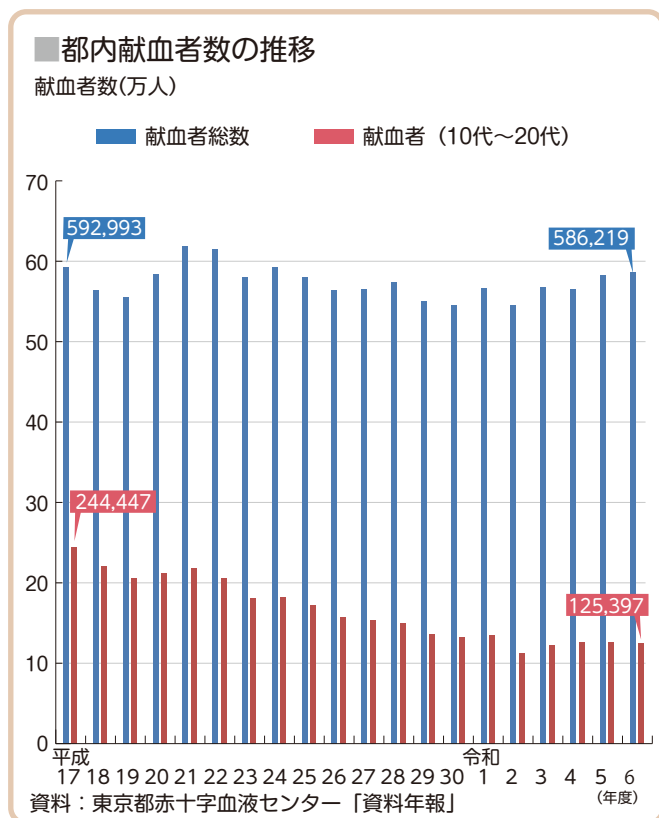
血液製剤の適正使用

医療機関における使用状況を調査し、自己評価を行うための目安となる評価指標を策定するとともに、医療関係者に対して講演会などを開催しています。

臓器移植対策・骨髄移植対策

都民に臓器提供意思表示カード付リーフレットを配布し普及・啓発に努めています。また、臓器提供医療機関などに連絡調整を行う東京都臓器移植コーディネーターの設置や、院内ドナーコーディネーターの認定を行っています。

また、都の保健所において骨髄バンク推進月間を中心に末梢血幹細胞移植を含む骨髄バンクドナーの登録受付を実施するなど、ドナー確保を図っています。



《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。


《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



カードはリーフレットに添付されています（カード単体では配布しておりません。）。

医療保険

医療保険は、病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行うことで、だれもが安心して治療を受けられるようにし、健康保持と生活の安定を図ることを目的とした制度です。会社などで働く人やその被扶養者が対象となる健康保険、自営業者などを対象とする国民健康保険、そして75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を含む。）を対象とした後期高齢者医療制度があり、国民はいずれかの保険に加入することになっています。

保険医療機関・薬局などの窓口で、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード又は資格確認書を提示することにより、医療費の全額ではなく、一部を支払うことで医療を受けることができます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用についての詳細は、厚生労働省HPをご確認下さい。

厚生労働省 [HP](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

国民健康保険

日本は、国民皆保険制度であるため、勤務先の健康保険などに加入している場合を除いて、必ず国民健康保険に加入することになっています。

国民健康保険には、都道府県及び区市町村を保険者とするものと同種の事業又は業務に従事する者で組織する国民健康保険組合を保険者とするものがあり、保険料（税）は保険者によって異なります。

※加入などの手続は、各区市町村の国民健康保険主管課又は各国民健康保険組合で行っています。

（保健医療局保健政策部国民健康保険課）

健康保険

健康保険には、主として中小企業の従業員を対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）と大企業や同種同業の企業が組合を設立して行う組合管掌健康保険があります。保険料は、報酬を基に決定された標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を乗じて得た額となり、事業主と被保険者が1/2ずつ負担します（保険料率は全国健康保険協会の各都道府県支部や健康保険組合ごとに異なります。）。

保険給付は、加入者（被保険者及び被扶養者）の病気やけが、出産、死亡等に関して受けられます。

（全国健康保険協会東京支部、日本年金機構）

問合せ先

○全国健康保険協会管掌健康保険について

・保険給付に関することについて

全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部

[HP](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

・加入及び保険料に関することについて

お近くの日本年金機構年金事務所

[HP](https://www.nenkin.go.jp/) <https://www.nenkin.go.jp/>

○組合管掌健康保険について

加入されている健康保険組合にお問合せください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が加入する医療保険制度です。

保険料額の決定や医療給付など制度の運営は、都内の全区市町村が設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行いますが、資格確認書等の交付や保険料の徴収、各種の届出などはお住まいの区市町村が行います。

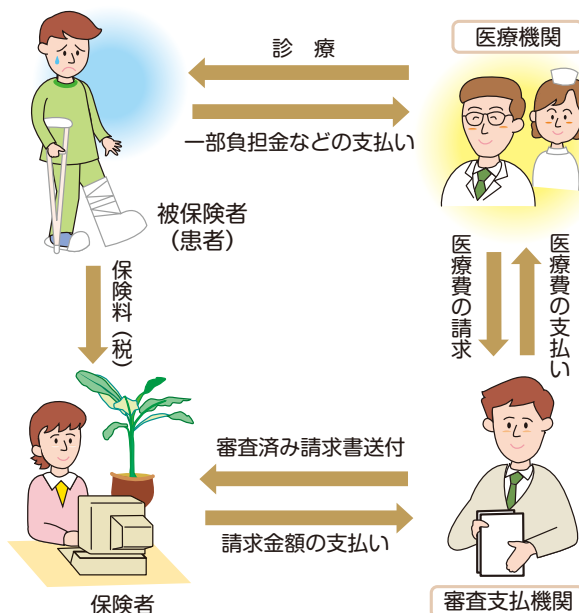
（東京都後期高齢者医療広域連合）

問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

[電話](tel:0570-086-519) 0570-086-519（お問合せセンター）

医療保険の仕組み



（注）健康保険では、

- ・審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金
- ・保険者は、全国健康保険協会又は健康保険組合

国民健康保険では、

- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
- ・保険者は、都道府県及び区市町村、又は国民健康保険組合

後期高齢者医療制度では、

- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
- ・保険者は、後期高齢者医療広域連合

(7) 健康危機への対応

健康危機に備えて

新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱などの新興・再興感染症の脅威、食中毒、危険ドラッグ・大麻などの薬物の乱用など、多様化する健康危機から都民の健康と安全を守るための取組を進め、健康危機管理体制の充実を図っています。

健康安全研究センター

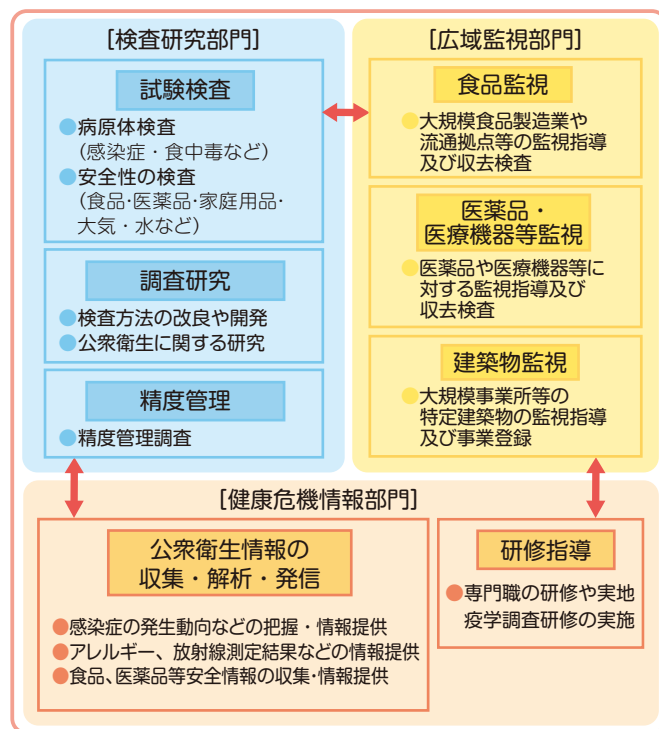
健康危機に対応した都の様々な施策を科学的・技術的に支えており、検査研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が密接に連携し、右のような業務を行っています。

都民の生命と健康を守るため、健康危機全般にわたる情報を一元的に収集・解析・発信するとともに、健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応可能な危機管理体制を確保しています。

HP <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>



検査風景



感染症対策

国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした感染症の脅威に的確に対応するための対策が必要です。東京都は、令和6年3月に改定した「東京都感染症予防計画」に基づき、感染症への備えと対策を推進していきます。

東京感染症対策センター『東京 iCDC』

<名称>

日本語名：東京感染症対策センター

英語名：Tokyo Center for Infectious Diseases Prevention and Control

略称：東京 iCDC

東京 iCDC は、新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、感染症に関わる様々な領域において調査・分析、情報収集・発信などを行う専門家のネットワークとして、令和2年10月1日に立ち上げられました。

東京 iCDC には、専門家ボードの9つのチーム（疫学・公衆衛生、感染症診療、検査・診断、リスクコミュニケーション、感染制御、微生物解析、研究開発、人材育成、情報マネジメント）と、感染症に関する特定の課題に機動的に取り組むタスクフォース等を設置しています。

東京 iCDC は、新型コロナの5類移行を契機として、新型コロナを含むあらゆる感染症を対象とし、適時適

切に施策への支援を行っています。

今後起こり得る感染症危機に備えるため、国内外の研究機関との定期的な情報交換など、調査・分析機能の強化を図っています。

また、保健所からの依頼に応じて医師や看護師が研修・訓練の講師を行うなど専門人材の育成支援も行っています。

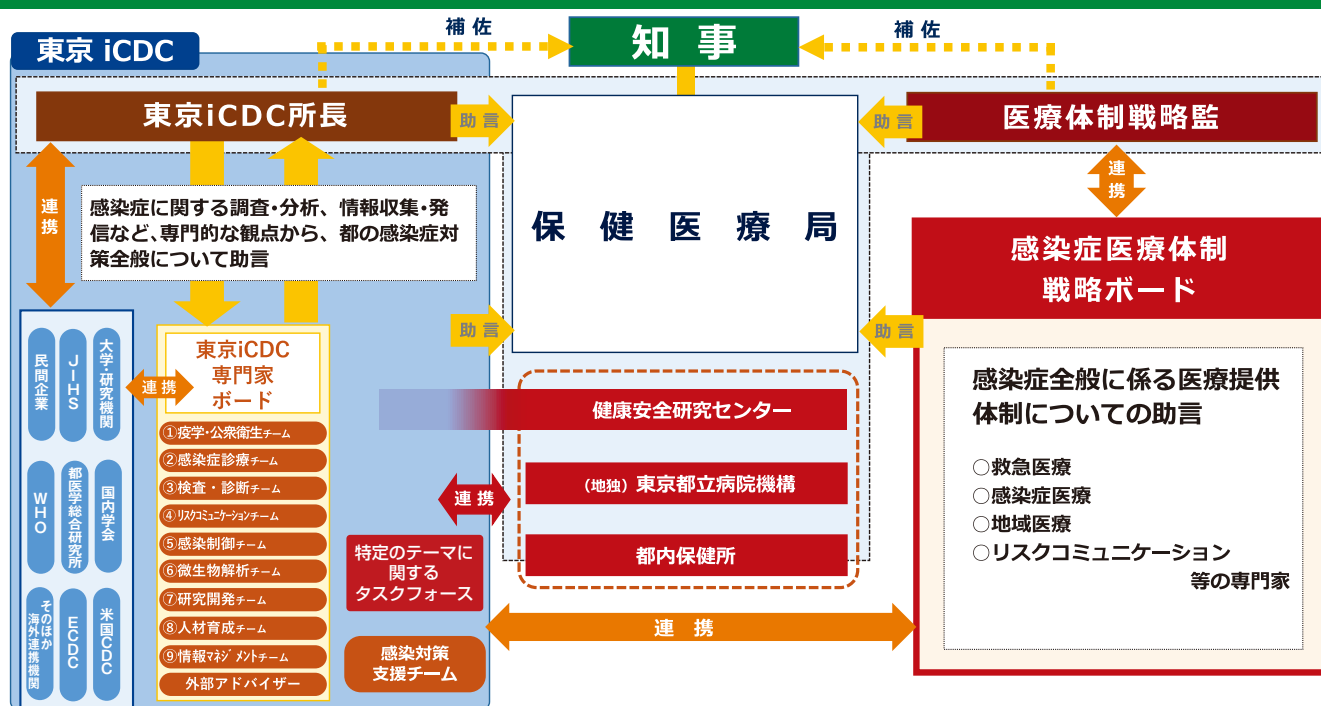
さらに、東京 iCDC フォーラムの開催などにより、都民等に対し、感染症に関する知識を分かりやすく普及する取組も行っています。

東京 iCDC は、未知の感染症への備えも含め、感染症全般について、都の効果的な対策を支援していきます。
(保健医療局感染症対策部調査・分析課)

感染症対策連携協議会

感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たって、都、特別区及び保健所設置市その他の関係者により構成される東京都感染症対策連携協議会を設置し、関係者間の意思疎通、情報共有及び連携の推進を図ります。
(保健医療局感染症対策部計画課)

東京都の感染症健康危機管理体制（概要）



東京都感染症対策連絡会議

未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して常に備え、必要な対策を速やかに検討し、実施につなげるため、「東京都感染症対策連絡会議」を設置しています。都内でのあらゆる感染症の状況等を踏まえ、必要に応じて開催しています。

（保健医療局感染症対策部防疫課、健康安全研究センター）

感染症発生動向調査

医療機関から報告される感染症発生状況等の情報を、医療機関・保健所・都・国を結ぶ感染症サーベイランスシステムにより迅速に収集・解析し、その結果を都民及び医療関係者などへ提供・公開しています。

（保健医療局感染症対策部防疫課、健康安全研究センター）

アジア感染症対策プロジェクト

アジア各都市の行政職員や医師等と定期的に会議を開催し、感染症対策に関する意見交換等を行うとともに、感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを通じて、都内も含めた関係機関に対し、情報共有等を行っています。

さらに、感染対策従事者を海外の専門機関に派遣し、国内では症例の少ない感染症についての対応策を学び、対応力の強化に役立てます。

（保健医療局感染症対策部防疫課）

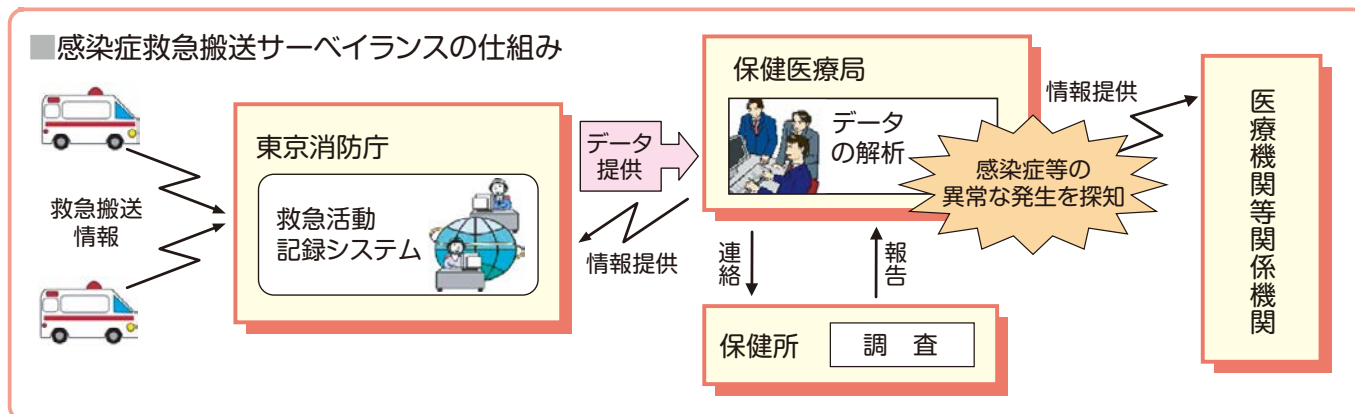
感染症救急搬送サーベイランス

東京消防庁の救急情報分析管理システムからデータ提供を受け、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。

解析結果を受けて、異常な事態を感知した場合に、保健所等で発生場所や他地域での発生状況等を確認し、医療機関に速やかに情報提供する体制を整備しています。

（保健医療局感染症対策部防疫課、健康安全研究センター）

健康危機
への対応



検査体制

健康安全研究センターでは、保健所からの検査依頼に基づき、感染症が疑われる患者の検体のPCR検査等を実施しています。

新興感染症発生時には、段階的に医療機関や民間検査機関と役割分担の上、連携し、必要な検査体制を確保します。

(保健医療局感染症対策部防疫課・医療体制整備課、健康安全研究センター)

感染症指定医療機関

エボラ出血熱などの一類及びMERSなどの二類感染症等の患者を受け入れる病院として、都は第一種感染症指定医療機関を4病院、第二種感染症指定医療機関を11病院、それぞれ指定しています。

また、平時から新興感染症の発生・まん延時に備え、病床確保・発熱外来や検査、自宅療養者等への支援等を行う医療機関と協定を締結しています。感染症患者の入院を受け入れる協定を締結した医療機関を第一種協定指定医療機関に、発熱外来や自宅療養者等への医療を提供する協定を締結した医療機関を第二種協定指定医療機関に、それぞれ指定しています。

(保健医療局感染症対策部医療体制整備課)

医療資器材の管理

医療機関等に配布するための个人防护具等の備蓄品を適切に保管・管理するとともに、国から提供される医療用物資の配布調整を行っています。

(保健医療局感染症対策部医療体制整備課)

感染症健康危機管理情報ネットワーク

都、保健所、感染症指定医療機関、アジア各都市の感染症対策従事者等による情報ネットワークを構築し、迅速な情報の共有化を図るとともに、集約した情報を基に適切な感染拡大防止策を講じます。

(保健医療局感染症対策部防疫課)

医療費の公費負担

法に基づく入院勧告又は措置により感染症指定医療機関で医療を受けた一類又は二類感染症などの患者の入院医療費を負担します。

また、新型インフルエンザ等感染症などの外出自粛対象者が感染症指定医療機関から受けた外来医療・在宅医療費を負担します。

(保健医療局感染症対策部防疫課)

結核対策

事業者や区市町村などが実施する結核の定期的健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。

また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。

(保健医療局感染症対策部防疫課、健康安全研究センター)

結核地域医療ネットワーク推進事業

連携パスを兼ねた服薬ノート※の普及を進め、保健所・医療機関・薬局などが連携して結核患者へのDOTS（直接服薬確認療法）を実施し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。

※結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

(保健医療局感染症対策部防疫課)

蚊媒介感染症対策

輸送手段の発達等による流行国からの病原体の侵入や、地球温暖化等による蚊の生息域拡大などにより、デング熱やジカウイルス感染症など蚊が媒介する感染症の流行が懸念されており、蚊の発生を抑制するため、施設管理者や都民への情報提供、普及啓発のほか、蚊の生息調査及びウイルス等保有調査を実施しています。

また、検査・医療体制の整備や発生時における調査、蚊の駆除等の実施体制を整えています。

(保健医療局健康安全部環境保健衛生課、感染症対策部防疫課、健康安全研究センター)

一類感染症等対策

患者発生時における感染症指定医療機関への搬送や、患者死亡時の遺体搬送等体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。

(保健医療局感染症対策部医療体制整備課、防疫課)

麻しん・風しん対策

医療、教育、保育、行政等の関係者からなる対策会議を設置し、効果的な普及啓発のあり方等についての協議を行っています。また、区市町村と協力して、一期及び二期の接種を進めるとともに、麻しん・風しんの抗体検査と予防接種の一体的な提供に取り組んでいます。

(保健医療局感染症対策部防疫課)

ノロウイルス対策

集団発生事例の疫学的研究、迅速検査法の活用、施設や学校での対策の普及啓発等により、感染予防に努めています。

(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部食品監視課、感染症対策部防疫課)

ハンセン病対策

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、東京都出身のハンセン病療養所入所者への支援を行っています。

(健康安全研究センター、保健医療局感染症対策部防疫課)

予防接種補助事業

一部の予防接種について、ワクチン接種にかかる費用の一部を区市町村を通じて補助しています。

(令和8年度：HPVワクチン（男性）、小児インフルエンザワクチン)

(保健医療局感染症対策部防疫課)

HIV/ エイズ対策

都内保健所や東京都新宿東口検査・相談室（平日夜間、土日に通常検査を実施）、東京都多摩地域検査・相談室（土日に即日検査を実施）で、HIV 検査（匿名・無料）を実施するとともに、保健所や、「東京都 HIV/ エイズ電話相談」で HIV/ エイズについての相談を実施しています。

また、若者がエイズについて主体的に学び、交流する機会を提供するなど、対象者の特性に合った啓発に取り組んでいます。加えて、エイズ診療協力病院の確保及び連携、医療従事者・介護事業者向け講習会の実施、エイズ専門相談員の派遣による HIV 陽性者の療養生活の支援を行っています。

（保健医療局感染症対策部防疫課）

性感染症対策

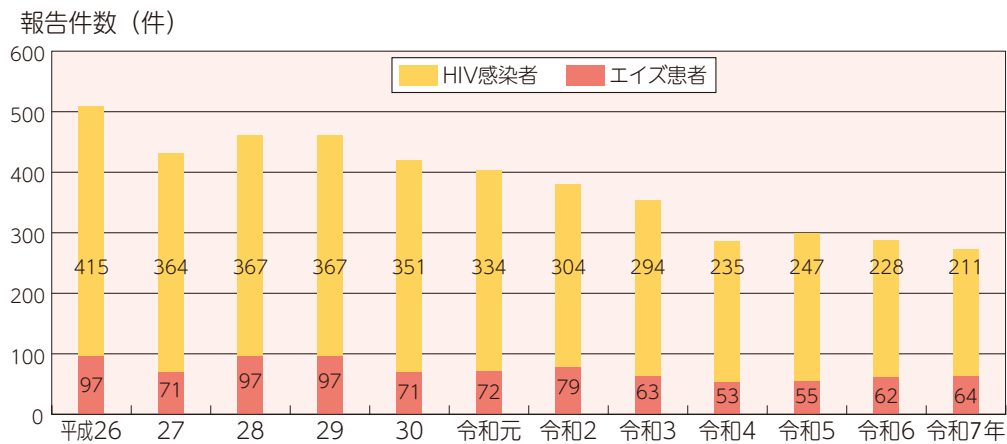
都内保健所や都の検査・相談室では、HIV 検査とともに梅毒などの性感染症の検査を匿名・無料で実施しています。また、性感染症総合サイト「東京都性感染症ナビ」で性感染症に関する情報を提供しています。

さらに、近年急増している梅毒については、啓発リーフレットを学校、企業、医療機関等に配布しています。

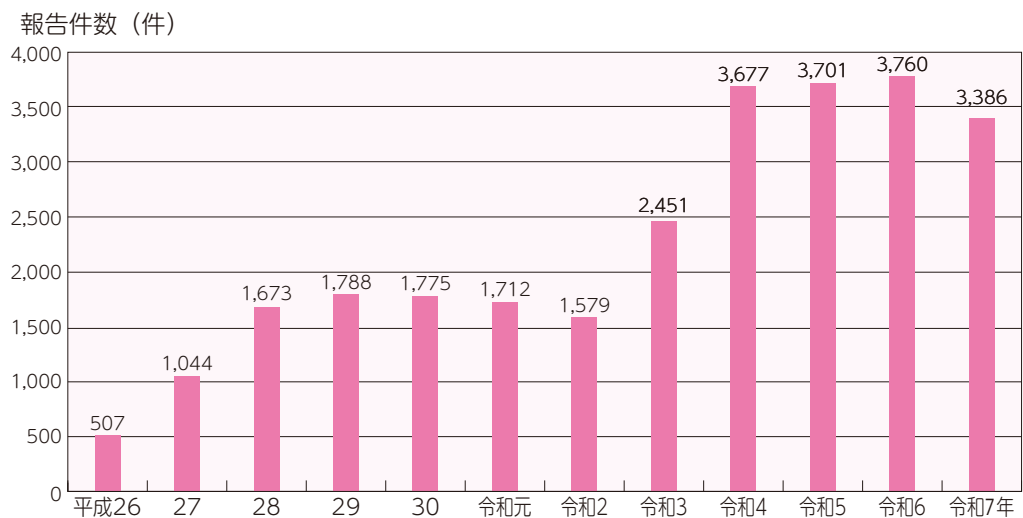
（保健医療局感染症対策部防疫課）



■ HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移（東京都）



■ 梅毒患者報告数の年次推移（東京都）



新型インフルエンザ等対策

都は、新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・課題を活かし、将来の感染症危機に備えるため、令和7年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の抜本的な改定を行いました。平時の備えを強化し、有事には科学的知見に基づき迅速・確実な対策を実施していきます。

○地域医療体制の強化

保健所や医師会等の関係機関と連携し、発生段階に応じた地域保健医療体制の強化を図ります。そのため、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し、地域の实情に合わせた保健医療体制の確保を図っていきます。また、医療人材の育成等の取組を推進するため、感染症対策連携協議会に「医療体制協議部会」を設置し、広域的な視点からも調整を行います。（保健医療局感染症対策部計画課、医療体制整備課）

○協定締結による医療提供体制の整備

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関等との検査措置協定の締結や、民間宿泊事業者等との宿泊施設確保措置協定を締結しています。

（保健医療局感染症対策部医療体制整備課）

○医薬品の確保

新型インフルエンザ患者の治療、予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しています。

（保健医療局感染症対策部医療体制整備課）

○都民に対する情報提供

新型インフルエンザ等発生時の混乱を回避するため、都民や医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識や対応方法等の普及啓発を行っています。（保健医療局感染症対策部医療体制整備課）

○訓練の実施

発生時において適切な医療提供及び防疫活動を行う体制を整備するとともに、広域的な医療連携体制の強化を図るため、感染症指定医療機関を中心に、発生時対応訓練を実施しています。（保健医療局感染症対策部医療体制整備課）

○研修の実施

感染症や感染対策に関する研修の実施等を通じて、都内の医療機関における感染対策の全体的な底上げを図ります。（保健医療局感染症対策部医療体制整備課）

新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所で、新型コロナウイルス（COVID-19）に加えて、今後新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能なワクチンの開発研究を推進します。（保健医療局企画部企画政策課）

新型コロナウイルスワクチン接種後の相談体制の確保

ワクチン接種後の副反応に速やかに対応するため、専門職が対応する「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」の電話相談や、副反応に対応できる専門的な医療機関によるかかりつけ医の支援を実施しています。

（保健医療局感染症対策部防疫課）

新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する取組

新型コロナウイルス感染症のり患後症状（いわゆる後遺症）の理解促進に向け、専用サイト「新型コロナ後遺症ポータル」で情報発信を行うとともに、後遺症に悩む方が身近な地域で受診できるよう、後遺症に対応する医療機関を公表しています。また、医療従事者等を対象に、最新の知見や情報を提供する研修会を実施しています。

（保健医療局感染症対策部調査・分析課）



都民等への感染症対策の普及啓発

感染症全般について正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、海外旅行者や外国人入国者に啓発用ガイドを作成し、情報提供を推進しています。

また、企業等職域における感染症対策への取組を支援するため、研修資料の提供等を行っています。

（保健医療局感染症対策部防疫課）

食品の安全

都は、東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。
(保健医療局健康安全部食品監視課)

東京都食品安全条例

食品の安全を確保することにより「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」ことを目的とし、「事業者責務を基礎とする安全確保」「最新の科学的知見に基づく安全確保」「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という3つの基本理念を掲げています。

東京都食品安全審議会

都民や事業者、学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品安全推進計画など、都における食品の安全確保に関する施策を審議します。

食品営業等施設の監視指導等

東京の地域特性を踏まえ、「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、製造・流通・販売の各段階で監視・収去検査を行っています。

食品営業等施設の衛生管理状況の監視指導は、タブレット端末を用いて、効率的に行っています。

HACCP に沿った衛生管理の導入・定着

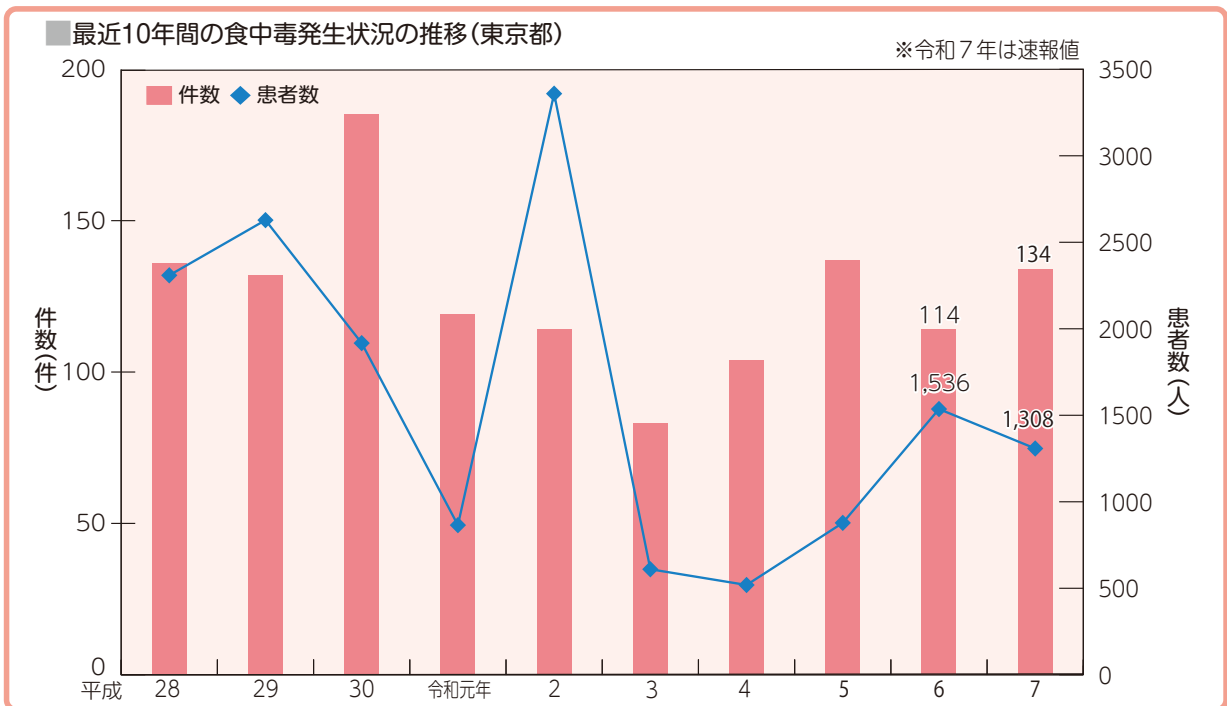
食品衛生法では原則、全ての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」の取組が求められています。食品等事業者が「HACCP に沿った衛生管理」を円滑かつ速やかに導入し、定着できるよう、各種支援資材の提供や相談の受付などの技術的支援を行うとともに、人材育成を進めています。

食品安全情報評価委員会

都民や学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品等の安全性に関する情報の分析・評価等を行っています。
(健康安全研究センター)

食中毒対策

飲食店などを対象に衛生指導や衛生知識の普及啓発を行っています。また、食中毒発生時には、患者や関係施設の検査などにより発生原因を究明し被害の拡大防止や再発防止に努めています。



令和8年3月1日時点

輸入食品対策

輸入事業者に対する監視指導や輸入食品の残留農薬や食品添加物などの検査により輸入食品の安全確保を図っています。

また、輸入事業者向けの講習会の開催など輸入事業者の自主管理の支援を行っています。

食品表示の適正化

食品表示法や米トレサビリティ法、健康増進法などの法令に基づいて食品表示に係る検査や監視指導を実施しています。

また、食品事業者に対して、食品表示制度の正しい知識と情報の普及啓発として講習会を行うなど、適正表示推進者の育成を行っています。

食品の安全に関するリスクコミュニケーション

都民、事業者及び行政が相互の取組を正しく理解し、協力して食品の安全確保を図るため、食品の安全に関する様々なテーマについて意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」や「食の安全都民講座」などを開催しています。

(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部食品監視課)

災害時の食品衛生対策に係る人材育成 新規

発災時、迅速・適切に食品衛生監視員が食品衛生対策を実行できる具体的な対応マニュアルの作成やそれを基にした研修を実施します。

健康食品対策

健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、医療機関等と連携した健康被害情報の収集や健康被害発生に備えた検査・分析体制の確保、表示・広告や医薬品成分等の検査、取扱事業者向けの講習会を実施しています。

食品安全情報の普及啓発

東京都ホームページ「食品衛生の窓」や食品の安全に関する普及啓発資材、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供しています。

HP <https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/>

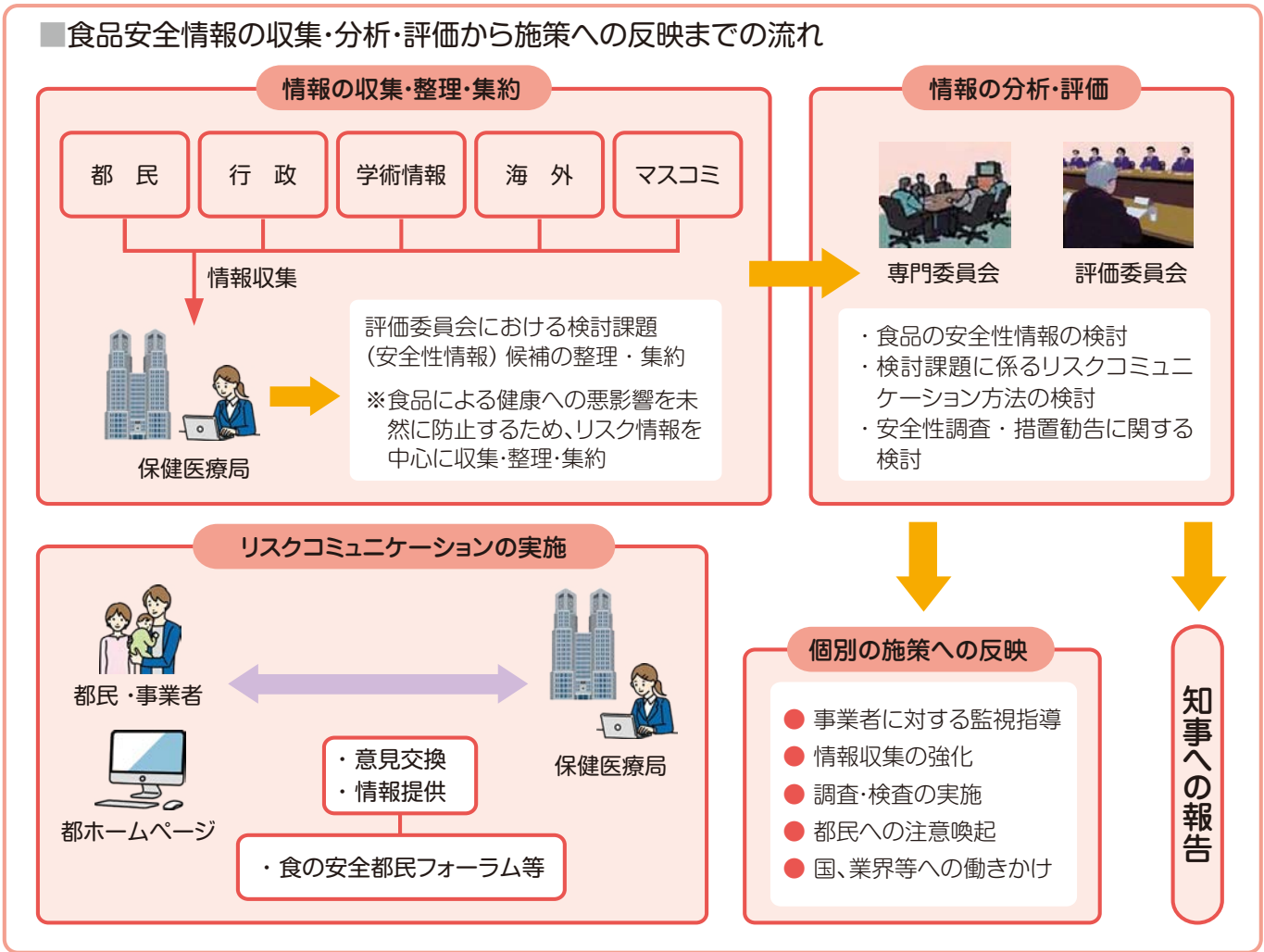
(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部食品監視課)

食物アレルギー対策

食品の製造を行う施設に対して、意図しないアレルゲンの混入防止のための技術指導や注意喚起表示を含む適正表示を行うための指導を実施しています。

また、飲食店が利用客にアレルギー物質等の情報提供が行えるよう飲食店の取組を支援しています。

■ 食品安全情報の収集・分析・評価から施策への反映までの流れ



医薬品等の安全

医薬品や化粧品は、私たちの健康や生活に密着した不可欠なものです。都では、医薬品等について製造から使用に至るまで様々な視点から品質、有効性、安全性の確保に取り組んでいます。一方、麻薬や覚醒剤などの乱用は健康を害することになり、非常に危険です。さらに、近年、若い世代を中心に大麻乱用や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が問題となっているため、令和5年度に改定した「東京都薬物乱用対策推進計画」に基づき、薬物に関する指導取締りや薬物乱用防止啓発の充実など、総合的な対策を推進します。

医薬品等の承認・審査

都民に提供される医薬品及び医薬部外品の品質、有効性、安全性を確認するため、品目の承認・審査を行っています。
(保健医療局健康安全部薬務課)

事業者の許可

医薬品等が適正な品質管理・安全管理の下で製造され、流通されるよう、製造販売業・製造業等の事業者の許可を行っています。
(健康安全研究センター)

事業者に対する監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品及び医療機器の製造販売等を行っている事業者への立入調査（製品の品質確認のための製造所調査、副作用報告や安全確保措置確認のための事務所調査）を行っています。
(健康安全研究センター)

違反品等の指導取締り

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可を取得していない違反品について、指導取締りを行っています。健康食品については、医薬品成分が含有されていないか調査するため、買上げによる成分検査を実施しています。

また、危険ドラッグに関しては、ビッグデータ解析やソーシャルリスニング監視※等により、国内外での流通動向を把握し、買上げによる成分検査を実施しています。未規制成分は、速やかな規制につなげ、違反品の販売中止措置等による市場からの排除に努めています。

※ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析し、非定型的な取引ワードを抽出して、流行製品や販売実態等を把握すること。
(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部薬務課)

医薬品等の広告監視

テレビや雑誌、インターネットなどによる医薬品等の広告が虚偽誇大にならないよう、監視指導を実施しています。また、広告を行おうとする事業者に対して相談指導を行っています。（保健医療局健康安全部薬務課）

身近な健康相談の支援

都民が地域の身近な薬局を活用して、医薬品や健康に関する不安を解消できるよう、手軽に薬局を検索できるホームページで情報提供しています。

HP <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



（保健医療局健康安全部薬務課）

薬物乱用防止の啓発等

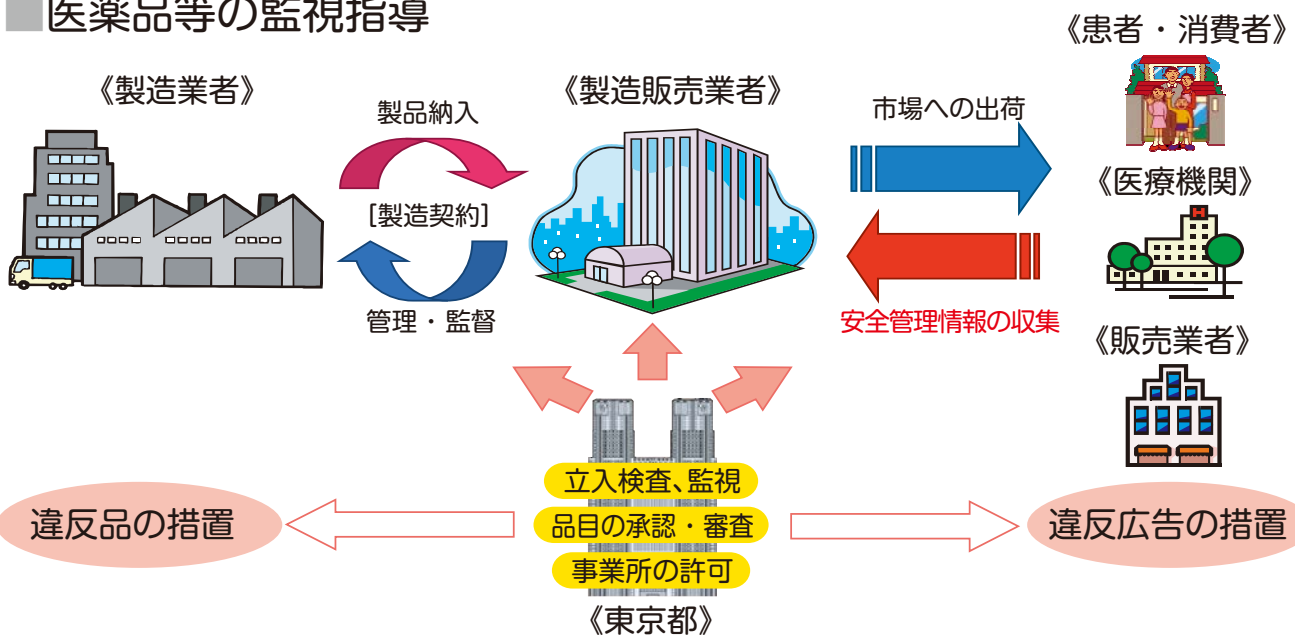
薬物乱用防止ポスター・標語の募集、薬物専門講師研修の実施、各種啓発資材の配布、専用サイトを活用した動画配信や危険性に関する情報提供による普及啓発のほか、麻薬中毒者相談員等による相談指導を行っています。これら違法薬物に関する取組に加え、医薬品の適正使用やオーバードーズ（市販薬の過剰摂取）の防止の普及啓発を行っています。

また、麻薬・向精神薬等取扱者への立入調査、不正な大麻・けしの抜去などの取締り等を行っています。

HP https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/stop

（保健医療局健康安全部薬務課）

医薬品等の監視指導



令和7年度薬物乱用防止ポスター・標語最優秀作品

<ポスター部門>



小金井市立東中学校 3年 萩原 統也さん

<標語部門>

大切な人と
未来の自分
薬物に
手を出す前に
思い出せ

新宿区立牛込第一中学校 3年 加藤 力輝さん

「薬物乱用に関する相談チャットボット」

薬物問題でお困りの方や周囲の方が利用できるチャットボットを公開しています。

市販薬の乱用（オーバードーズ）や薬物についての質問に、ロボットが自動で回答します。

※チャットボットを利用することで、個人が特定されることはありません。



生活環境に起因する健康影響への対応

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されています。健康影響を未然に防ぐための各種の保健施策や調査研究等を実施しています。 (保健医療局健康安全部環境保健衛生課)

医療費の助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病である、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫、慢性気管支炎に罹患している18歳未満の方で、都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有するなど一定の要件を満たしている方に対して、医療費を助成しています。

また、生年月日が平成9年4月1日以前で、有効な医療券をお持ちの方に医療費を助成しています。

化学物質等ばく露量の調査

化学物質等による人へのばく露は食事が主要な経路の一つと考えられています。ダイオキシン類・重金属・放射性物質等について、一日の食事からの摂取量を調査し、健康影響の未然防止を図っています。

シックハウスの対策

住居など建築物内の化学物質等に関する相談が多く寄せられているため、住まいの化学物質等についての相談や情報提供を行い、室内環境の向上を図っています。

シックハウス：

住宅等において、建材等に含まれる化学物質やカビ・ダニアレルゲンなどに起因する眼・鼻・皮膚への刺激症状やめまい・頭痛などの健康被害の総称

大気汚染等の健康影響調査

大気汚染による健康影響についての調査研究や光化学スモッグによると思われる健康被害の発生状況の調査などを行っています。

アスベストの健康相談

都内の保健所では、アスベストが原因と思われる健康障害に関する健康相談を行っています。

また、関係局が連携し、アスベストに関する最新の情報をホームページで提供しています。

HP https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/



(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部環境保健衛生課)

アレルギー疾患対策

「東京都アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、総合的な取組を推進しています。

患者・家族等を対象とした講演会や、保育施設等の職員を対象とした緊急時対応のための研修などを実施しているほか、アレルギー疾患に関する情報を総合的に提供するポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」により、疾患の基礎知識、研修教材や緊急時対応マニュアル、医療機関の情報等を提供しています。

また、アレルギー疾患を持つ方が状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築や、研修等による医療従事者の資質向上に取り組んでいます。

HP <https://www.hokeniryu1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/>

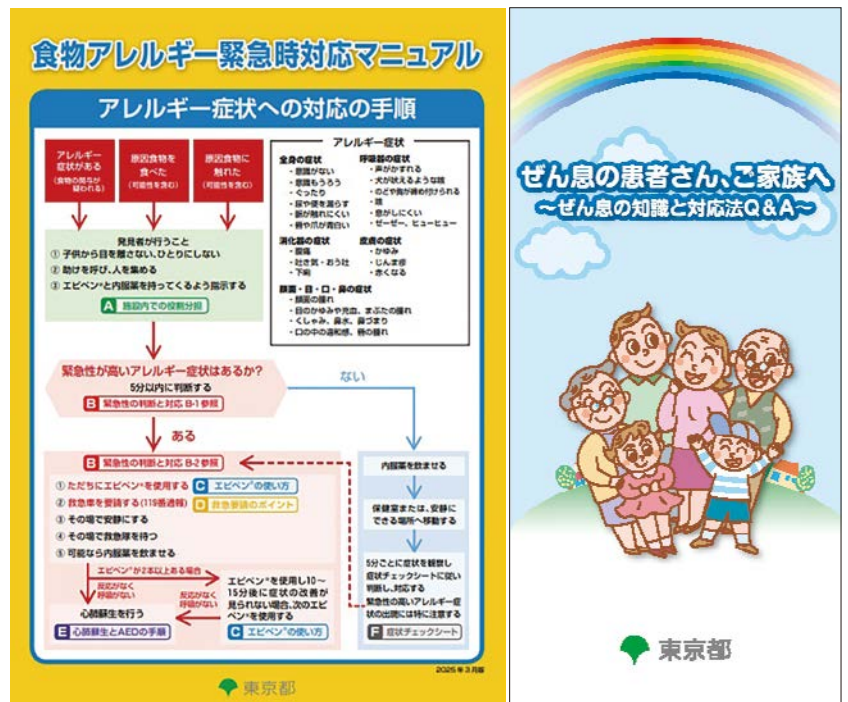
(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部環境保健衛生課)



ポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」



アレルギーに関するリーフレット等の一部



総合的な花粉症予防

花粉症の予防や症状の軽減に役立つため、スギ・ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報をホームページを通じて提供しています。

また、冊子「花粉症一〇メモ」の配布等により、花粉症の予防・治療等の知識の普及に努めています。

HP <https://www.hokeniryu1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pollen/>

(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部環境保健衛生課)



東京都の花粉情報



放射能測定体制及び情報発信の推進

○空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。

また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援しています。

○食品等の放射性物質の検査の実施

都内に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心

に、モニタリング検査を行っています。

○情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について随時ホームページで公表しています。

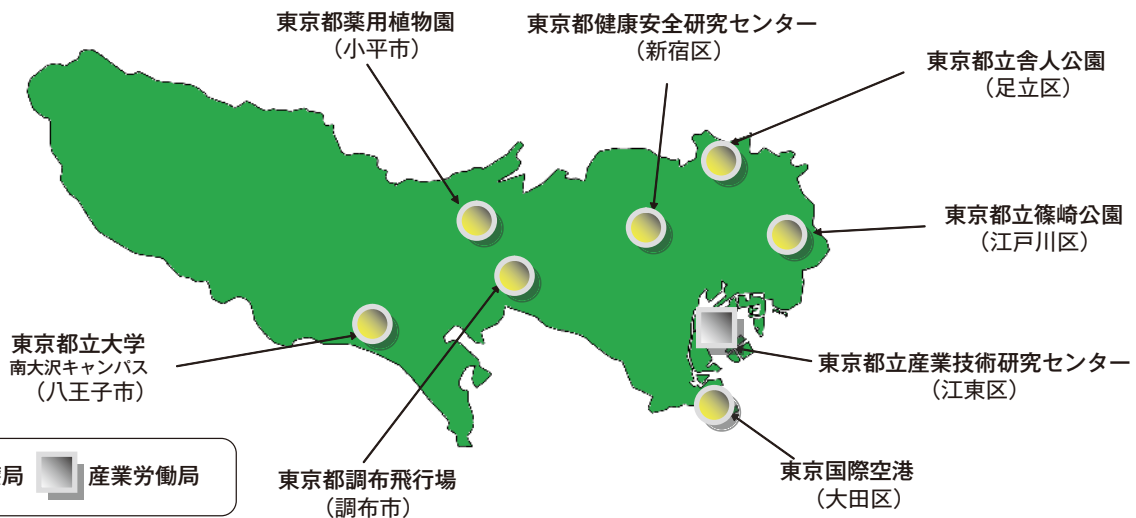
また、外国人の方向けに英語版での情報提供をしています。

HP <https://monitoring.tmiph.metro.tokyo.lg.jp>

(健康安全研究センター、保健医療局健康安全部環境保健衛生課、食品監視課)



モニタリングポストの設置場所



衛生的な環境の確保

多くの人が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のため監視指導などを行っています。

(保健医療局健康安全部環境保健衛生課)

営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場(映画館、劇場など)、旅館、公衆浴場、プールなどの許可のほか、立入検査などの監視・指導を行っています。

飲料水の安全

水道施設などの監視指導や水質検査を行い、飲料水の安全を確保しています。また、簡易水道事業者などに対して、技術的・財政的支援を行っています。

特定建築物の衛生確保

事務所や店舗等の用途で一定規模以上の建築物について、空気環境、給排水管理などの監視・指導を行っています。

ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

ねずみ・衛生害虫等の被害を未然に防ぐため、適切な駆除方法を普及啓発するとともに、都民からの相談に対応しています。

温泉利用の許可・監視指導等

温泉を利用する施設の許可や監視・指導を行っています。また、温泉成分分析を行う機関の登録や監視・指導を行っています。

レジオネラ症の防止対策

公衆浴場、旅館、プール等を対象に利用者への感染を防止するため、循環浴槽等の衛生管理について監視・指導や助言を行っています。

動物の愛護と管理

近年、犬や猫をはじめ様々な動物が飼育されています。一方で、飼育モラルの欠如による近隣への迷惑行為や動物取扱業での不適切な管理などペット動物に関する問題も生じています。また、人と動物の関係がより密接なものとなり、狂犬病、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の予防も一層重要となっています。

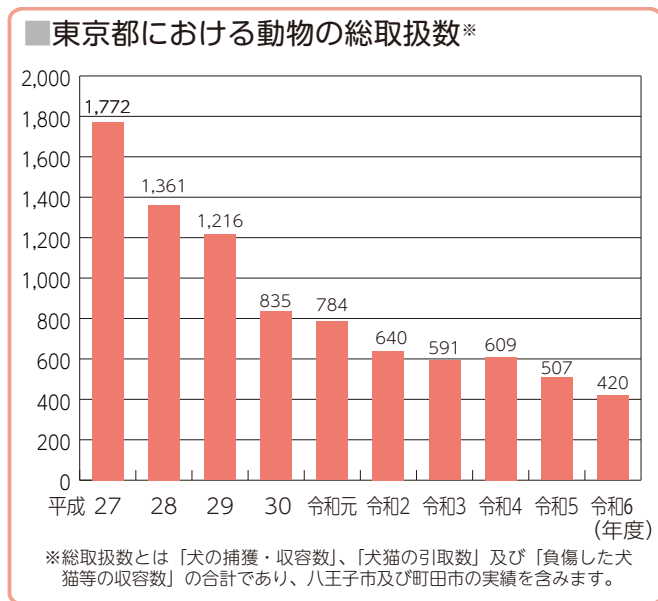
都では、「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、施策の着実な推進を図っています。
(保健医療局健康安全部環境保健衛生課)

動物の引取数減少・譲渡拡大

動物の殺処分ゼロの継続に向けて、引取数を減少させるため、動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や区市町村における飼い主のいない猫対策の取組支援などを実施しています。また、引取・收容された動物の譲渡機会を拡大させるため、譲渡促進月間（11月）におけるPRの実施や東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による譲渡会等の情報提供、ボランティア団体等と連携した離乳前子猫の育成・譲渡、負傷動物等の譲渡に協力する団体等への必要な物資の提供など、様々な取組を行っています。

東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」

HP <https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/>



動物愛護推進員

地域において、動物愛護や適正飼養についての普及啓発や助言、支援を行っています。令和7年10月1日現在、280名の動物愛護推進員が活動しています。

動物取扱業の規制

動物の販売、保管、訓練、展示など動物取扱業の登録を行っています。また、法令に規定された適正な飼養管理の具体的基準等の遵守状況を確認するための監視指導を行っています。

危険な動物の飼養規制

ライオン、わし、わになどの危険な動物（特定動物）についての飼養保管許可や飼養施設基準に基づく指導などを行っています。また、危害の発生防止のため、施設の立入調査による監視指導を行っています。

動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の人への感染防止のため、調査研究を行い、予防対策を講じるとともに、発生時に迅速な対応ができるよう、体制を整備しています。

災害時の動物救護

危害防止及び動物愛護の観点から、避難所等での動物の受入れや動物救護活動が速やかに行えるよう、区市町村や都獣医師会等関係団体との協力体制を整備しています。また、区市町村が行う動物一時避難所整備、応急処置備品、飼い主を対象とした普及啓発等に対し、支援を行っています。

動物愛護相談センター

都における動物行政の拠点として、飼い主不明の犬の保護・收容、犬・猫の引取り、負傷動物の收容・治療、返還、譲渡、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物由来感染症対策などを行っています。



負傷動物の治療

(8) 広域的自治体としての役割

行政の担うべき役割は、福祉・保健・医療サービスを直接提供することから、地域の現状やニーズを把握し、地域の特性等に応じた政策により、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整することへと変化しています。これを踏まえて東京都は、都全体を視野に入れた「広域的なシステム全体の調整者」として、サービスの提供を直接に担う人材や地域の多様な活動主体に対して、財政面や技術面からの支援、新たな仕組みづくり、指導検査等、様々な形で働きかけ等を行い、都全域における「ニーズとサービス提供の調和」を総合的に図っていきます。

区市町村の主体的な施策展開の支援

区市町村が地域特有のニーズを捉え、地域の多様な社会資源を活用して施策を展開できるよう、広域的・専門的な視点から、区市町村の施策展開を支援していきます。

福祉保健区市町村包括補助事業（都の包括補助制度）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施する福祉・保健・医療サービスの各分野における事業を支援しています。
(福祉局・保健医療局企画部企画政策課)

■福祉保健区市町村包括補助事業の補助対象（例）

○高齢者施策推進区市町村包括補助事業

- ・介護サービスにおけるデジタル技術を活用した利便性向上支援事業
- ・ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業
- ・認知症普及啓発事業

○障害者施策推進区市町村包括補助事業

- ・区市町村ヘルプマーク活用推進事業
- ・障害者情報コミュニケーション普及啓発促進事業
- ・障害者地域生活移行・定着化支援事業
- ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

○保健医療政策区市町村包括補助事業

- ・禁煙治療費助成事業
- ・災害医療計画策定支援事業
- ・飼い主のいない猫対策

○地域福祉推進区市町村包括補助事業

- ・福祉サービス第三者評価の実施
- ・成年後見活用あんしん生活創造事業
- ・情報バリアフリーに係る充実への支援
- ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- ・スキルアップ・定着支援推進研修等事業

○子供家庭支援区市町村包括補助事業

- ・病児保育促進事業
- ・子供家庭支援センター事業
- ・ひとり親家庭自立支援プログラム策定推進事業
- ・要支援家庭の早期発見・支援事業

サービスの信頼確保と質の向上への取組

多様な事業者・医療機関等が提供するサービスの中から、利用者・患者が安心してサービスを選択し利用するためには、サービス内容の情報提供や相談機能、契約締結支援、サービス評価・苦情対応などの支援が必要です。東京都は、関係各法に基づき、迅速・的確に権限を行使することにより、適正なサービス提供を促すとともに、サービスの質の一層の向上に向けた取組を推進しています。

社会福祉法人の認可・運営指導

都内に主たる事務所を置く社会福祉法人の設立認可等は、社会福祉法人が一つの区市の区域内で事業を実施する場合は区長・市長が行い、複数の都道府県又は複数の区市あるいは町村の区域で事業を行う場合は都知事、事業を実施する区域が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国を単位として事業が行われる等の場合は、厚生労働大臣が行っています。

また、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善及び悪質な法令違反を行う法人の解消に向けた対策を講じ、法人運営の適正化を図っています。
(福祉局指導監査部指導調整課)

社会福祉法人・施設等に対する指導検査

国、区市町村、関係機関と連携を図りつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するよう、指導検査を行っています。デジタル技術の活用などにより、多くの事業者を対象として効果的かつ効率的に実施するとともに、不正や不適切な事例には迅速に対応を図っています。

(福祉局指導監査部指導調整課)

指定（市町村）事務受託法人

公益財団法人東京都福祉保健財団等が、介護保険法並びに障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定（市町村）事務受託法人として、区市町村が行う実地指導の一部を担っています。

この受託法人の稼働により、区市町村での実地指導の体制整備・強化を図り、都全体の指導検査体制の充実を図っています。

(福祉局指導監査部指導調整課)

福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）

福祉サービスの利用者が自分のニーズにあったサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を提供する仕組みです。

ネットワークでは、高齢者、障害者、子供家庭など各分野について、サービス提供事業者やサービス内容及びサービス評価に関する情報などを提供しています。また、必要な情報を簡単に探すことができるよう「東京の福祉オールガイド」というガイドページを整備しています。ホームページの作成に当たっては、だれもが情報を入手できるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、FAX などの様々な方法で情報提供を行っています。

HP <https://www.fukunavi.or.jp/>

FAX サービス 03-6911-4717

音声案内 03-6911-4719

(福祉局企画部企画政策課)

民間社会福祉施設サービス推進費補助

民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

○民間社会福祉施設に対する「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化

利用者サービスの更なる向上を促進するとともに、施設運営の透明性を確保するため、下記の事項をサービス推進費の全額補助の要件としています。

- 1 都独自の第三者評価を少なくとも3年に1度は必ず受審し、結果を公表（受審しない年は、「利用者に対する調査」を実施）
- 2 施設の財務情報等（収入・支出、サービス推進費の状況等）を毎年度公表

(福祉局企画部企画政策課)

福祉サービス第三者評価制度

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持ち中立的な第三者である多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメントの力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者は、評価結果情報を活用して事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや事業経営の課題などを把握し、改善に着手することが期待できます。

公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置された「東京都福祉サービス評価推進機構」が、制度の運営を担っています。都は、機構との連携により、制度の改善、更なる普及・定着を図っています。

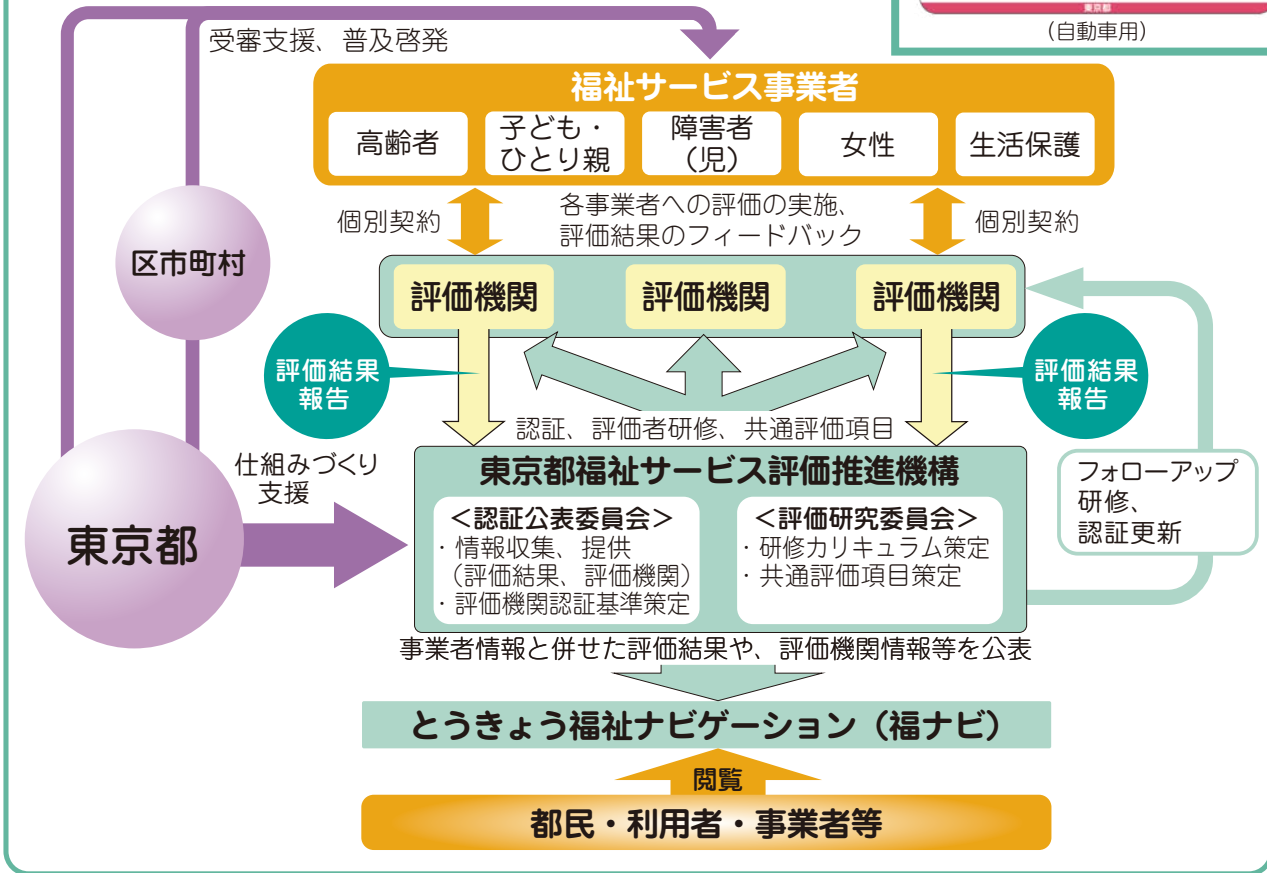
HP <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

(福祉局指導監査部指導調整課)



※評価を受けたこと目印となるよう「受審済ステッカー」を配布しています。

福祉サービス第三者評価制度



福祉サービス総合支援事業

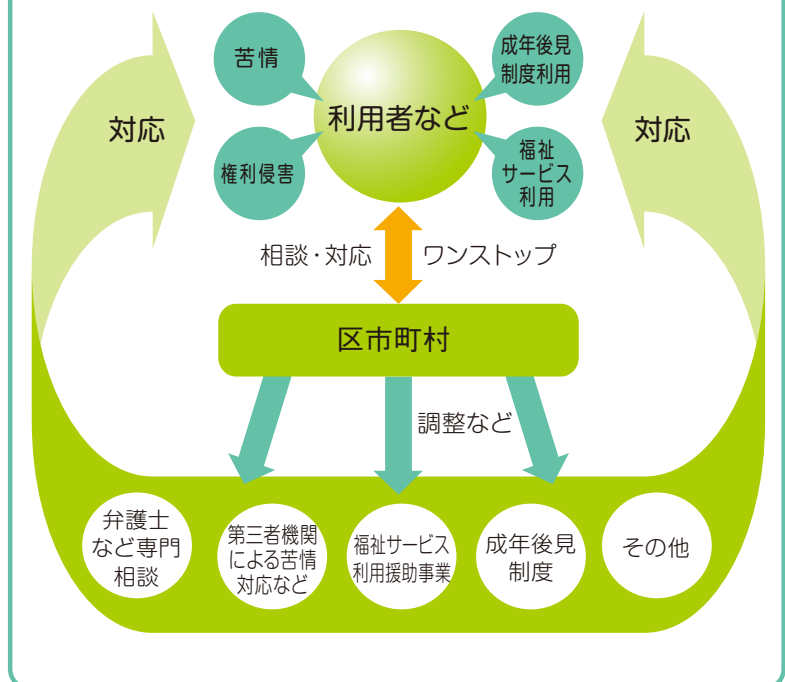
福祉サービスの利用者などに対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するため、①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な方々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談に一体的に対応、②判断能力が不十分な方々、要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービス利用援助、③苦情や権利擁護相談に対応する第三者機関などの設置の補助を行います。

○苦情対応の仕組み

福祉サービス利用者からの苦情は、相談者にとって身近で、事業者とも調整しやすい区市町村が中心となり、関係機関と連携をとりながら対応しています。また、東京都社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会でも相談に応じしています。

(福祉局生活福祉部地域福祉課)

福祉サービス総合支援事業



広域的自治体としての役割

成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの利用や財産管理などをサポートする「成年後見制度」の活用が重要です。制度の積極的な活用を図るため、区市町村における「成年後見制度推進機関」の設置・運営などを支援するとともに、都も制度の普及・促進に取り組んでいます。

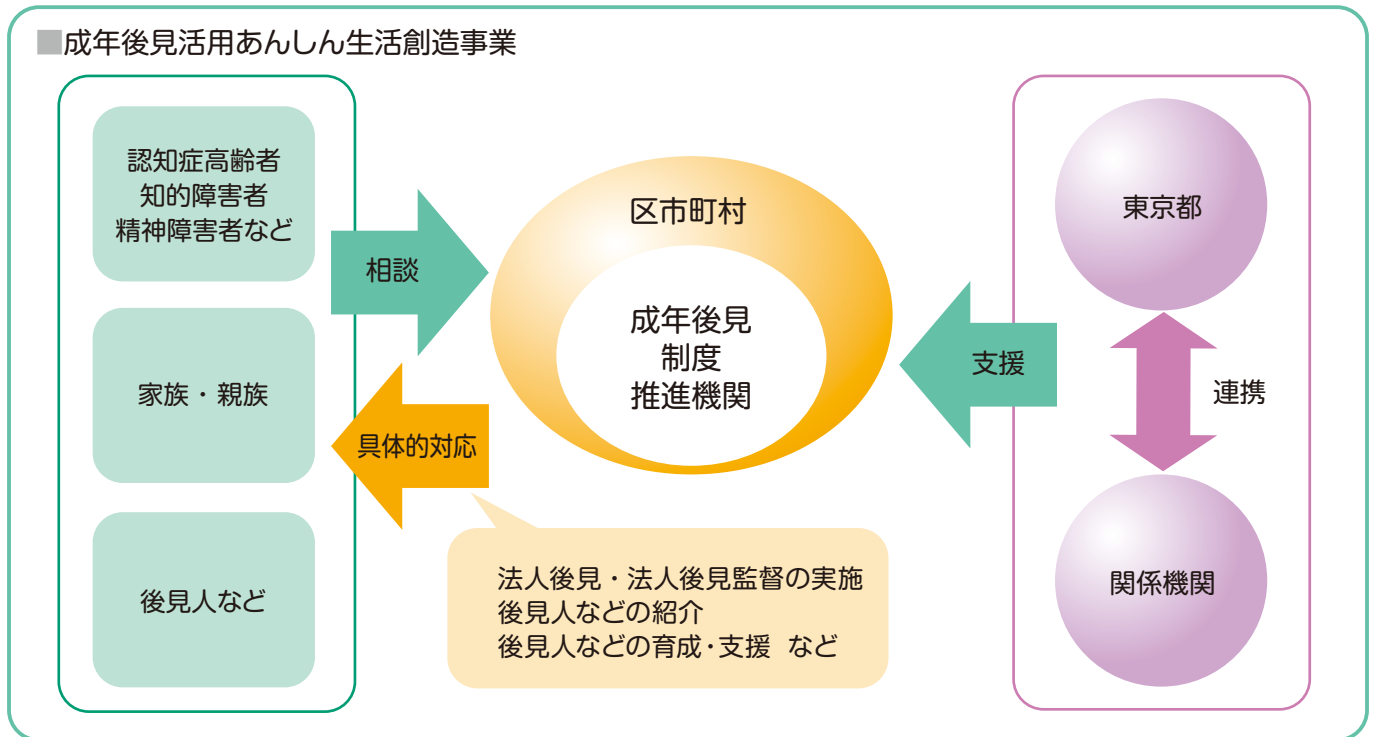
(福祉局生活福祉部地域福祉課)

単身高齢者等の総合相談支援事業

新規

単身高齢者等が、元気なうちから将来の準備をできるよう、終活支援の総合相談窓口の設置や終活意識の醸成に係る普及啓発のほか、緊急入院時の手続支援や相談支援体制整備に係る検討・準備等を行う区市町村を支援します。

(福祉局生活福祉部地域福祉課)



日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについて、利用者の生活と権利を守る東京都社会福祉協議会等の取組を支援します。

(福祉局生活福祉部地域福祉課)

(9) 災害に備えた体制の充実・強化

東日本大震災における被災地での対応や都内で起きた事象、また、今後の首都直下型地震の際に都内で想定される事態を踏まえ、適切に対応できるよう対策を進めます。

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保

社会福祉施設等の耐震化の推進

社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化経費の補助を実施するとともに、施設に対して積極的な働きかけを行い、耐震化を促進します。

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業

耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣などきめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。（福祉局総務部総務課）

児童福祉施設等耐震化促進事業(土地賃借料)

耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を一層強力に推進します。（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）

保育施設の非構造部材耐震対策支援事業

保育施設の非構造部材の耐震化にかかる経費を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）

医療施設耐震化の促進

(再掲 P.62)

災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄

(再掲 P.62)

災害医療協議会

(再掲 P.62)

地域災害医療連携会議

(再掲 P.62)

災害拠点病院の整備

(再掲 P.62)

災害医療コーディネーターの配置

(再掲 P.62)

災害医療派遣チーム(東京 DMAT)の整備

(再掲 P.62)

潜在看護師等登録制度

(再掲 P.64)

災害時のこころのケアの充実

大規模災害等が発生した場合には、こころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、体制を整備しています。

災害拠点精神科病院等の整備

(再掲 P.62)

災害派遣精神医療チーム(東京 DPAT)の整備

(再掲 P.63)

東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

(再掲 P.62)

被災者への支援

東京都では、区市町村や医療機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、東京の防災プランなどを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

災害救助用物資の備蓄・提供

(再掲 P.51)

対応を行えるよう、要配慮者支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に災害時の個別計画を作成することを支援します。（保健医療局保健政策部疾病対策課）

被災者への生活支援

(再掲 P.51)

福祉局・保健医療局職員による災害対策

(再掲 P.52)

○在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

在宅人工呼吸器使用者の停電時等の安全を図るため、区市町村が行う予備電源等の確保を支援します。

(保健医療局医療政策部医療政策課)

災害時要配慮者対策の推進

(再掲 P.52)

○在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

(再掲 P.69)

在宅人工呼吸器使用者への支援

○在宅人工呼吸器使用者災害時支援

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な

東京都福祉局・保健医療局の組織・問合せ先

福祉局					
部	課	主な業務	電話 市外局番は	FAX (03)	
総務部	総務課	局の庶務、議会、文書、組織、広報広聴、調査・統計、契約、財産・物品の管理、工事	5388-3934	5388-1402	
	職員課	局の人事、定数、福利厚生、研修	5388-3946		
企画部	企画政策課	局の企画調整、政策連携団体に係る調整、区市町村との連絡調整	5388-3950	5388-1401	
	計理課	予算・決算・会計	5388-3957		
指導監査部	指導調整課	指導検査の総合調整、社会福祉法人設立認可	5320-4192	5388-1415	
	指導第一課	介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者、指定医療機関、保護施設への指導検査	5320-4287		
	指導第二課	保育所（認可外含む）、児童福祉施設への指導検査	5320-4054		
生活福祉部	企画課	生活福祉の企画調整、旧軍人等の恩給、中国帰国者対策、福祉のまちづくり	5320-4063	5388-1403	
	保護課	生活保護、保護施設及び宿泊所の運営指導、路上生活者対策、山谷対策	5320-4064		
	地域福祉課	低所得者対策、民生・児童委員、地域福祉の推進、福祉人材対策、ひきこもりに係る支援	5320-4072		
	医療助成課	医療費助成	5320-4453		
西多摩福祉事務所					
子供・子育て支援部	企画課	子供・家庭・女性施策の企画調整	5320-4113	5388-1406	
	家庭支援課	子供家庭支援、児童相談所の運営	5320-4371		
	母子健康支援課	医療費助成、母子保健	5320-4372		
	育成支援課	ひとり親家庭の支援、女性福祉施策、社会的養護、児童手当、里親	5320-4125		
	保育支援課	保育施策全般に関すること	5320-4128		
児童相談センター・児童相談所（9）・児童自立支援施設（2）・女性相談支援センター（1、支所1）					
高齢者施策推進部	企画課	高齢者施策の企画調整、高齢者保健福祉計画の策定	5320-4568	5388-1395	
	介護保険課	介護保険に係る区市町村の支援、介護保険審査会、指定居宅サービス事業者等の指定・運営指導、介護人材確保対策	5320-4291		
	在宅支援課	高齢者の在宅福祉、認知症高齢者への支援	5320-4271		
	施設支援課	施設事業者の運営指導、介護老人福祉施設等の整備費補助 板橋キャンパス及び東村山キャンパスの整備等、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援	5320-4264		
障害者施策推進部	企画課	障害者施策の企画調整、東京都障害者・障害児施策推進計画の策定、障害者の社会参加推進、障害者虐待防止法の施行に関すること、障害者差別解消法の施行に関すること	5320-4143	5388-1413	
	地域生活支援課	障害者の在宅福祉、就労支援、居住に関する支援	5320-4324	5388-1408	
	施設サービス支援課	障害者施設・障害児入所施設の運営指導、都立障害者施設の運営、障害者・障害児施設の整備	5320-4146	5388-1407	
	療育課	重症心身障害児（者）施策の企画・立案、障害児通所支援事業所の運営指導・整備、医療的ケア児支援、発達障害児（者）の支援体制の整備	5320-4376	5388-1410	
	精神保健医療課	精神障害者の保健医療、精神障害者の医療支援、高次脳機能障害等の支援体制の整備	5320-4461	5388-1417	
心身障害者福祉センター（1、支所1）・障害者福祉会館・北療育医療センター（1、分園2）・府中療育センター・総合精神保健福祉センター（2）・精神保健福祉センター（1）					
保健医療局					
総務部	総務課	局の庶務、議会、文書、組織、組織、広報広聴、調査・統計、契約、財産・物品の管理、工事	5320-4021	5388-1400	
	職員課	局の人事、定数、福利厚生、研修	5320-4023		
企画部	企画政策課	局の企画調整、政策連携団体に係る調整、区市町村との連絡調整	5320-4019	5388-1401	
	健康危機管理調整課	健康危機管理に係る総合的な調整	5320-4249		
	計理課	局の予算・決算・会計	5320-4013		
保健政策部	保健政策課	保健政策の企画調整、都保健所事務事業の調整・管理	5320-4352	5388-1427	
	健康推進課	健康づくりの推進、成人保健対策、受動喫煙対策、保健栄養事業、自殺総合対策	5320-4356		
	疾病対策課	難病対策、肝炎対策、被爆者援護、臓器移植・献血対策	5320-4471		5388-1437
	国民健康保険課	国保事業、区市町村・国保団体等指導、保険医療機関及び保険薬局等への指導検査	5320-4164		5388-1437
保健所（6、出張所4、支所2）					

部	課	主な業務	電話 市外局番は (03)	FAX
医療政策部	医療政策課	医療政策の企画調整、医療改革の推進、地域医療対策	5320-4423	5388-1436
	救急災害医療課	救急医療、災害医療、小児救急医療、周産期医療、へき地医療	5320-4427	5388-1441
	医療安全課	医療施設等許認可・監視指導、患者の声相談窓口	5320-4431	5388-1442
	医療人材課	医療従事者確保対策、免許、医療社会事業	5320-4441	5388-1436
	監察医務院・看護専門学校（7）			
支庁医療部	法人調整課	地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること	5320-5864	5388-1589
健康安全部	健康安全課	健康安全対策の企画調整、安全性情報の提供	5320-4458	5388-1426
	食品監視課	食品の安全確保対策、食中毒対策	5320-4401	5388-1431
	薬務課	薬事関係免許、薬物乱用防止対策、医薬品等の承認審査及び監視指導、医薬品等の広告の適正化	5320-4511	5388-1434
	環境保健衛生課	環境に係る健康影響対策、アレルギー・花粉症対策、環境衛生施設の衛生対策、動物愛護管理、動物由来感染症対策、貯水槽水道対策・水道事業の監督・支援	5320-4385	5388-1426
	健康安全研究センター（1）・市場衛生検査所（1、出張所2）・芝浦食肉衛生検査所（1）・動物愛護相談センター（1、支所1、出張所1）			
感染症対策部	計画課	感染症対策の企画調整	5320-4535	5388-1432
	調査・分析課	東京感染症対策センター（東京iCDC）、感染症医療体制戦略ポード*	5320-4254	
	防疫課	感染症法の施行、新興・再興感染症、感染症発生動向調査、積極的疫学的調査、結核対策、エイズ・性感染症対策	5320-7659	
	医療体制整備課	感染症医療体制の整備	5320-4347	

●令和8年4月1日現在の情報を掲載しています。 ●その他、本誌の内容に関するお問い合わせは東京都保健医療局総務部総務課広報担当
電話 03-5320-4032(直通)／03-5321-1111(都庁代表) 32-141(内線) FAX 03-5388-1400

相談の窓口

●福祉事務所

名称	電話・FAX
千代田区	☎03-3264-2111 FAX 03-3264-0927
中央区	☎03-3543-0211 FAX 03-3544-0505
港区芝地区総合支所	☎03-3578-3111 FAX 03-3578-2439
港区麻布地区総合支所	☎03-3583-4151 FAX 03-3583-0892
港区赤坂地区総合支所	☎03-5413-7011 FAX 03-3402-8192
港区高輪地区総合支所	☎03-5421-7611 FAX 03-5421-7613
港区芝浦港南地区総合支所	☎03-3456-4151 FAX 03-5445-4590
新宿区	☎03-3209-1111 FAX 03-3209-0278
文京区	☎03-3812-7111 FAX 03-5803-1354
台東区	☎03-5246-1111 FAX 03-5246-1179
墨田区	☎03-5608-1111 FAX 03-5608-6413
江東区（第一課）	☎03-3645-3101 FAX 03-3647-4917
江東区（第二課）	☎03-3637-2701 FAX 03-3683-3722
品川区	☎03-3777-1111 FAX 03-5742-6798
目黒区	☎03-3715-1111 FAX 03-5722-9340
大田区（大森生活福祉課）	☎03-5764-0665 FAX 03-5764-0663
大田区（調布生活福祉課）	☎03-3726-0791 FAX 03-3726-6655
大田区（蒲田生活福祉課）	☎03-5713-1706 FAX 03-5713-1113
大田区（糀谷・羽田生活福祉課）	☎03-3741-6521 FAX 03-3741-5188
世田谷区世田谷	☎03-5432-1111 FAX 03-5432-3034
世田谷区北沢	☎03-6804-7770 FAX 03-6804-7994
世田谷区玉川	☎03-3702-1730 FAX 03-3702-1520
世田谷区砧	☎03-3482-1343 FAX 03-5490-1139
世田谷区烏山	☎03-3326-6111 FAX 03-3326-6169
渋谷区	☎03-3463-1211 FAX 03-5458-4933
中野区	☎03-3389-1111 FAX 03-3228-5664
杉並区（高円寺事務所）	☎03-5306-2611 FAX 03-5306-2620
杉並区（荻窪事務所）	☎03-3398-9104 FAX 03-3398-9598
杉並区（高井戸事務所）	☎03-3332-7221 FAX 03-3335-5641
豊島区（生活福祉課）	☎03-3981-1826 FAX 03-3981-2951
豊島区（西部生活福祉課）	☎03-5917-5760 FAX 03-5917-5769
北区	☎03-3908-1111 FAX 03-3908-7171
荒川区	☎03-3802-3111 FAX 03-3802-0050
板橋区（板橋福祉課）	☎03-3579-2322 FAX 03-3579-5974
板橋区（赤塚福祉課）	☎03-3938-5126 FAX 03-3938-5820
板橋区（志村福祉課）	☎03-3968-2331 FAX 03-3965-0180

名称	電話・FAX
練馬区練馬総合	☎03-3993-1111 FAX 03-5984-1213
練馬区石神井総合	☎03-5393-2801 FAX 03-3995-1137
練馬区光が丘総合	☎03-5997-7713 FAX 03-5997-9701
練馬区大泉総合	☎03-5905-5262 FAX 03-5905-5277
足立区（中部第一福祉課）	☎03-3880-5875 FAX 03-6806-3017
足立区（中部第二福祉課）	☎03-3880-5419 FAX 03-6806-3093
足立区（千住福祉課）	☎03-3888-3142 FAX 03-3888-5344
足立区（東部福祉課）	☎03-3605-7129 FAX 03-5697-6560
足立区（西部福祉課）	☎03-3897-5013 FAX 03-3856-7229
足立区（北部福祉課）	☎03-3883-6800 FAX 03-3860-5077
葛飾区（西生活課）	☎03-3695-1111 FAX 03-5698-1554
葛飾区（東生活課）	☎03-3607-2152 FAX 03-5699-4752
江戸川区（第一課）	☎03-5662-8169 FAX 03-3656-5869
江戸川区（第二課）	☎03-3657-7855 FAX 03-3673-2938
江戸川区（第三課）	☎03-5659-6610 FAX 03-5659-6615
八王子市	☎042-626-3111 FAX 042-627-5956
立川市	☎042-523-2111 FAX 042-523-2143
武蔵野市	☎0422-51-5131 FAX 0422-51-9214
三鷹市	☎0422-45-1151 FAX 0422-45-5376
青梅市	☎0428-22-1111 FAX 0428-24-3496
府中市	☎042-364-4111 FAX 042-366-3669
昭島市	☎042-544-5111 FAX 042-546-8855
調布市	☎042-481-7111 FAX 042-481-7058
町田市	☎042-722-3111 FAX 050-3101-1651
小金井市	☎042-383-1111 FAX 042-384-2524
小平市	☎042-341-1211 FAX 042-346-9498
日野市	☎042-585-1111 FAX 042-583-4198
東村山市	☎042-393-5111 FAX 042-395-2131
国分寺市	☎042-325-0111 FAX 042-325-9026
国立市	☎042-576-2111 FAX 042-576-2138
福生市	☎042-551-1511 FAX 042-551-1877
狛江市	☎03-3430-1111 FAX 03-3480-1133
東大和市	☎042-563-2111 FAX 042-563-5928
清瀬市	☎042-492-5111 FAX 042-492-5139
東久留米市	☎042-470-7777 FAX 042-470-7808

名 称	電話・FAX
武蔵村山市(第1グループ)	☎042-565-1111 FAX 042-565-1504
武蔵村山市(第2グループ)	☎042-590-2230 FAX 042-590-2232
多摩市	☎042-375-8111 FAX 042-338-6881
稲城市	☎042-378-2111 FAX 042-378-5677
羽村市	☎042-555-1111 FAX 042-555-7323
あきる野市	☎042-558-1111 FAX 042-558-1170

●区市役所・町村役場

名 称	電 話
千代田区	☎102-8688 千代田区九段南1-2-1 ☎03-3264-2111
中央区	☎104-8404 中央区築地1-1-1 ☎03-3543-0211
港区	☎105-8511 港区芝公園1-5-25 ☎03-3578-2111
新宿区	☎160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03-3209-1111
文京区	☎112-8555 文京区春日1-16-21 ☎03-3812-7111
台東区	☎110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎03-5246-1111
墨田区	☎130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎03-5608-1111
江東区	☎135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎03-3647-9111
品川区	☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎03-3777-1111
目黒区	☎153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎03-3715-1111
大田区	☎144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎03-5744-1111
世田谷区	☎154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎03-5432-1111
渋谷区	☎150-8010 渋谷区宇田川町1-1 ☎03-3463-1211
中野区	☎164-8501 中野区中野4-11-19 ☎03-3389-1111
杉並区	☎166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎03-3312-2111
豊島区	☎171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎03-3981-1111
北区	☎114-8508 北区王子本町1-15-22 ☎03-3908-1111
荒川区	☎116-8501 荒川区荒川12-2-3 ☎03-3802-3111
板橋区	☎173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎03-3964-1111
練馬区	☎176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎03-3993-1111
足立区	☎120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎03-3880-5111
葛飾区	☎124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎03-3695-1111
江戸川区	☎132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎03-3652-1151
八王子市	☎192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 ☎042-626-3111
立川市	☎190-8666 立川市泉町1156-9 ☎042-523-2111
武蔵野市	☎180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 ☎0422-51-5131
三鷹市	☎181-8555 三鷹市野崎1-1-1 ☎0422-45-1151
青梅市	☎198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111
府中市	☎183-8703 府中市宮西町2-24 ☎042-364-4111

名 称	電話・FAX
西東京市	☎042-464-1311 FAX 042-466-9666
西多摩	☎0428-22-1165 FAX 0428-23-4068
大島支庁	☎04992-2-4421 FAX 04992-2-4424
三宅支庁	☎04994-2-1311 FAX 04994-2-1043
八丈支庁	☎04996-2-1112 FAX 04996-2-3601
小笠原支庁	☎04998-2-3230 FAX 04998-2-2152

名 称	電 話
昭島市	☎196-8511 昭島市田中町1-17-1 ☎042-544-5111
調布市	☎182-8511 調布市小島町2-35-1 ☎042-481-7111
町田市	☎194-8520 町田市森野2-2-22 ☎042-722-3111
小金井市	☎184-8504 小金井市本町6-6-3 ☎042-383-1111
小平市	☎187-8701 小平市小川町2-1333 ☎042-341-1211
日野市	☎191-8686 日野市神明1-12-1 ☎042-585-1111
東村山市	☎189-8501 東村山市本町1-2-3 ☎042-393-5111
国分寺市	☎185-8501 国分寺市泉町2-2-18 ☎042-325-0111
国立市	☎186-8501 国立市富士見台2-47-1 ☎042-576-2111
福生市	☎197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511
狛江市	☎201-8585 狛江市和泉本町1-1-5 ☎03-3430-1111
東大和市	☎207-8585 東大和市中央3-930 ☎042-563-2111
清瀬市	☎204-8511 清瀬市中里5-842 ☎042-492-5111
東久留米市	☎203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042-470-7777
武蔵村山市	☎208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 ☎042-565-1111
多摩市	☎206-8666 多摩市関戸6-12-1 ☎042-375-8111
稲城市	☎206-8601 稲城市東長沼2111 ☎042-378-2111
羽村市	☎205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111
あきる野市	☎197-0814 あきる野市二宮350 ☎042-558-1111
西東京市	☎188-8666 西東京市南町5-6-13 ☎042-464-1311
瑞穂町	☎190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335 ☎042-557-0501
日の出町	☎190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780 ☎042-597-0511
檜原村	☎190-0212 西多摩郡檜原村467-1 ☎042-598-1011
奥多摩町	☎198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6 ☎0428-83-2111
大島町	☎100-0101 大島町元町1-1-14 ☎04992-2-1443
利島村	☎100-0301 利島村248 ☎04992-9-0011
新島村	☎100-0402 新島村本村1-1-1 ☎04992-5-0240
神津島村	☎100-0601 神津島村904 ☎04992-8-0011
三宅村(臨時庁舎)	☎100-1212 三宅村阿古497 ☎04994-5-0981

名 称		電 話
御蔵島村	☎100-1301 御蔵島村字入かねが沢	☎04994-8-2121
八丈町	☎100-1498 八丈町大賀郷2551-2	☎04996-2-1121

●特別区保健所（保健相談所）・保健センター

名 称		電 話
千代田区	千代田保健所	☎03-5211-8161
中央区	中央区保健所	☎03-3541-5936
	中央区日本橋保健センター	☎03-3661-3515
	中央区月島保健センター	☎03-5560-0765
	中央区晴海保健センター	☎03-6381-2972
港区	みなと保健所	☎03-6400-0050
新宿区	新宿区保健所	☎03-3209-1111
	牛込保健センター	☎03-3260-6231
	四谷保健センター	☎03-3351-5161
	東新宿保健センター	☎03-3200-1026
	落合保健センター	☎03-3952-7161
文京区	文京保健所	☎03-5803-1223
	文京区保健サービスセンター	☎03-5803-1805
	文京区保健サービスセンター本郷支所	☎03-3821-5106
台東区	台東保健所（生活衛生課）	☎03-3847-9401
	台東保健所（保健予防課）	☎03-3847-9471
	台東保健所（保健サービス課）	☎03-3847-9406
	浅草保健相談センター	☎03-3844-8171
墨田区	墨田区保健所（保健計画課）	☎03-5608-6189
	墨田区保健所（生活衛生課）	☎03-5608-6939
	墨田区保健所（保健予防課）	☎03-5608-6191
	墨田区保健所（健康推進課）	☎03-3622-9163
江東区	江東区保健所（健康推進課）	☎03-3647-9539
	江東区保健所（生活衛生課）	☎03-3647-5844
	江東区保健所（保健予防課）	☎03-3647-5906
	城東保健相談所	☎03-3637-6521
	城東南部保健相談所	☎03-5606-5001
	深川保健相談所	☎03-3641-1181
品川区	品川区保健所	☎03-5742-6744
	品川保健センター	☎03-3474-2000
目黒区	大井保健センター	☎03-3772-2666
	荏原保健センター	☎03-5487-1310
	目黒区保健所	☎03-5722-9586
大田区	大田区保健所（健康医療政策課）	☎03-5744-1262
	大田区保健所（感染症対策課）	☎03-4446-2643
	大田区保健所（生活衛生課）	☎03-5764-0691
	大田区保健所（健康づくり課）	☎03-5744-1661
	大田区保健所（大森地域健康課）	☎03-5764-0661
	大田区保健所（調布地域健康課）	☎03-3726-4145
	大田区保健所（蒲田地域健康課）	☎03-5713-1701
	大田区保健所（糀谷・羽田地域健康課）	☎03-3743-4161
世田谷区	世田谷保健所	☎03-5432-2432
	世田谷総合支所保健福祉センター（健康づくり課）	☎03-5432-2893

名 称		電 話
青ヶ島村	☎100-1701 青ヶ島村無番地	☎04996-9-0111
小笠原村	☎100-2101 小笠原村父島字西町	☎04998-2-3111

名 称		電 話
世田谷区	北沢総合支所保健福祉センター（健康づくり課）	☎03-6804-9355
	玉川総合支所保健福祉センター（健康づくり課）	☎03-3702-1948
	砧総合支所保健福祉センター（健康づくり課）	☎03-3483-3161
	烏山総合支所保健福祉センター（健康づくり課）	☎03-3308-8228
渋谷区	渋谷区保健所	☎03-3463-1211
	中央保健相談所	☎03-3463-1211
	恵比寿保健相談所	☎03-3443-6251
	幡ヶ谷保健相談所	☎03-3374-7591
中野区	中野区保健所	☎03-3382-6661
	中部すこやか福祉センター	☎03-3367-7788
	北部すこやか福祉センター	☎03-3389-4321
	南部すこやか福祉センター	☎03-3382-1750
杉並区	鷲宮すこやか福祉センター	☎03-3336-7111
	杉並保健所（健康推進課）	☎03-3391-1355
	杉並保健所（生活衛生課）	☎03-3391-1991
	杉並保健所（保健予防課）	☎03-3391-1025
	荻窪保健センター	☎03-3391-0015
	高井戸保健センター	☎03-3334-4304
	高円寺保健センター	☎03-3311-0116
豊島区	上井草保健センター	☎03-3394-1212
	和泉保健センター	☎03-3313-9331
	池袋保健所 ^(注) （地域保健課）	☎03-3987-4203
	池袋保健所 ^(注) （保健予防課）	☎03-4566-4115
	池袋保健所 ^(注) （生活衛生課）	☎03-3987-4175
北区	池袋保健所 ^(注) （健康推進課）	☎03-3987-4172
	長崎健康相談所	☎03-3957-1191
	北区保健所（生活衛生課）	☎03-3919-0376
	北区保健所（保健予防課）	☎03-3919-3101
荒川区	王子健康支援センター	☎03-3919-7588
	赤羽健康支援センター	☎03-3903-6481
	滝野川健康支援センター	☎03-3915-0184
板橋区	荒川区保健所（生活衛生課）	☎03-3802-4216
	荒川区保健所（健康推進課）	☎03-3802-4247
	荒川区保健所（保健予防課）	☎03-3802-4243
板橋区	板橋区保健所（健康推進課）	☎03-3579-2302
	板橋区保健所（地域保健課）	(令和8年3月時点未定)
	板橋区保健所（生活衛生課）	☎03-3579-2332
	板橋区保健所（予防対策課）	☎03-3579-2303
	板橋健康福祉センター	☎03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター	☎03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター	☎03-3979-0511
	志村健康福祉センター	☎03-3969-3836
	高島平健康福祉センター	☎03-3938-8621

(注)令和8年5月に、名称は「池袋保健所」から「豊島区保健所」になります

●特別区保健所（保健相談所）・保健センター

名 称		電 話
練馬区	練馬区保健所（生活衛生課）	☎03-5984-2483
	練馬区保健所（保健予防課）	☎03-5984-1017
	豊玉保健相談所	☎03-3992-1188
	北保健相談所	☎03-3931-1347
	光が丘保健相談所	☎03-5997-7722
	石神井保健相談所	☎03-3996-0634
	大泉保健相談所	☎03-3921-0217
	関保健相談所	☎03-3929-5381
足立区	足立保健所（生活衛生課）	☎03-3880-5361
	足立保健所（感染症対策課）	☎03-3880-5372
	足立保健所（中央本町地域・保健総合支援課）	☎03-3880-5351
	竹の塚保健センター	☎03-3855-5082
	江北保健センター	☎03-3896-4004
	千住保健センター	☎03-3888-4277
	東部保健センター	☎03-3606-4171
葛飾区	葛飾区保健所（地域保健課）	☎03-3602-1231
	葛飾区保健所（生活衛生課）	☎03-3602-1242

名 称		電 話
葛飾区	葛飾区保健所（健康推進課）	☎03-3602-1268
	葛飾区保健所（保健予防課）	☎03-3602-1274
	青戸保健センター	☎03-3602-1284
	金町保健センター	☎03-3607-4141
	新小岩保健センター	☎03-3696-3781
	水元保健センター	☎03-3627-1911
	江戸川区	江戸川保健所（生活衛生課）
江戸川保健所（保健予防課）		☎03-5661-2464
中央健康サポートセンター		☎03-5661-2467
小岩健康サポートセンター		☎03-3658-3171
東部健康サポートセンター		☎03-3678-6441
清新町健康サポートセンター		☎03-3878-1221
葛西健康サポートセンター		☎03-3688-0154
鹿骨健康サポートセンター		☎03-3678-8711
小松川健康サポートセンター		☎03-3683-5531
なぎさ健康サポートセンター		☎03-5675-2515

●都保健所

名 称	管轄地域	電 話・FAX
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	☎0428-22-6141 FAX 0428-23-3987
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	☎042-371-7661 FAX 042-375-6697
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	☎042-524-5171 FAX 042-528-2777
多摩府中保健所	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	☎042-362-2334 FAX 042-360-2144
多摩小平保健所	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	☎042-450-3111 FAX 042-450-3261
島しょ保健所	島しょ全域	☎03-5320-4342 FAX 03-5388-1438
島しょ保健所大島出張所	大島町、利島村	☎04992-2-1436 FAX 04992-2-1740
島しょ保健所大島出張所新島支所	新島村	☎04992-5-1600 FAX 04992-5-1649
島しょ保健所大島出張所神津島支所	神津島村	☎04992-8-0880 FAX 04992-8-0882
島しょ保健所三宅出張所	三宅村、御蔵島村	☎04994-2-0181 FAX 04994-2-1009
島しょ保健所八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	☎04996-2-1291 FAX 04996-2-0632
島しょ保健所小笠原出張所	小笠原村	☎04998-2-2951 FAX 04998-2-2953

※飲食店や理美容所などの申請・届出や保健相談などを行う窓口として、各保健所のほかに、2か所の「保健所地域センター」を設置しています。

- ・西多摩保健所秋川地域センター（☎042-596-3113）
- ・多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター（☎0422-54-2209）

●中核市保健所・保健センター

名 称		電 話
八王子市	八王子市保健所	☎042-645-5111
	八王子市大横保健福祉センター	☎042-625-9128
	八王子市東浅川保健福祉センター	☎042-667-1331
	八王子市南大沢保健福祉センター	☎042-682-2020

●政令市保健所・保健センター

名 称		電 話
町田市	町田市保健所	☎042-724-4241
	町田市保健所中町庁舎	☎042-722-0621
	町田市健康福祉会館	☎042-725-5471
	町田市忠生保健センター	☎042-791-0135
	町田市鶴川保健センター	☎042-736-1600

●市町村保健センター

名	称	電 話
立川市	立川市子育て支援・保健センター（はくくるりん）	☎042-527-3632
武蔵野市	武蔵野市立保健センター	☎0422-51-7004
三鷹市	三鷹市総合保健センター	☎0422-24-7145
青梅市	青梅市健康センター	☎0428-23-2191
府中市	府中市保健センター	☎042-368-5311
調布市	調布市保健センター	☎042-441-6100
小金井市	小金井市保健センター	☎042-321-1240
小平市	小平市健康センター	☎042-346-3700
日野市	日野市生活・保健センター	☎042-581-4111
東村山市	東村山市保健福祉総合センター「いきいきプラザ」	☎042-393-5111
国分寺市	国分寺市いずみ保健センター (健康推進課健康推進係)	☎042-312-8626
国立市	国立市保健センター	☎042-572-6111
西東京市	田無総合福祉センター	☎042-466-1670
	保谷保健福祉総合センター	☎042-464-1311
福生市	福生市保健センター	☎042-552-0061
狛江市	狛江市保健センター（あいとびあセンター）	☎03-3488-1181
東大和市	東大和市立保健センター	☎042-565-5211

名	称	電 話
清瀬市	清瀬市健康センター	☎042-492-5111
東久留米市	東久留米市わくわく健康プラザ	☎042-477-0030
武蔵村山市	武蔵村山市立保健相談センター	☎042-565-9315
多摩市	多摩市立健康センター	☎042-376-9111
稲城市	稲城市保健センター	☎042-378-3421
羽村市	羽村市保健センター	☎042-555-1111
あきる野市	あきる野保健相談所	☎042-558-5091
	五日市保健センター	☎042-558-1111 連絡は市役所健康課へ
瑞穂町	瑞穂町保健センター	☎042-557-5072
日の出町	日の出町保健センター	☎042-588-5426
檜原村	檜原村保健センター	☎042-598-3121
奥多摩町	奥多摩町保健福祉センター	☎0428-83-2777
大島町	大島けんこうセンター	☎04992-2-1482 (福祉けんこう課けんこう係)
新島村	新島村さわやか健康センター	☎04992-5-1856
神津島村	神津島村保健センター	☎04992-8-0010
八丈町	八丈町保健福祉センター	☎04996-2-5570 (福祉健康課保健係)
青ヶ島村	青ヶ島村保健福祉センター	☎04996-9-0111

●都児童相談所

名	称	管轄地域	電 話・FAX
児童相談センター		渋谷区・目黒区・大島支庁	☎03-5937-2314
		新宿区・千代田区・中央区・台東区・八丈・三宅・小笠原支庁	☎03-5937-2317 FAX 03-3366-6036 (共通)
江東児童相談所		墨田区・江東区	☎03-3640-5432 FAX 03-3640-5466
品川児童相談所		大田区	☎03-3474-5442 FAX 03-3474-5596
杉並児童相談所		杉並区・武蔵野市・三鷹市	☎03-5370-6001 FAX 03-5370-6005
北児童相談所		北区	☎03-3913-5421 FAX 03-3913-9048
練馬児童相談所		練馬区	☎03-6915-8253 FAX 03-6915-8254
足立児童相談所		足立区	☎03-3854-1181 FAX 03-3890-3689
八王子児童相談所		八王子市・日野市	☎042-624-1141 FAX 042-624-3865
立川児童相談所		立川市・青梅市・昭島市・国立市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡	☎042-523-1321 FAX 042-526-0150
町田児童相談所		町田市	☎042-851-9357 FAX 042-851-9358
小平児童相談所		小平市・小金井市・東村山市・国分寺市・西東京市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市	☎042-467-3711 FAX 042-467-5241
多摩児童相談所		多摩市・府中市・調布市・稲城市・狛江市	☎042-372-5600 FAX 042-373-6200
名	称	受付時間	電 話・FAX
4152(よいこに)電話相談		月～金 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時 (年末年始を除く。)	☎03-3366-4152 聴覚言語障害者用相談 FAX 03-3366-6036

●特別区児童相談所

名	称	管轄地域	電 話・FAX
世田谷区児童相談所		世田谷区	☎03-6379-0697 (世田谷区児童虐待通告ダイヤル0120-52-8343) FAX 03-6379-0698
江戸川区児童相談所		江戸川区	☎03-5678-1810
荒川区子ども家庭総合センター		荒川区	☎03-3802-3765 (あらかわキッズ・ファミリーコール24:0120-536-883) FAX 03-3802-3787
港区児童相談所		港区	☎03-5962-6500 (港区児童虐待相談ダイヤル0120-483-710) FAX 03-5962-6509
中野区児童相談所		中野区	☎03-5937-3289 FAX 03-5937-3354
板橋区子ども家庭総合支援センター		板橋区	☎03-5944-2373 FAX 03-5944-2376
豊島区児童相談所		豊島区	☎03-6758-7910 FAX 03-6758-7919
葛飾区児童相談所		葛飾区	☎03-5698-0303 FAX 03-5698-0337
品川区児童相談所		品川区	☎03-6712-8261 (しながわ見守りホットライン0120-726-628) FAX 03-6712-8273
文京区児童相談所		文京区	☎03-3811-5241 FAX 03-3811-5226

●児童相談所虐待対応ダイヤル

名 称	電話・受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎189 24時間・365日受付

●子供の権利擁護専門相談

名 称	電話・受付時間
話してみなよ 東京子どもネット	フリーダイヤル ☎0120-874-374 月～金 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時 (年未年始を除く。)

●障害のある子供の就学相談

名 称	電話・受付時間
東京都特別支援教育推進室	☎03-5228-3433 9時～17時(土日祝日年未年始を除く。)

●東京都難聴児相談支援センター

名 称	電話・受付時間
東京都難聴児相談支援センター	☎03-5917-7500 週5日 9時～17時(水曜日、土曜日、祝日及び休日は閉庁)

●児童虐待を防止するためのLINE相談

名 称	電話・受付時間
親子のための相談LINE	LINEの公式アカウントから「親子のための相談LINE こども家庭庁」で検索して友だち登録 月～金 9時～23時 土・日・祝日 9時～17時

●東京都教育相談センター

名 称	電話・受付時間
東京都教育相談センター	●教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン ☎0120-53-8288 24時間対応 ●高校進級・進路・入学相談 ☎03-3360-4175 月～土 9時～17時 (閉庁日・祝日・年未年始を除く。)

●東京都女性相談支援センター

名 称	受付時間
東京都女性相談支援センター(23区居住の方)	●電話相談 ☎03-5261-3110 月～金 9時～21時 土・日・祝日・年未年始 9時～17時
東京都女性相談支援センター多摩支所(多摩・島しょ地区居住の方)	●電話相談 ☎042-522-4232 月～金 9時～16時(祝日、年未年始を除く。) ※東京都女性相談支援センター多摩支所の電話相談受付時間外は、上記、東京都女性相談支援センター電話03-5261-3110へおかけください。
LINE相談「女性は一とふるLINE@東京」	●女性のためのLINE相談 LINEの公式アカウントから「女性は一とふるLINE@東京」で検索して友達登録 平日、土日祝日(年未年始の12月29日から1月3日までは除く)14時から20時まで

●配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話相談受付時間
東京ウイメンズプラザ	●一般相談 ☎03-5467-2455 9時～21時(年未年始を除く。) ●DV専用ダイヤル ☎03-5467-1721 9時～21時(年未年始を除く。) ※外国語(英・中・韓・タイ・タガログ)対応可能 火・木・金曜 13時～16時(祝日・年未年始を除く。) ●男性のための悩み相談 ☎03-3400-5313 月・水・木曜 16時～20時 土曜 13時～17時 (祝日・年未年始を除く。) ●DV被害に関するLINE相談 LINEの公式アカウントから「ささえるライン@東京」で検索して友だち登録 14時～20時(年未年始を除く。)
女性相談支援センター	●東京都女性相談支援センター電話相談及びLINE相談参照

●東京都ひとり親家庭支援センター

名 称	電話相談受付時間
東京都ひとり親家庭支援センターはあと	〔はあと〕 ●生活相談 ☎03-6272-8720 火・水・木・金：9時～20時30分 月・土・日・祝：9時～17時30分 (年未年始は除く。) ●養育費相談、親子交流支援、離婚前後の法律相談、離婚前後の親支援講座 ☎03-6272-8720 火・水・木・金：9時～20時30分 月・土・日・祝：9時～17時30分 (年未年始は除く。) ●LINE相談シングルママパパつながるラインアカウント「はあとライン」 水・土：14時～21時30分 〔はあと飯田橋〕 ●就業支援 ☎03-3263-3451 月・水・木・土・日・祝：9時～17時30分 火・金：9時～20時30分 (年未年始は除く。日曜・祝日は電話相談のみ) 〔はあと多摩〕 ●就業支援、生活相談、養育費相談、親子交流支援、離婚前後の法律相談、ひとり親グループ相談会 ☎042-506-1182 月・水・木・土・日・祝：9時～17時30分 火・金：9時～19時30分 (年未年始は除く。)

●子供家庭支援センター

名 称	電話・FAX
千代田区立児童・家庭支援センター	☎03-5298-5521 FAX 03-5298-0240
中央区立子ども家庭支援センター(虐待情報専用)	☎03-3542-6322 FAX 03-3542-6329 (03-3542-6328)
港区子ども家庭支援センター	☎03-5962-7215 FAX 03-5962-7205
新宿区立子ども総合センター	☎03-3232-0675 FAX 03-3232-0666
文京区子ども家庭支援センター	☎03-5803-1109 FAX 03-5803-1345
台東区日本堤子ども家庭支援センター(24時間受付電話)	☎03-5824-2571 FAX 03-3873-2617 (03-3875-1889)
墨田区子育て支援総合センター(相談専用)	☎03-3622-1150 FAX 03-3622-1156 (03-3622-1154)
江東区南砂子ども家庭支援センター(虐待ホットライン)	☎03-5617-7772 FAX 03-5617-7773 (03-3646-5481)
品川区子ども家庭支援センター	☎03-6421-5236 FAX 03-6421-5238
目黒区こども家庭センター(虐待通告専用)	☎03-3715-2641 FAX 03-3715-7604 (03-5722-9743)
大田区子ども家庭支援センター(虐待通報専用)	☎03-5753-7830 FAX 03-3763-0199 (03-5753-9924)
世田谷区せたがや子ども家庭支援センター	☎03-5432-2915 FAX 03-5432-3034 ※相談先は、地域によって異なります。
渋谷区子ども家庭支援センター	☎0120-135-415 FAX 03-5458-4964
中野区子ども・若者支援センター	☎03-5937-3267 FAX 03-5937-3514
杉並子ども家庭支援センター	☎03-5356-2602 FAX 03-5356-2603
豊島区東部子ども家庭支援センター(児童虐待専用)	☎03-5980-5275 (子ども専用 0120-618-471) FAX 03-3576-6240 (03-6858-2302)
北区子ども家庭支援センター(児童虐待専用)	☎03-3914-9565 FAX 03-6903-0519 (03-3912-1894)
荒川区子ども家庭総合センター(あらかわキッズ・ファミリーコール)	☎03-3802-3765 FAX 03-3802-3787 (0120-536-883)
板橋区子ども家庭総合支援センター(虐待相談専用)	☎03-5944-2371 FAX 03-5944-2376 (03-5944-2373)
練馬区子ども家庭支援センター(虐待相談専用)	☎03-3993-8155 FAX 03-3993-8215 (0120-248-551)
足立区こども家庭相談室	☎03-3852-3535 FAX 03-3889-3400

名 称	電話・FAX
葛飾区子ども総合センター	☎03-3602-1386 FAX 03-3602-1392 (虐待専用電話 03-3602-1389)
江戸川区児童相談所(はあとポート)	☎03-5678-1810 FAX 03-6231-4378
八王子市子ども家庭総合センター	☎042-656-8225 FAX 042-656-8226
立川市子ども家庭センター	☎042-528-6871 FAX 042-528-6875 (虐待通告専用 042-528-4338)
武蔵野市子ども家庭支援センター	☎0422-55-9002 0120-839-002 FAX 0422-51-9417
三鷹市子ども家庭支援センター りぼん	☎0422-40-5925 FAX 0422-29-9667
青梅市子ども家庭センター	☎0428-24-2126
府中市子ども家庭支援センター「たち」	☎042-354-8701・8702 FAX 042-352-2524
府中市子育て世代包括支援センター「みらい」	☎042-319-0072 FAX 042-334-5539
昭島市子ども家庭センター	☎042-543-9046 (子ども専用ダイヤル 0120-678-044) FAX 042-519-2803
調布市子ども家庭支援センター すこやか	☎042-481-7731 FAX 042-481-7734 (虐待防止ホットライン 0120-087-358)
町田市子ども家庭支援課	☎042-724-4419 FAX 050-3101-9631 (子ども専用相談ダイヤル 0120-552-164)
小金井市子ども家庭センター	☎042-321-3146 FAX 042-321-3190
小平市子ども家庭支援センター	☎042-348-2102 FAX 042-348-2101 (虐待相談ほっとライン 042-347-3192)
日野市子ども家庭支援センター	☎042-506-2152 FAX 042-586-1855 (児童虐待専用 042-506-2153)
東村山市子ども家庭支援センター	☎042-393-5111 FAX 042-390-2270 (相談専用電話 042-390-2271)
国分寺市子ども家庭センター	☎042-321-1801 FAX 042-320-1181 (子ども専用相談電話 0800-800-9033)
国立市立子ども家庭センター	☎042-573-0192 FAX 042-576-2283
福生市子ども家庭センター	☎042-539-2555 FAX 042-553-5080
狛江市子ども家庭支援センター	☎03-5438-6605 FAX 03-5761-9089 (相談専用電話 03-5438-6606)

●東京しごとセンター

名 称	電 話
東京しごとセンター	☎03-5211-1571
東京しごとセンター多摩	☎042-526-4510
	月～金 9時～20時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始は休館)

●介護保険相談窓口

名 称	電 話
東京都介護保険制度相談窓口	☎03-5320-4597 9時～12時 13時～16時30分 (月～金(祝日・年末年始を除く。))
東京都国民健康保険団体連合会	☎03-6238-0177 9時～17時 (月～金(祝日・年末年始を除く。))

●高齢者に関する相談(東京社会福祉士会)

名 称	電 話
高齢者のための夜間安心電話	☎03-5944-8640 毎日19時30分～22時30分

●東京都立心身障害者口腔保健センター

名 称	電 話
東京都立心身障害者口腔保健センター	☎03-3235-1141(代表) ☎03-3267-6480(診療受付・予約) FAX 03-3269-1213(診療受付・予約) 8時45分～16時30分 (月～金(祝祭日を除く。))

名 称	電話・FAX
東大和市子ども家庭支援センター	☎042-565-3651 FAX 042-565-3652
清瀬市子ども家庭支援センター	☎042-495-7701 FAX 042-495-7711
東久留米市子ども家庭センター	☎042-471-0910 FAX 042-471-0909
武蔵村山市子ども家庭支援センター	☎042-590-1152 FAX 042-590-1226
多摩市子ども家庭センター	☎042-355-3777 FAX 042-371-1235
稲城市子ども家庭支援センター	☎042-378-6366 FAX 042-378-8900
羽村市子ども家庭センター	☎042-578-2882 FAX 042-554-2921
あきる野市子ども家庭センター	☎042-550-3313 FAX 042-550-3365
西東京市子ども家庭支援センター	☎042-439-0081 FAX 042-422-5375
瑞穂町子ども家庭支援センター	☎042-568-0051 FAX 042-568-2015
日の出町子ども家庭センター	☎042-597-6177 FAX 042-588-4074
檜原村子ども家庭センター	☎042-598-3122 FAX 042-519-9789
奥多摩町子ども家庭支援センター	☎0428-85-1788 FAX 0428-85-1300
大島町子ども家庭支援センター	☎04992-2-2398 FAX 04992-2-2381
利島村子ども家庭センター	☎04992-9-0018 FAX 04992-9-0317
新島村子ども家庭センター	☎04992-5-1856 FAX 04992-5-1857
神津島村子ども家庭支援センター	☎04992-8-1180 FAX 04992-8-1180
三宅村子ども家庭支援センター	☎04994-5-0982 FAX 04994-5-0655
御蔵島村子ども家庭支援センター	☎04994-8-2121 FAX 04994-8-2239
八丈町子ども家庭支援センター	☎04996-2-4300 FAX 04996-2-7923
小笠原村子ども家庭支援センター	☎04998-2-3939 FAX 04998-2-3223

※原則、複数設置している区市町村は、代表1か所を掲載

●東京都医療的ケア児支援センター

名 称	電 話
東京都医療的ケア児支援センター	☎03-3941-3221(区部) ☎042-312-8164(多摩地域) 月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。)

●東京都心身障害者福祉センター

名 称	電話・FAX
心身障害者福祉センター	☎03-3235-2946 FAX 03-3235-2968
心身障害者福祉センター多摩支所	☎042-573-3311 FAX 042-576-5295

●高次脳機能障害支援拠点機関(東京都心身障害者福祉センター)

名 称	電話・FAX
高次脳機能障害専用電話相談	☎03-3235-2955 FAX 03-3235-2957 9時～12時 13時～16時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都立(総合)精神保健福祉センター

名 称	管轄地域	電話・FAX
精神保健福祉センター	千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域	☎03-3844-2212 (こころの電話相談) 月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。) ☎03-3844-2210(代表) FAX 03-3844-2213

名 称	管轄地域	電話・FAX
中部総合精神保健福祉センター	港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区	☎03-3302-7711 (こころの電話相談) 月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。) ☎03-3302-7575 (代表) FAX 03-3302-7839
多摩総合精神保健福祉センター	多摩地域	☎042-371-5560 (こころの電話相談) 月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。) ☎042-376-1111 (代表) FAX 042-376-6885

●東京都精神科病院における虐待通報窓口

名 称	電 話
東京都精神科病院における虐待通報窓口	☎03-5320-4463 9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都障害者権利擁護センター

名 称	電話・FAX
東京都障害者権利擁護センター	☎03-5320-4223 FAX 03-5388-1413 9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都発達障害者支援センター

名 称	電話・FAX
発達障害者支援センター	(18歳未満) ☎03-6413-0231 FAX 03-3706-7242 (土・日・祝日・年末年始を除く。) (18歳以上) ☎03-5579-8207 (第2,4,5水及び土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都障害者福祉会館

名 称	電話・FAX
障害者福祉会館	☎03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

●障害者デジタル技術支援総合基盤整備

名 称	電話・FAX
東京都障害者ICT総合支援センター	☎03-6682-6308 FAX 03-6686-1277

●東京都障害者スポーツセンター

名 称	電話・FAX
東京都障害者総合スポーツセンター	☎03-3907-5631 FAX 03-3907-5613
東京都多摩障害者スポーツセンター	☎042-573-3811 FAX 042-574-8579

●こころの健康に関する相談

名 称	電 話
夜間こころの電話相談	☎03-5155-5028 年中無休 17時～22時 (受付は21時30分まで)

●小児総合医療センター こどもの精神科受診に関する相談

名 称	電 話
小児総合医療センター	☎042-300-5111 (代表) 月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。)

●生きるのがつらい時の電話相談

名 称	電 話
東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	☎0570-087478 年中無休 正午～翌朝5時30分

●生きるのがつらい時のSNS相談

名 称	SNS
相談ほっとLINE@東京	LINEの公式アカウントから「相談ほっとLINE@東京」で検索して友だち登録したら…」窓口

●自死により、身近な人、大切な人を亡くされた方の相談窓口

名 称	電話・メール
とうきょう自死遺族総合支援窓口	☎03-3357-1536 月～金 14時～18時 日 13時～17時 メール相談は「とうきょう自死遺族総合支援窓口」ホームページより

●いのちの電話

名 称	電 話
日本いのちの電話連盟	☎0120-783-556 (電話相談) (毎日16時～21時 毎月10日 8時～翌日8時まで)
東京いのちの電話	☎03-3264-4343 (電話相談) 年中無休・24時間
東京多摩いのちの電話	☎042-327-4343 (電話相談) 年中無休 10時～21時 (毎月第3金曜日 10時～翌々日の日曜日21時まで)

●ひきこもりに関する相談

名 称	電 話
東京都ひきこもりサポートネット	☎0120-529-528 月～土 10時～17時 (祝日・年末年始を除く。)

●受動喫煙対策の制度に関する相談

名 称	電 話
東京都受動喫煙対策相談窓口 (アドバイザー派遣希望受付含む)	<電話・来所相談> ☎0570-069690 9時～17時45分 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都生活再生相談窓口

名 称	電 話
東京都生活再生相談窓口	☎03-5227-7266 月～金 9時30分～18時(祝日・年末年始を除く。)

●TOKYO チャレンジネット

名 称	電 話
TOKYOチャレンジネット	☎0120-874-225 (フリーダイヤル) ☎0120-874-505 (女性専用) ☎03-5155-9501 (代表)

●東京都福祉人材センター

名 称	電話・FAX
(人材情報室 本部) 東京しごとセンター7階	☎03-5211-2860 FAX 03-5211-1494
(人材情報室 多摩支所) オリンピック第3ビル7階 (研修室) 東京都社会福祉保健医療研修センター内	☎042-595-8422 FAX 042-595-8432 ☎03-5800-3335 FAX 03-5800-0449

●東京ボランティア・市民活動センター

名 称	電話・FAX
東京ボランティア・市民活動センター	☎03-3235-1171 FAX 03-3235-0050

●動物愛護相談センター

名 称	電話・FAX
動物愛護相談センター本所	☎03-3302-3507 FAX 03-3329-2647 9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)
動物愛護相談センター多摩支所	☎042-581-7435 FAX 042-584-8012 9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

●東京都 HIV/ エイズ電話相談

名 称	電 話
東京都HIV/エイズ電話相談	☎03-3227-3335 月～金 12時～21時 土・日・祝日 14時～17時 (年末年始を除く。)

●HIV 検査・相談室

名 称	電 話
東京都新宿東口検査・相談室	☎050-3801-5309 (予約) 10時～20時 (年末年始を除く毎日)
東京都多摩地域検査・相談室	

●旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

名 称	電話・FAX
旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	☎03-5320-4206 9時～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く。) FAX 03-5388-1401

福祉局の主な刊行物等

担当部	名 称	所管課	刊行年月	価格等
総務部	2024社会福祉の手引き ※福祉・保健医療分野の事業・窓口等を掲載	総務課	令和6年 10月	457.6円(※1)
	月刊「福祉保健」(WEB版のみ) ※福祉局・保健医療局の行事・募集情報等を掲載	総務課	各 月	(※1)
生活福祉部	第二期東京都地域福祉支援計画(中間見直し版)	企画課	令和6年 5月	3,298.9円(※1)
	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	企画課	令和5年 10月	2,560.8円(※1)
	東京都福祉のまちづくり推進計画 令和6年度～令和10年度	企画課	令和6年 3月	2,414.5円(※1)
	みんながまた来たくなるお店づくり	企画課	平成21年 10月	(※1)
	店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン	企画課	平成22年 5月	(※1)
	障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	企画課	平成25年 9月	(※1)
	区市町村・事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン	企画課	平成28年 3月	(※1)
	「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック	企画課	平成30年 3月	(※1)
	多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック	企画課	令和4年 3月	(※1)
	小規模事業所のための職場研修の手引	地域福祉課	平成26年 11月	(※1)
	当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック	企画課	令和6年 3月	(※1)
子供・子育て支援部	東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)	企画課	令和7年 3月	(※1)
	児童虐待の実態Ⅱ(白書)	家庭支援課	平成17年 12月	都立中央図書館に所蔵
	チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～	家庭支援課	平成21年 3月	(※1)
	東京都ひとり親家庭自立支援計画(第5期)	育成支援課	令和7年 3月	(※1)
	東京都社会的養育推進計画	企画課	令和7年 3月	(※1)
	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画	育成支援課	令和6年 3月	(※1)
高齢者施策推進部	第9期東京都高齢者保健福祉計画 令和6年度～令和8年度	企画課	令和6年 7月	3,174.6円(※1)
	高齢者の居住安定確保プラン-基本的方針と実現のための施策-	企画課	令和6年 3月	872.3円(※1)
	保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン	介護保険課	平成26年 3月	(※1)
	訪問看護OJTマニュアル	在宅支援課	平成25年 3月	(※1)
	東京都認知症施策推進計画 令和7年度～令和11年度	在宅支援課	令和7年 6月	2619.1円(※1)
	知って安心認知症	在宅支援課	令和8年 3月	(※1)
	認知症検診のすすめ 早めの検診で、安心した生活を	在宅支援課	令和8年 2月	(※1)
	高齢者虐待防止と権利擁護-いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために-	在宅支援課	平成31年 2月	(※1)
	若年性認知症ハンドブック ～職場における若年性認知症の人への支援のために～	在宅支援課	平成29年 11月	(※1)
	東京都若年性認知症相談支援マニュアル	在宅支援課	令和5年 3月	(※1)
	若年性認知症の本人の通い場をつくるガイドブック	在宅支援課	令和2年 3月	(※1)
	看護師認知症対応力向上研修テキスト(改訂版)	在宅支援課	令和6年 3月	939.4円(※1)
	あんしん なっとく 高齢者向け住宅の選び方	在宅支援課	令和7年 8月	(※1)
	高齢者等の見守りガイドブック(第4版)	在宅支援課	令和5年 3月	1,173.7円(※1)
	住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック(第4版)	在宅支援課	令和5年 3月	212.3円(※1)
	東京50才(フィフティ・アップ)BOOK	在宅支援課	令和2年 3月	(※1)
あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方	施設支援課	平成28年 12月	(※1)	
障害者施策推進部	東京都障害者・障害児施策推進計画	企画課	令和6年 3月	(※1)
	障害者虐待防止リーフレット(障害者虐待をなくそう～障害者が安心して暮らせる社会へ～)	企画課	平成30年 11月	(※1)
	高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2025年版	心身障害者福祉センター	令和7年 3月	(※2)
	首都Tokyo障害者就労支援行動宣言	地域生活支援課	平成20年 11月	(※1)
	精神科・心療内科医療機関名簿	中部総合精神保健福祉センター	令和6年 3月	590.7円(※3)
	みんなで支え合うとともに生きる東京へ-障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例-	企画課	令和6年 4月	(※1)

保健医療局の主な刊行物等

担当部	名 称	所管課	刊行年月	価格等
総務部	2025 Social Welfare and Public Health in Tokyo(英語版2025 東京の福祉保健)	総務課	令和6年 11月	(※1)
保健政策部	東京都健康推進プラン2 1 (第三次)	健康推進課	令和6年 3月	2,118.6円(※1)
	東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)	健康推進課	令和5年 3月	(※1)
	第四期東京都医療費適正化計画	国民健康保険課	令和7年 3月	(※1)
	「今日から予防!糖尿病」(デジタルブック)	健康推進課	令和6年 10月	(※1)
	「野菜、あと一皿!」(デジタルブック)	健康推進課	令和5年 2月	(※1)
医療政策部	東京都保健医療計画(令和6年3月改定)	医療政策課	令和6年 3月	2,531.1円(※1)
	東京都地域医療構想	医療政策課	平成28年 7月	611.6円(※1)
	東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)	医療政策課	令和6年 3月	(※1)
	東京都がん対策推進計画(第三次改定)	医療政策課	令和6年 3月	(※1)
	東京都循環器病対策推進計画(第一次改定)	救急災害医療課	令和6年 3月	246円(※1)
	暮らしの中の医療情報ナビ(大人編、子供の発熱、病気やケガは突然に)	医療政策課	平成29年 11月	(※1)
	わたしの思い手帳(本編・書き込み編)	医療政策課	令和3年 3月	無償頒布(※1)
	病院管理の手引き	医療安全課	令和7年 3月	459.8円(※1)
	医療機関名簿 令和6年	医療人材課	令和7年 10月	523.6円
健康安全部	東京都食品安全推進計画(令和8年3月改定)	食品監視課	令和8年 3月	(※1)
	東京都薬物乱用対策推進計画～薬物乱用のない社会づくりのために～(令和5年度改定)	薬務課	令和6年 3月	(※1)
	東京都の水道(令和7年版)	環境保健衛生課	令和8年 3月	(※1)
	「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック(平成30年度改訂版)	環境保健衛生課	平成31年 3月	(※1)
	東京都動物愛護管理推進計画(令和3年3月改定)	環境保健衛生課	令和3年 3月	(※1)
	健康・快適居住環境の指針(平成28年度改定版)	環境保健衛生課	平成29年 3月	(※1)
	東京都アレルギー疾患対策推進計画(令和4年3月改定)	環境保健衛生課	令和4年 3月	(※4)
	食物アレルギー緊急時対応マニュアル(2025年3月版)	健康安全研究センター	令和7年 3月	(※4)
	避難所ですぐ使える食中毒予防ブック 第2版	健康安全研究センター	令和元年 7月	(※1)
	花粉症一口メモ	健康安全研究センター	令和8年 1月	無償頒布(※4)
感染症対策部	東京都感染症予防計画(令和6年3月改定)	計画課	令和6年 3月	(※1)
	高齢者施設・障害者施設の感染症対策事例集	調査・分析課	令和7年 1月	(※1)
	感染症予防ハンドブック	調査・分析課	令和7年 3月	(※1)
	保育所等における感染対策ハンドブック	調査・分析課	令和7年 12月	(※1)
	東京都感染症マニュアル2018	防疫課	平成30年 3月	(※1)
	東京を訪れた方へ あなたのその症状、感染症かもしれません! ～滞在中に具合が悪くなったときにお読みください～	防疫課	令和6年 3月	(※1)

価格の記載がある刊行物は、都民情報ルーム 刊行物販売コーナー(電話:03-5388-2276)で販売・頒布しています。

有償刊行物の価格は、全て税込価格で表示しております。(価格は令和7年4月現在の金額)

※1 福祉局・保健医療局ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

※2 東京都心身障害者福祉センターホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

※3 東京都中部総合精神保健福祉センターホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

※4 東京都アレルギー情報 navi. に掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

東京都福祉局・保健医療局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp>
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp>

福祉・保健・医療の各施策、報道発表、最新のお知らせ、イベントカレンダー、相談窓口など様々な情報を掲載しています。



東京都福祉局



東京都保健医療局

とうきょう子育てスイッチ

<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>

行政の子育て支援サービスや子育て応援とうきょうパスポートなど、地域の様々な子育て支援情報を掲載しています。

Tokyo 里親ナビ

<https://tokyo-satooyanavi.com/>

東京都の里親制度の情報発信サイト。
子どもと里親の暮らしを写真やエピソードで紹介しています。

東京都介護予防・フレイル予防ポータル

https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/kaigo_frailty_yobo/

介護予防・フレイル予防の基礎知識や、予防に取り組みたい人に役立つ情報等を発信します。

とうきょう認知症ナビ

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/>

認知症の基礎知識、相談窓口、研修会、施策の検討状況等を総合的に提供。

100年活躍ナビ

<https://100nen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

シニア・プレシニアの方に、趣味活動、健康づくり、地域活動、ボランティアなど、社会参加のきっかけとなる様々な情報をご提供します。

かいごパスポート Tokyo (KaiTo)

<https://kaigo-passport-tokyo.jp/>

外国人介護従事者の受入れを促進するため、東京や介護の魅力、都内介護事業所の職場環境や求人情報等を多言語で発信しています。

介護 WITH プロジェクト

<https://fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/kaigowith/>

介護の仕事と夢や趣味の両立する新しい働き方を応援するため、環境づくりに取り組む事業所を介護 WITH 事業所として選定する等、介護の魅力を発信しています。

ハートシティ東京

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/>

障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会になるよう、障害別の困ったことやサポート事例、イベント情報などを提供。

東京都医療的ケア児支援ポータルサイト

https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/Medical-Care_Children_Support/

医療的ケア児及びその保護者、関係機関の職員を支援するポータルサイトです。

難聴児支援ポータルサイト

https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/nantyou_children_support/

新生児聴覚検査や補聴器、都の支援事業に関する事など、難聴児や難聴の疑いがあるお子さん、難聴児支援に携わる方に役立つ情報を分かりやすくご紹介しています。

東京都ひきこもりサポートネット

<https://hikikomori-tokyo.jp/>

ひきこもりに関する相談窓口、家族セミナー、事業情報等を総合的に掲載。

「心のバリアフリー」ホームページ

<https://kokoro.metro.tokyo.lg.jp/>

心のバリアフリーの情報発信サイト。
解説動画やバリアフリー設備、こども向けコンテンツ等を掲載。

とうきょうユニバーサルデザインナビ

<https://www.udnavi.tokyo/>

外出時に必要な都内の施設や交通機関等に関するバリアフリー情報を集約し提供。

ポータルサイト「ふくむすび」(東京都福祉人材情報バンクシステム)

<https://www.fukushijinzaipro.metro.tokyo.lg.jp/>

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所の情報、福祉事業所の職員募集や職場環境に関する情報、都内自治体の支援策、研修、イベント等の情報を発信。

とうきょう福祉ナビゲーション

<https://www.fukunavi.or.jp/>

福祉サービスについて、提供事業者、内容、評価情報等を総合的・一体的に提供。

医療情報ネット「ナビイ」(全国統一的な情報提供システム)

https://www.iryouteikyouseido.mhlw.go.jp

医療機関を探すことができます。

東京都がんポータルサイト

<https://www.gan-portal.metro.tokyo.lg.jp/>

がんに関する情報を集約し、がん患者やその家族の医療機関の選択や、治療・療養生活に役立つ情報を分かりやすく提供。

とうきょう脳卒中・心臓病ガイド

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/junkanki-portal/>

脳卒中や心臓・血管の病気の患者とそのご家族、病気を詳しく知りたい方に、必要な情報を提供。

東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/>

自殺総合対策に関する情報を掲載。

とうきょう健康ステーション

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensui/>

生活習慣病予防、受動喫煙対策、栄養・食生活、がん検診等健康づくりに関する情報を掲載。

TOKYO WALKING MAP

<https://www.tokyo-walkingmap.metro.tokyo.lg.jp/>

都内区市町村等が作成したウォーキングマップやウォーキングのコツ等を紹介しています。

TOKYO #女子けんこう部

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/joshi-kenkoku/>

女性の健康な生活や女性特有の病気について手軽に知ることができるポータルサイトです。

とうきょう健康応援事業「東京健康 UPlus」あつぷらす

<https://kenkou-uplus.metro.tokyo.lg.jp/>

区市町村の健康ポイント事業で一定の健康ポイントを貯めた都民に向けて、東京都の特典申請手続きの案内や協賛店等の情報を掲載しています。

東京都アレルギー情報 navi.

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/allergy/>

アレルギー疾患に関する様々な情報を総合的に提供。

～東京都動物情報サイト～ ワンニャンとうきょう

<https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/>

犬や猫の譲渡情報や、最期まで愛情と責任をもって飼うための情報を提供。

感染症情報案内

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/info>

都内の感染症発生に関する報道発表、注意報・警報情報を一目でご覧いただけます。各感染症に関する都内の発生状況や都の取組・発信等についても、こちらからアクセスできます。

これだけは知ってほしい「はじめてのHPVワクチン」

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/hpv-vax/>

HPVワクチン接種の対象者や保護者などに、HPVワクチンと接種の情報をわかりやすくお知らせするポータルサイトです。

性感染症ナビ

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/seikansensho/>

性感染症に関する情報を総合的に提供。

新型コロナ後遺症ポータル

<https://www.corona-kouisyuu.metro.tokyo.lg.jp/>

都民向けに後遺症の症状の解説等、医療従事者等向けに研修会情報等を提供。後遺症に対応する医療機関を所在地と症状等で検索できます。

東京都の公式SNS一覧

最新のお知らせやイベント情報等を発信しています。



2026「東京の福祉保健」

印刷物規格表第1類
印刷番号(7)33

令和8年4月1日発行

編集・発行 東京都保健医療局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4032

印刷/株式会社太陽美術